

霞が関・虎ノ門地区再開発計画

環境影響調査計画書

令和 8 年 2 月

虎ノ門・霞が関地区市街地再開発準備組合

目 次

1. 事業者の氏名及び住所	1
1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所	1
2. 対象事業の名称、目的及び内容	3
2.1 対象事業の名称	3
2.2 対象事業の目的	3
2.3 対象事業の内容	4
2.3.1 事業の位置	4
2.3.2 事業計画の概要	7
2.3.3 工事の概要	13
2.3.4 対象事業のスケジュール	13
3. 地域の概況	15
3.1 一般項目	15
3.1.1 人口	15
3.1.2 交通	18
3.1.3 土地利用	28
3.1.4 関係法令の指定・規制等	34
3.1.5 環境保全に関する計画等	37
3.2 環境項目	53
3.2.1 大気汚染	53
3.2.2 臭気	57
3.2.3 静穏	58
3.2.4 土壌汚染	61
3.2.5 地形・地質	61
3.2.6 水循環	68
3.2.7 緑	70
3.2.8 日影	73
3.2.9 電波障害	73
3.2.10 風環境	73
3.2.11 景観	75
3.2.12 史跡・文化財	77
4. 環境調査項目の選定	83
4.1 選定した項目	83
4.2 選定しなかった項目及びその理由	84

5. 調査・予測方法等	85
6. その他	143
6.1 実施者	143
6.2 主な参考資料目録	143
6.3 問い合わせ先	146

1. 事業者の氏名及び住所

1. 事業者の氏名及び住所

1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所

名 称 虎ノ門・霞が関地区市街地再開発準備組合

代表者 理事長 河村 守康

住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号

2. 対象事業の名称、目的及び内容

2. 対象事業の名称、目的及び内容

2.1 対象事業の名称

名 称：霞が関・虎ノ門地区再開発計画

種 類：建築物の新築

2.2 対象事業の目的

計画地は、南側を特例都道外濠環状線（外堀通り）、西側を一般国道1号（桜田通り）に接する地区であり、東京メトロ銀座線虎ノ門駅に隣接するとともに、近接して東京メトロ千代田線、丸の内線、日比谷線が乗り入れる霞ヶ関駅や都営三田線内幸町駅が立地するなど、交通利便性の高い地区となっています。また、我が国の政治と行政の中心としての機能を担う霞が関エリアに近接しており、さらに計画地南側では、特例都道外濠環状線（環二通り）の開通や虎ノ門ヒルズ駅の開業、虎ノ門駅（南側）の改良、地下歩行者通路等、大規模な開発事業と一体的に都市基盤整備が進められており、商業・居住・医療・教育・宿泊機能など、国際的な生活環境を備えたビジネス・交流の拠点が形成されつつあります。

計画地はかつての江戸城外濠跡に位置し、近接して江戸城外濠に設けられていた城門である「虎之御門」や、水と緑ある景観が人々に親しまれた「東都葵ヶ岡の滝」が位置していました。

一方、計画地においては、老朽化した建築物や比較的小規模な敷地が多く、都心にふさわしい土地の有効利用が図られていません。また、地区周辺の将来的な就業人口等の増加が見込まれる中、地下鉄虎ノ門駅北側コンコースの出入口、地上の歩行者空間における混雑やバリアフリー、交通結節機能の不足などの課題を有しております、さらに、広場やオープンスペース、緑被率等の都市環境機能の不足が課題となっています。

都市再生緊急整備地域における地域整備方針において、国際性豊かな交流ゾーンを形成する目標が掲げられ、虎ノ門駅周辺の交通結節機能の強化による都市機能の増進、道路や敷地内通路等の連携による地上・地下の重層的な歩行者ネットワーク等の充実や、効率的なエネルギー・システムの導入などが求められています。

また、東京都が策定した「都市づくりのグランドデザイン」（平成29年9月、東京都）においては、地下鉄駅の新設や改良、地下歩行者通路、バスターミナルの整備など、交通結節機能を強化するとともに、街路樹の充実によるみどりの軸の形成、沿道のまちづくりによる緑化が進み、広がりと厚みのあるみどりを形成すること、皇居、日比谷公園や、国会議事堂、法務省旧本館などの歴史的建造物とが調和した、重厚で風格のある中核的な拠点を形成することが掲げられています。

加えて、「港区まちづくりマスタープラン【港区の都市計画に関する基本的な方針】」（平成29年3月、港区）においては、虎ノ門地域について、民有地を活用した既存駅舎改修や地下鉄新駅整備等の交通機能の拡充などを契機として、複数の大規模な開発事業等の連携により市街地環境の質を向上させ、国際的なビジネス・交流拠点を形成することが掲げられており、「千代田区都市計画マスタープラン～つながる都心 人・まちが織りなす多彩な都市の価値～」（令和3年5月、千代田区）においては、永田町一・二丁目、霞が関一・二・三丁目について、周辺の歴史性と豊かな緑の環境を保全・活用し、文化、教育、オフィス、居住の機能が調和した多様性のある複合市街地としていくことが掲げられています。

こうした状況を踏まえ、計画地においては、地下鉄虎ノ門駅周辺における交通結節機能強化や外濠の歴史を継承したうるおいある都市空間の形成を図ります。また、「虎ノ門（国際ビジネス交流拠点）」と「霞が関（中央官公庁街）」との接点に位置する計画地において、産学官の垣根を越えた多様な知のネットワークの結集により、ビジネス創出・交流を図る「（仮称）グローバル官民連携HUB」※を整備します。さらに、駅前の災害時支援機能の強化を行うとともに、地域冷暖房（DHC）や高効率設備機器の導入などを図り、環境負荷低減への積極的な取組を行います。これらの取組により、東京の都市再生に貢献します。

2.3 対象事業の内容

2.3.1 事業の位置

計画地は、図 2.3.1-1、2 に示すとおり、東京都港区虎ノ門一丁目及び千代田区霞が関一丁目に位置しています。

鉄道の最寄り駅として、計画地南側には、虎ノ門駅（東京メトロ銀座線）があります。

主要道路として、計画地南側には、特例都道外濠環状線（外堀通り）が東西方向に通過しており、計画地西側には、一般国道 1 号（桜田通り）が南北方向に通過しています。また、計画地北側には、特別区道千第 147 号線が東西方向に通過しており、計画地東側には、隣接する建築物を挟んで主要地方道白山祝田町線（愛宕下通り）が南北方向に通過しています。

なお、計画地周辺においては、別事業である「虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業」、「虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業」、「（仮称）六本木一丁目北地区計画」、「愛宕地区第一種市街地再開発事業」、「（仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」、「（仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」、「内幸町一丁目街区南地区第一種市街地再開発事業」等が計画されています。

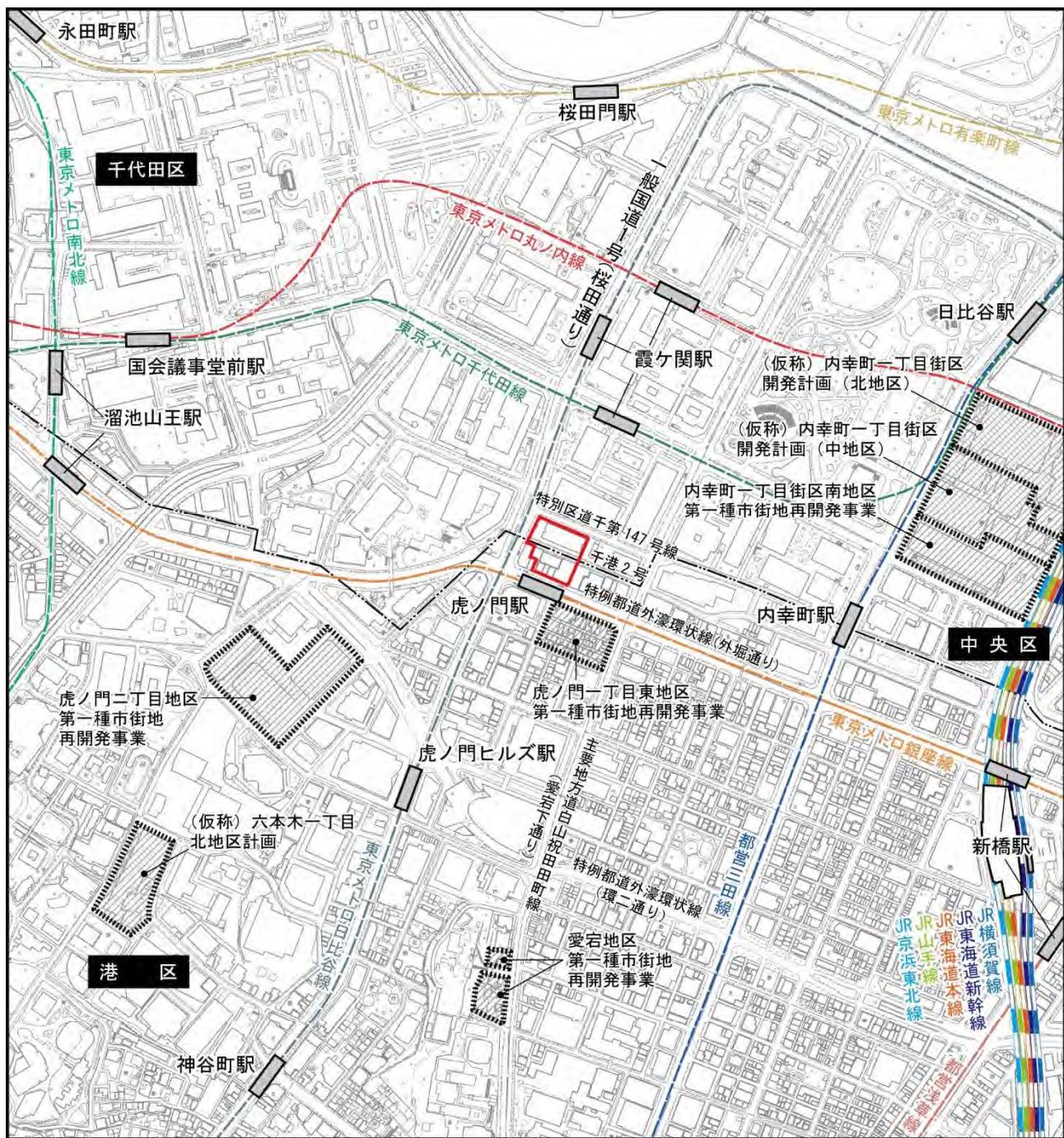
計画地の所在地及び用途地域等は、表 2.3.1-1 に示すとおりです。

表 2.3.1-1 計画地の所在地等

所在地	東京都港区虎ノ門一丁目の一部、千代田区霞が関一丁目の一部
敷地面積※	約 0.8 ha
用途地域	商業地域

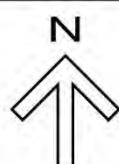
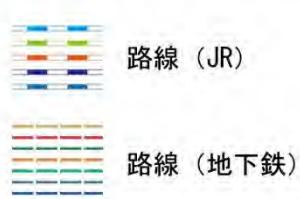
※：敷地面積は、街区再編後の面積です。

※：「（仮称）グローバル官民連携 HUB」とは、民間産業技術の社会実装にあたって、政策（ルール形成）を担う官が伴走し、世論形成から規格発行・国際標準化までを連動させることで、日本企業の国際競争力向上を支援する官民交流拠点のことです。



凡 例

- 計画地
- 区界
- ▨ 主な周辺の開発事業
- 地上駅
- 地下駅



S=1/10,000

0 100 200 300m

図 2.3.1-1 計画地位置図 (広域)



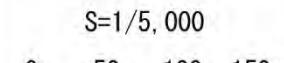
凡 例		 N $S=1/5,000$ 
 計画地	 地下駅	
 区界	 路線（地下鉄）	
 主な周辺の開発事業		

図 2.3.1-2 計画地位置図（詳細）

2.3.2 事業計画の概要

(1) 上位計画

計画地及びその周辺における国、東京都、港区及び千代田区の主な上位計画は、表 2.3.2-1 に示すとおりです。

表 2.3.2-1 計画地及びその周辺地区における主な上位計画

国	特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針 ・日本経済の中心地である都心から臨海部の一体的な地域において、本社機能の高度な集積や国内外へのアクセス機能、国際色豊かな地域特性を生かし、国際競争力向上に資する先進的なビジネス支援機能の導入促進、外国人が住みやすい居住環境の充実などを一体的に推進
東京都	都市づくりのグランドデザイン ・国際色豊かな業務、商業・エンターテイメント、文化、宿泊、居住、教育などの多様な機能が、連担する開発により高度に集積し、外国人にとっても暮らしやすく、交流の生まれる複合拠点の形成を目指します。 ・地域の防災性を向上させる緑豊かなゆとりのある空間の創出や、自立分散型エネルギーの確保、駅を中心とした交通結節機能の強化を進めます。
港区	港区まちづくりマスターplan ・虎ノ門地域においては、民有地を活用した既存駅舎改修や地下鉄新駅整備等の交通機能の拡充などを契機として、複数の大規模な開発事業等の連携により市街地環境の質を向上させ、国際的なビジネス・交流拠点を形成
千代田区	千代田区都市計画マスターplan ・政治・行政の中枢機能が集積するとともに、国会議事堂など歴史的建造物、文化・教育施設が調和した複合市街地として、緑豊かで風格と親しみ、賑わいを感じるまちをつくる

(2) 土地利用計画・建築計画

本事業の建築計画の概要は、表 2.3.2-2 に示すとおりです。

敷地面積は約 7,320m²、用途は事務所、店舗、ビジネス支援施設、駐車場等であり、延床面積は合計約 151,800m²、建物最高高さは約 179.9m の規模を想定して検討しています。

表 2.3.2-2 建築計画の概要

項目	内容
主要用途	事務所、店舗、ビジネス支援施設、駐車場等
敷地面積 ^{※1}	約 7,320 m ²
延床面積	約 151,800 m ²
建物最高高さ ^{※2}	約 179.9 m
駐車台数	約 294 台

注) 建築計画の概要等は、調査計画書提出時点のものであり、今後の関係機関との協議等により変更する可能性があります。

※1：敷地面積は、街区再編後の面積です。

※2：T.P.+6.2m からの高さです。なお、「T.P.」とは、東京湾の平均海面をいいます。

(3) 建物の外観及び景観計画

建物の外観は、色彩、材料等の選択及びデザインに配慮します。

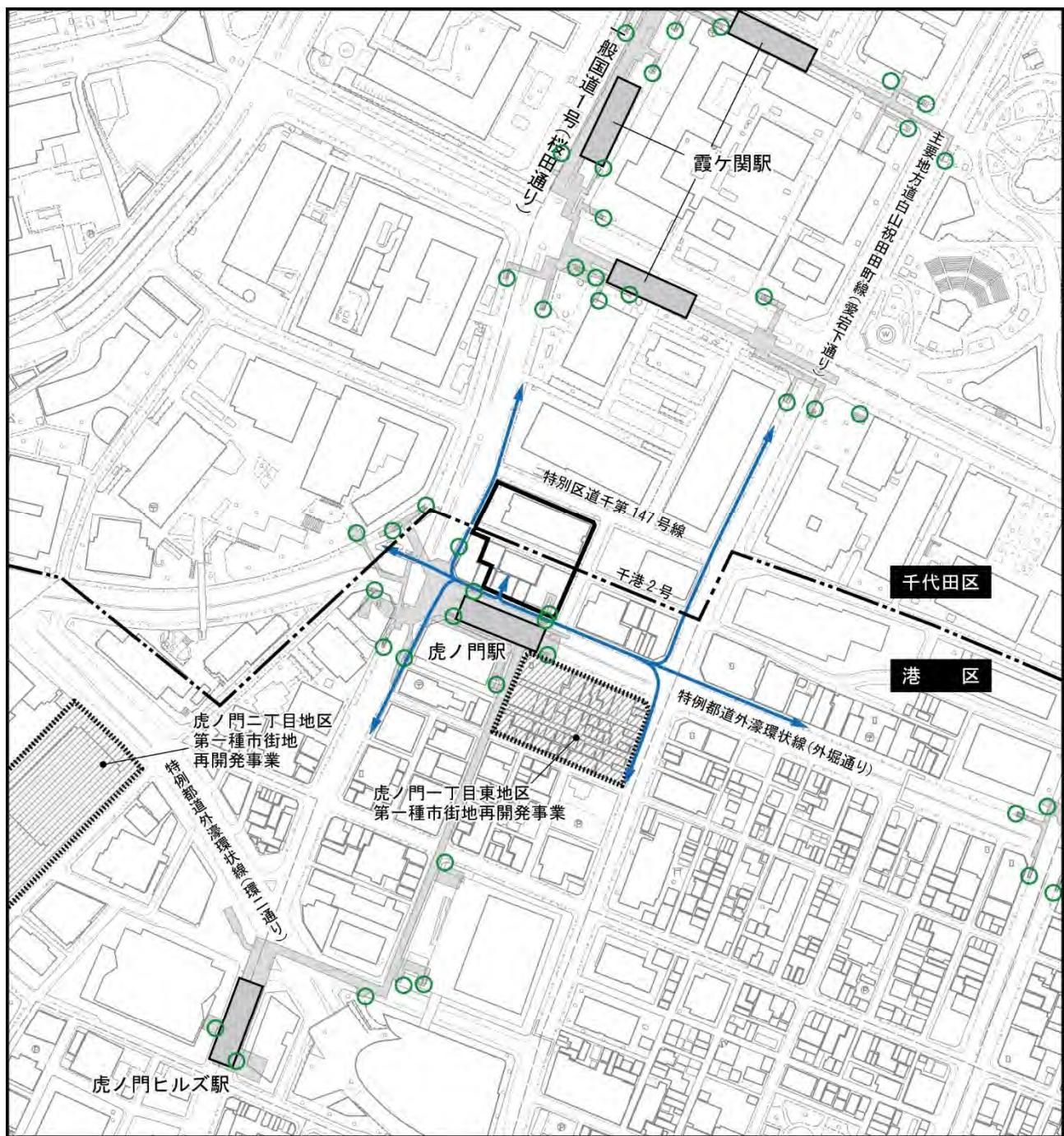
また、周辺の建築物等との調和に配慮し、にぎわいのある街並み形成を目指します。

なお、詳細については、「東京都景観条例」（平成 18 年 10 月、東京都条例第 136 号）、「港区景観条例」（平成 21 年 3 月、港区条例第 9 号）、「千代田区景観まちづくり条例」（令和 2 年 3 月、千代田区条例第 9 号）に基づき、関係部署と協議を行いながら、景観計画を進めていきます。

(4) 動線計画

計画地を利用する歩行者動線は、図 2.3.2-1 に示すとおりです。歩行者は、主に計画地周辺の往来や、虎ノ門駅、霞ヶ関駅など周辺駅の利用者等が想定されます。また、計画地内に地上地下一体の立体的な駅前広場や歩行者通路の整備、駅出入口の新設等を行い、それらを介した歩行者ネットワークの形成を図る計画です。

関係車両の自動車動線は、図 2.3.2-2 に示すとおりです。駐車場の出入口は、計画地北側の特別区道千第 147 号線に設ける計画です。また、計画地東側には、街区再編に伴い、新設区道を南北に整備する計画です。なお、詳細については、今後関係部署等との協議に基づき計画します。



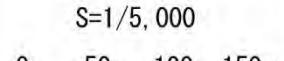
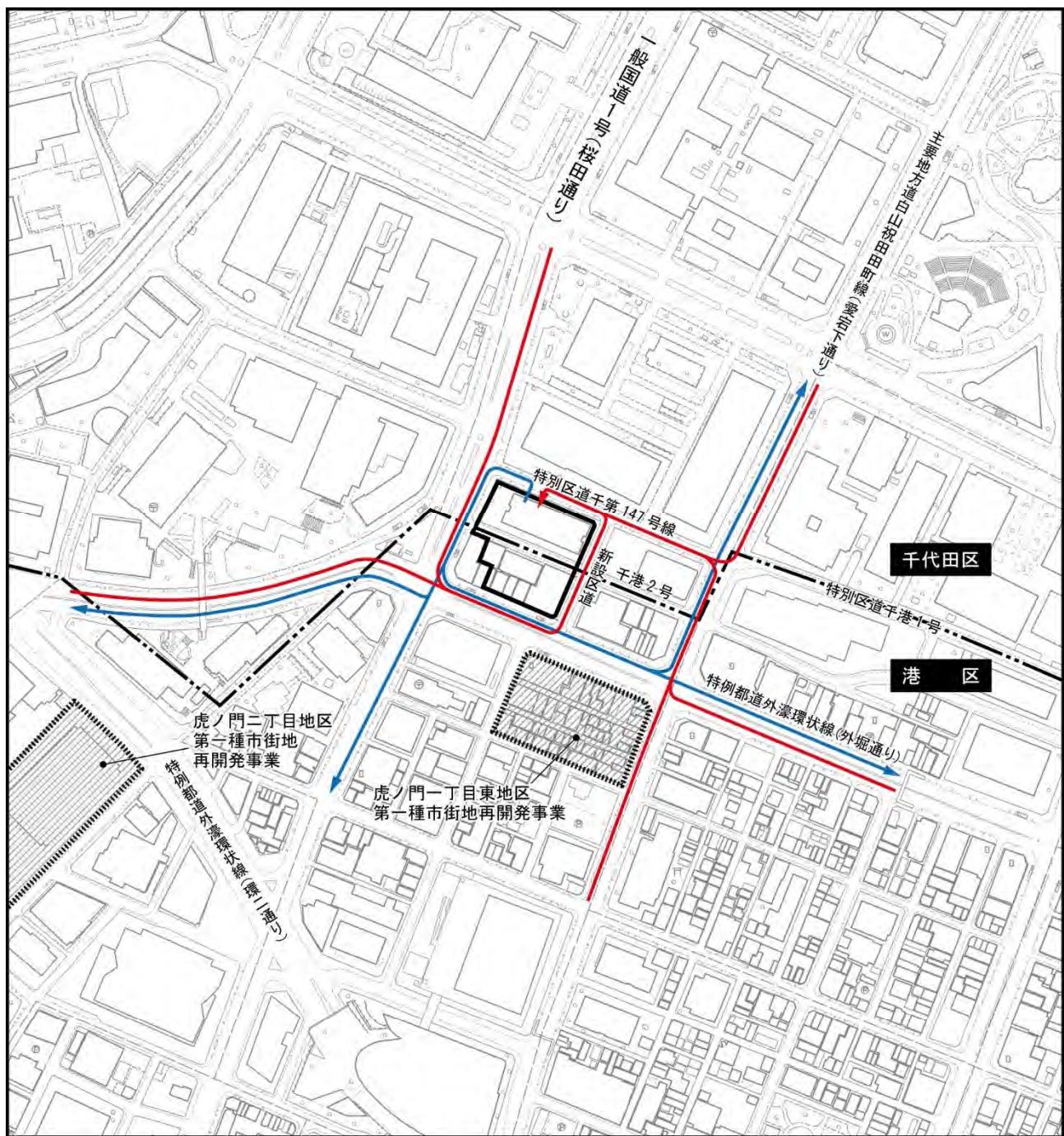
凡 例		
 計画地	 主な歩行者動線	
 区界	 地下鉄出入口	$S=1/5,000$
 主な周辺の開発事業		0 50 100 150m
 地下鉄駅		

図 2.3.2-1 主な歩行者動線図



凡 例

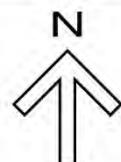
■ 計画地

— 区界

■ 主な周辺の開発事業

← 関係車両の主な走行ルート (入)

← 関係車両の主な走行ルート (出)



S=1/5,000

0 50 100 150m

図 2.3.2-2 自動車動線図

(5) 緑化計画

「港区みどりを守る条例」（昭和 49 年 6 月、港区条例第 29 号）及び「千代田区緑化推進要綱」（平成 10 年 10 月、千代田区）に準拠するとともに、積極的な緑化を図ります。また、街区再編に伴い南北の新設区道等を整備する中で、歴史性を継承し、周辺地区と連携した東西南北の緑のネットワークを形成する計画です。

緑化にあたっては、緑の質、植生等に配慮して樹種、樹高、配置等を検討し、地域の景観計画との調和を図ります。

(6) 給水計画

計画地内で使用する上水は、東京都の公共上水道より給水を受け、各所へ供給する計画です。

(7) 排水計画

計画地からの排水は、汚水、雨水ともに公共下水道に放流する計画です。

なお、汚水貯留槽の臭気対策は「ビルの新築に伴う地下排水槽（ビルピット）設計の手引」（平成 31 年 1 月、東京都）に準拠し、十分配慮する計画です。

雨水排水は「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」（平成 5 年 11 月、5 港土計第 333 号）及び「千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」（平成 6 年 11 月、千代田区長決裁）に基づき、雨水流出抑制施設を設置する計画です。

(8) 热源・エネルギー計画

公共インフラストラクチャーからの電気と都市ガスに加え、計画建築物内には、地域冷暖房施設を設置する計画です。

熱源の方式及び具体的な計画は、今後検討していきます。

(9) 防災計画

関係法令に基づく防災、消火設備を設置する計画です。

また、帰宅困難者一時滞在施設等や災害支援機能の確保を行うとともに、非常用発電機の整備による業務継続機能の強化など、ソフト・ハードの総合的な取組により、虎ノ門駅前における高度防災都市としての機能強化を図る計画です。

(10) 廃棄物処理計画

計画地内で発生する廃棄物の収集、処理、再利用及び保管場所等については、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（平成 11 年 12 月、港区条例第 33 号）、「港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱」（平成 12 年 3 月、11 港環清第 329 号）、「千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（平成 11 年 12 月、千代田区条例第 30 号）、「千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に関する要綱」（平成 12 年 4 月、12 千環清発第 91 号の 7）等を満足するよう計画します。

事業系廃棄物は、廃棄物処理業者に委託し、収集・処分する計画です。

(11) 地域貢献計画

災害時の安全な歩行者の退避を図るため、緊急輸送道路である一般国道1号（桜田通り）及び特例都道外濠環状線（外堀通り）を横断する地下歩行者ネットワークを構築とともに、一時滞留スペース並びに一時滞在施設を確保する計画です。

また、虎ノ門駅と計画地とを地下通路等にて接続を図る計画です。

2.3.3 工事の概要

(1) 工事工程

本事業は、令和 13 年度（2031 年度）に新築工事に着手し、令和 18 年度（2036 年度）に竣工する予定です。

(2) 工事管理計画

工事用車両の出入口、走行ルートの設定については、工事施工計画及び周辺交通状況を考慮し、調整を図りながら計画します。

工事用車両は可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用し、周辺環境に及ぼす影響の低減に努めます。

計画地及び周辺道路の歩行者の通行の安全等を図るため、出入口周辺には誘導員を適切に配置し、走行ルート沿道の交通安全や大気汚染、騒音・振動、交通渋滞の防止に努めるとともに、施工計画を検討し、極力台数を抑え、安全、環境等に配慮する計画です。

なお、工事用車両の走行に当たっては、今後、道路管理者、交通管理者等の関係機関と十分協議します。また、近隣開発事業の工事用車両との重複が想定されることから、工事中には、近隣開発事業者等との調整に努める計画です。

建設機械は原則として低騒音・排出ガス対策型建設機械を使用し、施工計画を検討しながら極力台数を抑え、周辺環境に及ぼす影響の低減に努める計画です。

工事の施工中に発生する建設廃棄物及び建設発生土は、「東京都建設リサイクル推進計画」（令和 6 年 4 月、東京都）等を踏まえ、積極的に建設資源の循環利用に取り組む方針です。

(3) 工事用車両及び建設機械

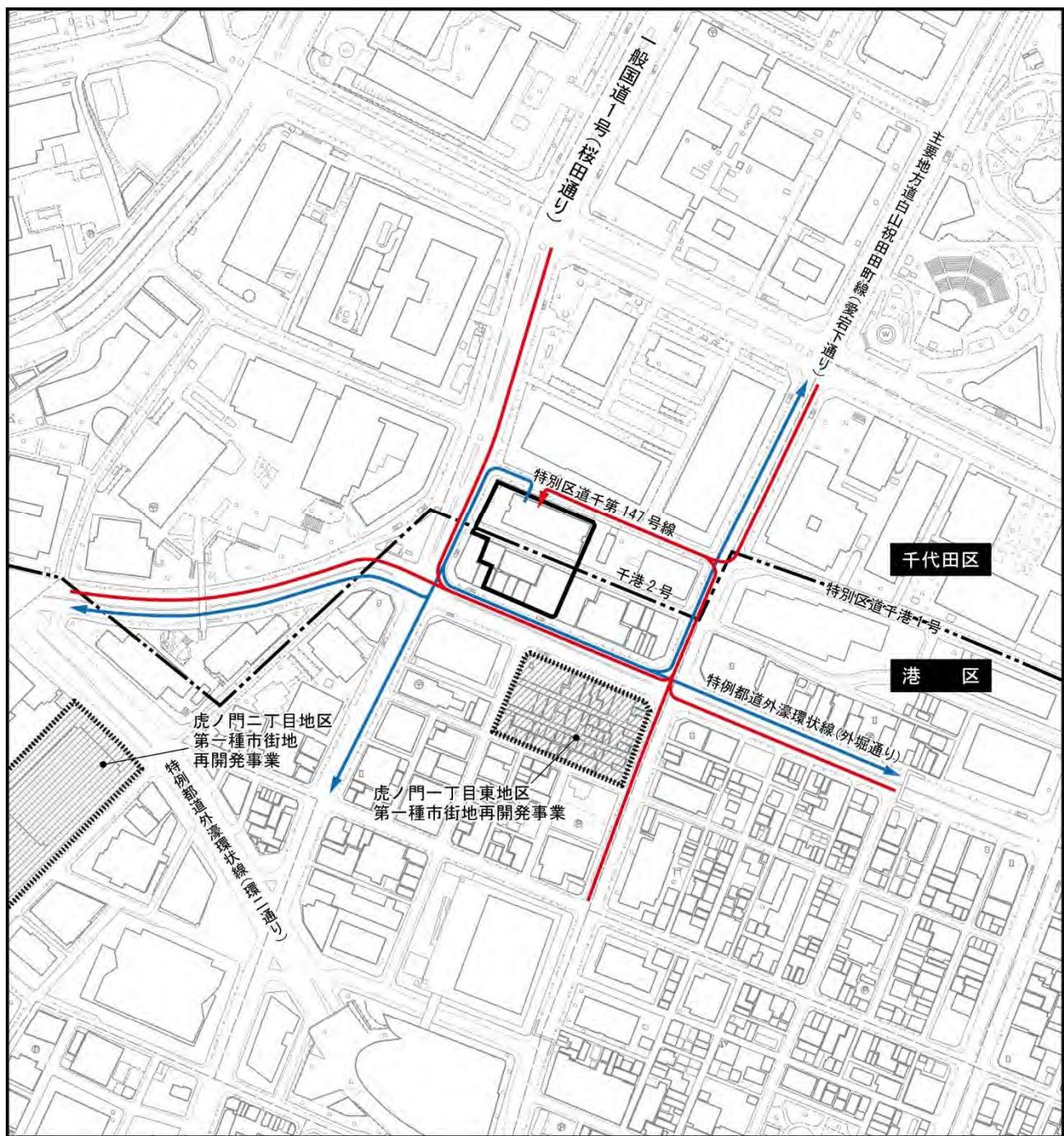
工事用車両の主な走行ルートは、図 2.3.3-1 に示すとおりです。

工事用車両は、特例都道外濠環状線（外堀通り）、主要地方道白山祝田田町線（愛宕下通り）等を主に利用すると想定しています。

また、工事では、油圧ショベル、杭打機、クレーン車、タワークレーン、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、ダンプトラック、トラック、トレーラ等の大型建設機械、大型車両が稼働する予定です。

2.3.4 対象事業のスケジュール

本事業は、令和 18 年度（2036 年度）に供用を開始する予定です。



凡 例

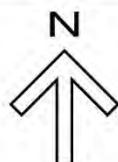
■ 計画地

← 工事用車両の主な走行ルート（入）

--- 区界

← 工事用車両の主な走行ルート（出）

■ 主な周辺の開発事業



S=1/5,000

0 50 100 150m

注) 出入口は想定であり、今後変更する可能性があります。

図 2.3.3-1 工事用車両の主な走行ルート図

3. 地域の概況

3.1 一般項目

3. 地域の概況

3.1 一般項目

3.1.1 人口

環境要素「地域貢献等」における環境調査項目（公開空地等、防災・防犯）の選定の基礎資料として、人口について整理しました。

計画地及びその周辺の過去 5 年間の町丁目別人口の推移は表 3.1.1-1 に、町丁区域は図 3.1.1-1 に示すとおりです。

令和 7 年における計画地が位置する港区虎ノ門一丁目の人口は 421 人（港区人口の 0.16%）、千代田区霞が関一丁目の人口は 0 人（千代田区人口の 0.00%）です。港区虎ノ門一丁目の人口が港区人口に占める割合は、令和 3 年の 0.17% から令和 7 年の 0.16%、千代田区霞が関一丁目の人口が千代田区人口に占める割合は、令和 3 年の 0.00% から令和 7 年の 0.00% と概ね横ばい傾向にあります。

港区全体の人口、千代田区全体の人口、計画地及びその周辺の人口（表 3.1.1-1 の「小計」）は、いずれも令和 4 年以降、増加傾向を示しています。

表 3.1.1-1 町丁目別人口の推移

単位：人（%）

年 区・町丁名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
港区	259,036	257,183	261,615	266,306	267,780
新橋二丁目	101	100	101	105	97
新橋三丁目	189	172	173	170	158
西新橋一丁目	258	248	248	252	256
西新橋二丁目	361	339	354	363	379
虎ノ門一丁目	445 (0.17)	425 (0.17)	414 (0.16)	409 (0.15)	421 (0.16)
虎ノ門二丁目	14	14	11	21	19
虎ノ門三丁目	1,768	1,862	1,922	1,903	1,934
愛宕一丁目	29	29	460	594	594
赤坂一丁目	619	613	606	646	615
千代田区	67,216	67,049	67,911	68,755	68,835
内幸町二丁目	0	0	0	0	0
霞が関一丁目	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
霞が関二丁目	0	0	0	0	0
霞が関三丁目	4	7	4	6	2
永田町一丁目	9	10	11	13	11
日比谷公園	0	0	0	0	0
小計 (計画地及びその周辺)	3,797	3,819	4,304	4,482	4,486

注1) () 内は、各区全体の人口に占める割合（%）をあらわします。

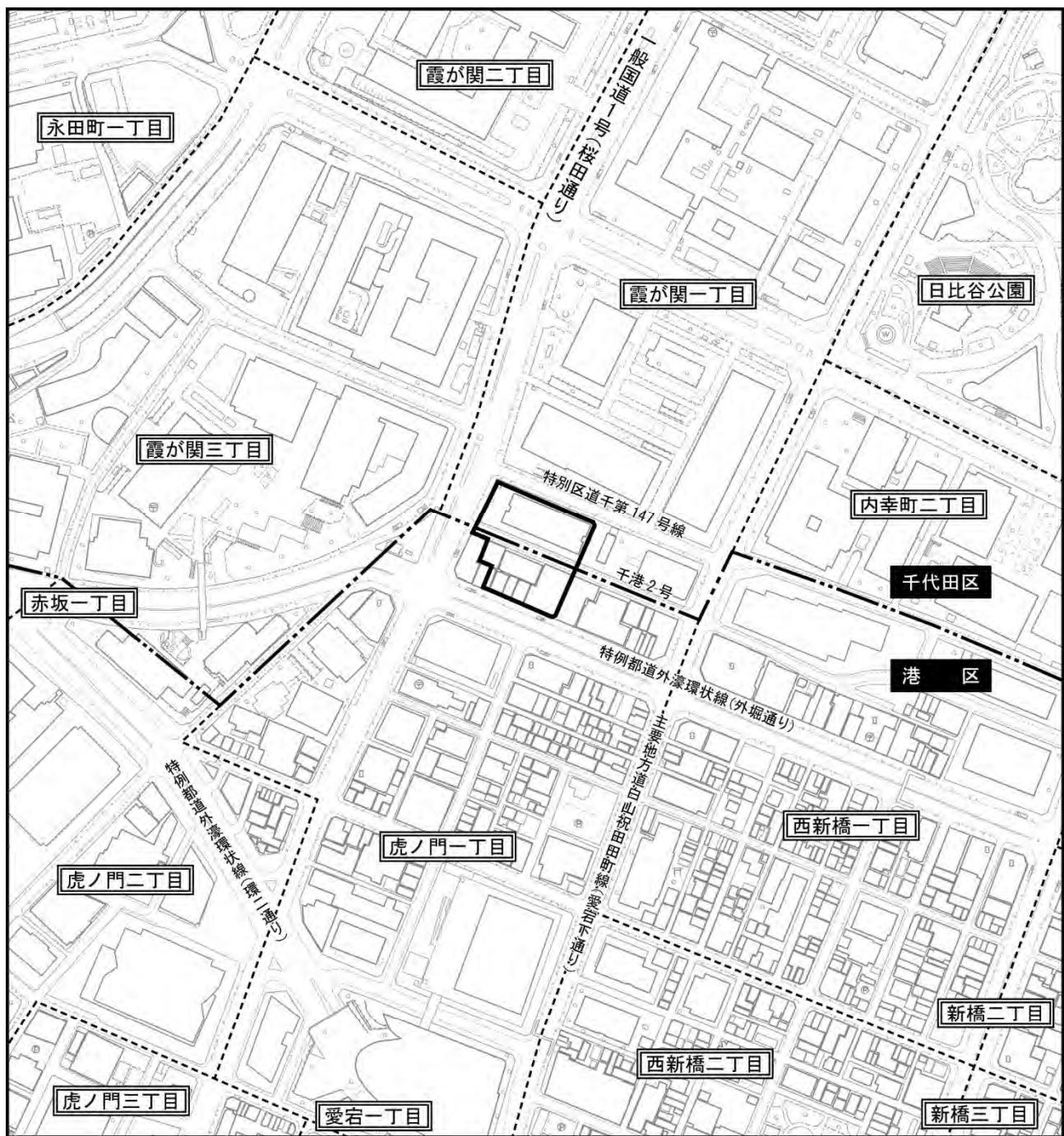
注2) ■: 計画地は、港区虎ノ門一丁目及び千代田区霞が関一丁目に位置しています。

資料:「各年1月1日現在の人口・世帯数」(令和7年12月閲覧 港区ホームページ)

「各月1日現在の各総合支所管内別の町丁目別人口・世帯数(芝地区・赤坂地区総合支所管内)」

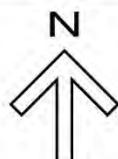
(令和7年12月閲覧 港区ホームページ)

「町丁別世帯数および人口(住民基本台帳)」(令和7年12月閲覧 千代田区ホームページ)



凡 例

- 計画地
- 区界
- 町丁界



S=1/5,000

0 50 100 150m

図 3.1.1-1 町丁区域図

3.1.2 交通

工事中の工事用車両の走行、供用後の施設関連の関係車両の走行及び歩行者の往来により、自動車・歩行者交通量、交通安全（交通）、車両の走行に伴う大気質（大気）及び静穏（道路交通騒音・振動）への影響が考えられるため、これらの検討の基礎資料として、計画地周辺の交通条件を整理しました。

（1）道路網及び自動車交通量

計画地周辺の主要道路は図 3.1.2-1 に示すとおり、主要道路として、計画地の西側を南北に一般国道 1 号（桜田通り）が通過しています。

計画地周辺の令和 3 年度道路交通センサス調査地点（No. 1～No. 11）は図 3.1.2-1 に、調査結果は表 3.1.2-1 に示すとおりです。

令和 3 年度における計画地周辺の主要道路の 12 時間交通量（平日）は、計画地に接する一般国道 1 号（桜田通り）（No. 4）で 11,536 台/12 時間（大型車混入率：8.9%）です。その他の道路（No. 1～3、5～11）の 12 時間交通量（平日）は、3,898～55,382 台/12 時間（大型車混入率：2.6～12.3%）です。

表 3.1.2-1 道路交通センサス調査結果（平日：令和3年度）

地点 番号 ※1	調査路線※2	調査 時間 ※3	交通量（台）			大型車 混入率 (%)
			大型車	小型車	合計	
No. 1 [5200]	高速都心環状線（首都高速都心環状線） 〔谷町 JCT～霞が関出入口〕	12h	4,225	51,157	55,382	7.6
		24h	8,213	69,835	78,048	10.5
No. 2 [5210]	高速都心環状線（首都高速都心環状線） 〔霞が関出入口～三宅坂 JCT〕	12h	4,726	50,487	55,213	8.6
		24h	8,799	69,475	78,274	11.2
No. 3 [10030]	一般国道1号（晴海通り） 〔千代田区日比谷公園1〕	12h	4,741	33,369	38,110	9.1
		24h	—	—	—	—
No. 4 [10040]	一般国道1号（桜田通り） 〔千代田区霞が関1-3〕	12h	1,030	10,506	11,536	8.9
		24h	—	—	—	—
No. 5 [22070]	一般国道246号 〔千代田区霞が関3-4〕	12h	480	3,418	3,898	12.3
		24h	—	—	—	—
No. 6 [40990]	白山祝田町線（内堀通り） 〔港区西新橋1-1-3〕	12h	295	11,178	11,473	2.6
		24h	—	—	—	—
No. 7 [41000]	白山祝田町線 〔港区愛宕2-3〕	12h	1,096	11,480	12,576	8.7
		24h	—	—	—	—
No. 8 [60360]	外濠環状線（外堀通り） 〔港区虎ノ門2-1-1〕	12h	1,510	17,608	19,118	7.9
		24h	—	—	—	—
No. 9 [60430]	外濠環状線（外堀通り） 〔港区新橋1-4〕	12h	453	5,490	5,943	7.6
		24h	—	—	—	—
No. 10 [60520]	日比谷芝浦線（日比谷通り） 〔港区新橋1-1-1〕	12h	1,993	20,473	22,466	8.9
		24h	—	—	—	—
No. 11 [60540]	霞ヶ関渋谷線（六本木通り） 〔千代田区霞が関3-7-4〕	12h	1,595	18,108	19,703	8.1
		24h	—	—	—	—

※1：〔 〕内の数字は、下記資料における地点番号を表します。

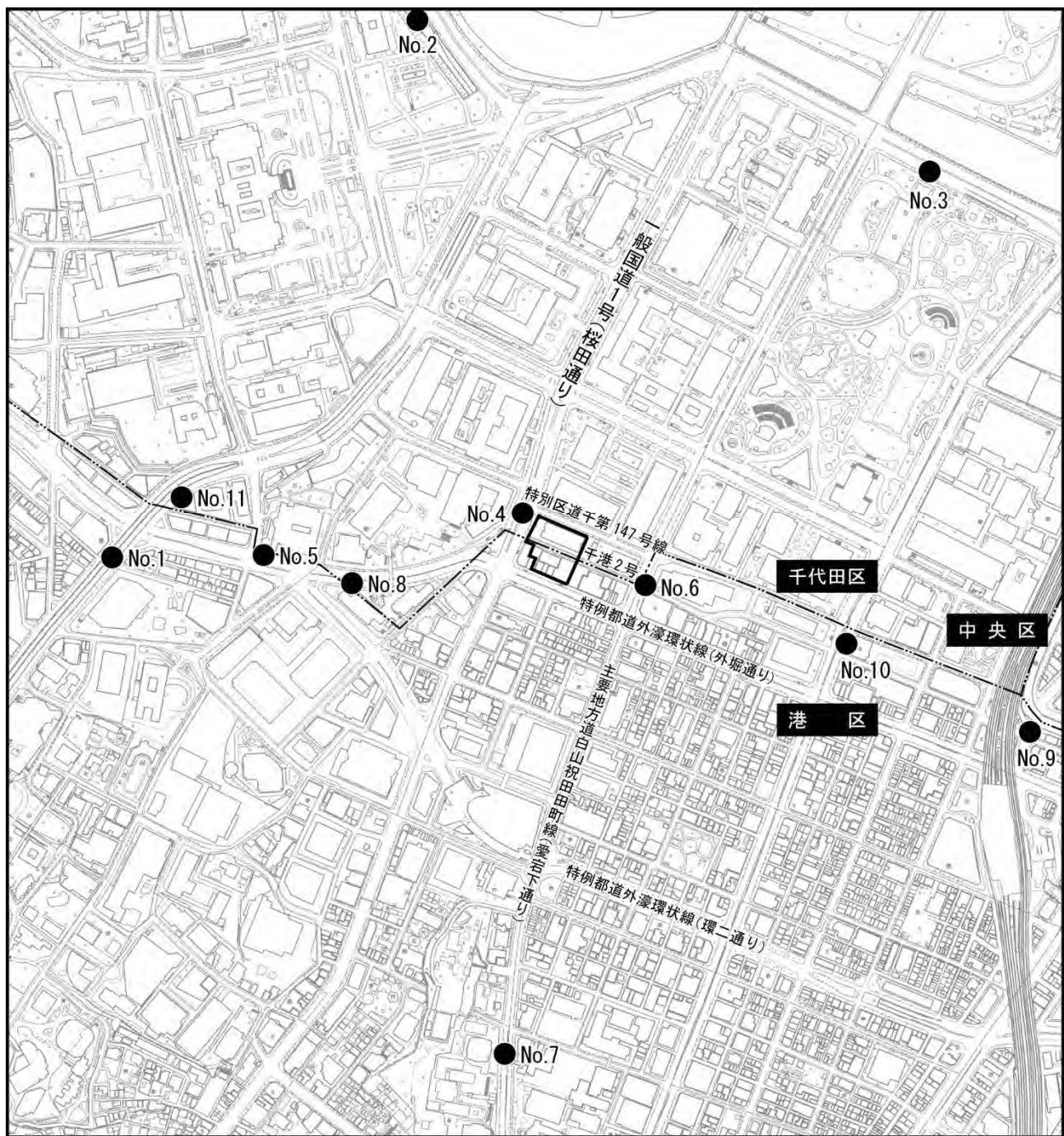
※2：〔 〕内は、交通量観測地点を表します。

※3：12h：7時～19時の12時間を表します。

24h：7時～翌7時もしくは0時～翌0時の24時間を表します。

注) 表中の地点番号は、図3.1.2-1の番号に対応します。

資料：「令和3年度道路交通センサス一般交通量調査結果」（令和7年12月閲覧 東京都建設局ホームページ）

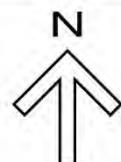


凡 例

□ 計画地

----- 区界

● 道路交通センサス調査地点 (No.1 ~ 11)



S=1/10,000

0 100 200 300m

資料:「令和3年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(令和7年12月閲覧 東京都建設局ホームページ)

図 3.1.2-1 自動車交通量測定地点図

(2) 鉄道

計画地周辺の鉄道網図は、図 3.1.2-3 に示すとおりです。

計画地最寄りの駅は、虎ノ門駅（東京メトロ銀座線）です。その他の周辺駅としては、霞ヶ関駅（東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線）、内幸町駅（都営三田線）、虎ノ門ヒルズ駅（東京メトロ日比谷線）があります。

令和 3 年度～令和 5 年度の各駅の乗車人員、降車人員の状況は、表 3.1.2-2 に示すとおりです。令和 5 年度の年間乗降車人員は、最寄り駅である虎ノ門駅では、東京メトロ銀座線の乗車人員 16,637 千人/年、降車人員 16,764 千人/年となっています。

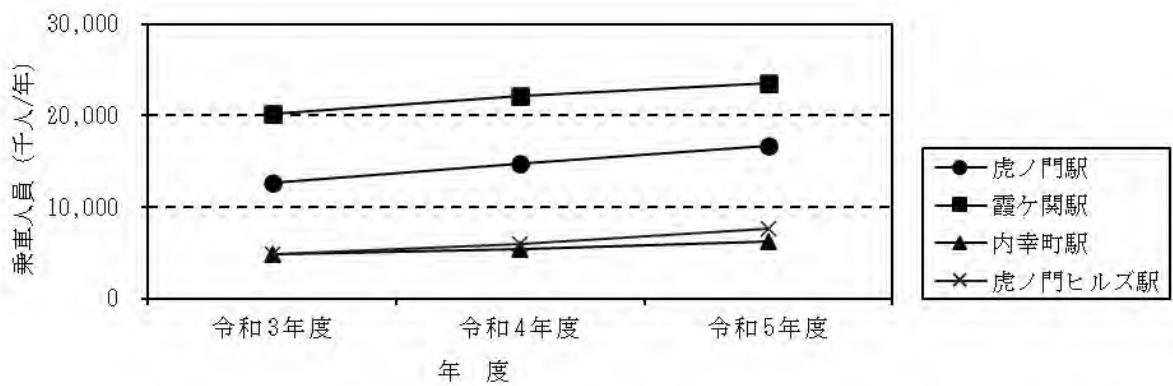
また、計画地周辺駅である虎ノ門駅、霞ヶ関駅、内幸町駅、虎ノ門ヒルズ駅における乗車人員の経年変化は、図 3.1.2-2 に示すとおりであり、増加傾向を示しています。

表 3.1.2-2 各駅の年間乗降車人員（令和 3 年度～令和 5 年度）

単位：千人

駅名	路線名	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員
虎ノ門駅	東京メトロ銀座線	12,655	12,713	14,709	14,806	16,637	16,764
溜池山王駅	東京メトロ銀座線	6,107	5,735	6,949	6,509	8,543	8,013
	東京メトロ南北線	4,320	4,379	4,801	4,879	5,358	5,395
新橋駅	JR 山手線	61,103	(未集計)	70,534	(未集計)	80,195	(未集計)
	JR 京浜東北線						
	JR 東海道本線						
	JR 横須賀線						
	東京メトロ銀座線	27,136	26,570	32,058	31,392	35,965	35,176
	都営浅草線	10,924	11,039	13,028	13,025	15,363	15,204
霞ヶ関駅	東京メトロ丸ノ内線	9,251	9,149	10,085	9,962	10,597	10,440
	東京メトロ日比谷線	3,866	3,833	4,205	4,175	4,343	4,328
	東京メトロ千代田線	7,131	7,178	7,914	7,987	8,627	8,715
国會議事堂前駅	東京メトロ丸ノ内線	3,070	2,982	3,494	3,378	3,732	3,761
	東京メトロ千代田線	2,545	2,577	2,829	2,891	3,264	3,351
日比谷駅	東京メトロ日比谷線	6,862	6,792	8,152	8,136	8,767	8,572
	東京メトロ千代田線	6,406	6,372	7,557	7,526	7,879	7,879
	都営三田線	11,317	11,496	12,929	13,180	14,501	14,789
虎ノ門ヒルズ駅	東京メトロ日比谷線	4,833	5,307	5,974	6,602	7,626	8,907
神谷町駅	東京メトロ日比谷線	10,861	10,950	13,155	13,279	16,261	16,303
永田町駅	東京メトロ有楽町線	3,752	3,552	4,383	4,129	4,759	4,462
	東京メトロ半蔵門線	4,381	4,264	5,240	5,105	5,719	5,582
	東京メトロ南北線	2,182	2,219	2,603	2,644	2,945	2,974
桜田門駅	東京メトロ有楽町線	2,057	2,040	2,245	2,217	2,403	2,364
内幸町駅	都営三田線	4,846	5,018	5,333	5,560	6,282	6,533

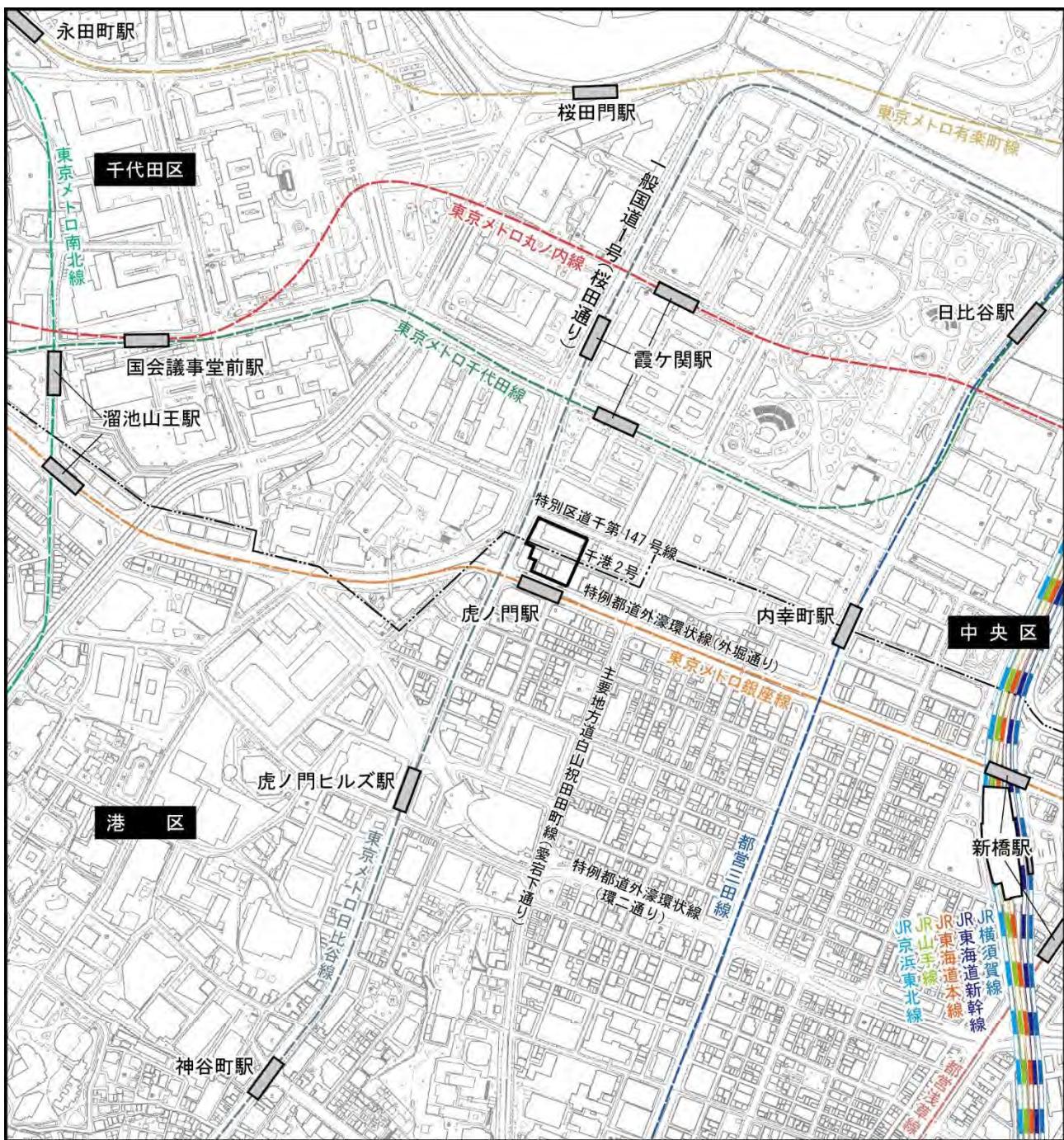
資料：「東京都統計年鑑」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都総務局ホームページ）



注) 複数の路線がある駅は、各路線の乗車人員の合計を示しています。

資料:「東京都統計年鑑」(令和7年12月閲覧 東京都総務局ホームページ)

図 3.1.2-2 計画地周辺駅における乗車人員の経年変化 (令和3年度～令和5年度)



凡 例

計画地

区界

地上駅

地下駅

路線 (JR)

路線 (地下鉄)

N

S=1/10,000

0 100 200 300m

図 3.1.2-3 計画地周辺の鉄道網図

(3) バス

① 都営バス等

計画地周辺のバス路線網は、表 3.1.2-3 及び図 3.1.2-4 に示すとおりです。

都営バスの計画地最寄りのバス停は、計画地南側の特例都道外濠環状線（外堀通り）等を走行する都 01 (T01) 及び渋 88 の「虎ノ門バス停」です。

東急バスの計画地最寄りのバス停は、計画地東側の主要地方道白山祝田田町線（愛宕下通り）等を走行する東 98 の「虎ノ門一丁目バス停」です。

東京 BRT の計画地最寄りのバス停は、計画地南側を走行する幹線ルート①及び晴海・豊洲ルートの「虎ノ門ヒルズバス停」です。

表 3.1.2-3 計画地周辺の都営バス等路線

系統	起 点	主な経由地	終 点
都バス	都 01 (T01)	渋谷駅前	新橋駅前・赤坂アークヒルズ
	都 03	晴海五丁目ターミナル	銀座四丁目
	都 03 (平日のみ)	東京駅丸の内北口	有楽町駅前・日比谷
	都 06	渋谷駅前	天現寺橋・赤羽橋前
	橋 63	小滝橋車庫前	市ヶ谷駅前
	橋 86	目黒駅前	愛育クリニック前
	橋 86 (平日・土 朝夕のみ)	目黒駅前	新橋駅前
	渋 88	渋谷駅前	神谷町駅前
	浜 95	品川駅港南口	田町駅東口前
東急バス	東 98	等々力操車所	都立大学駅北口・清水・目黒駅前・魚籃坂下
東京 BRT	幹線ルート①	虎ノ門ヒルズ	豊洲市場前
	晴海・豊洲ルート	虎ノ門ヒルズ	ミチノテラス豊洲 (豊洲市場前)

資料：「都バス路線図 みんくるガイド (2025年4月版)」(令和7年12月閲覧 東京都交通局ホームページ)

「都営バス 運行系統一覧」(令和7年12月閲覧 東京都交通局ホームページ)

「都心と臨海地域とを結ぶ東京BRTについて」(令和7年12月閲覧 東京都都市整備局ホームページ)

「のりばのご案内」(令和7年12月閲覧 東京BRTホームページ)

「東急バスナビ」(令和7年12月閲覧 東急バスホームページ)



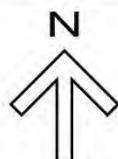
凡 例

計画地

----- 区界

○ バス停留所

第二階段



S=1/10,000

0 100 200 300m

資料:「都バス路線図 みんくるガイド (2025年4月版)」(令和7年12月閲覧 東京都交通局ホームページ)
「都心と臨海地域とを結ぶ東京BRTについて」(令和7年12月閲覧 東京都都市整備局ホームページ)
「のりばのご案内」(令和7年12月閲覧 東京BRTホームページ)
「東急バスナビ」(令和7年12月閲覧 東急バスホームページ)

図 3.1.2-4 計画地周辺のバス路線図（都営バス等）

② 港区コミュニティバス「ちいばす」

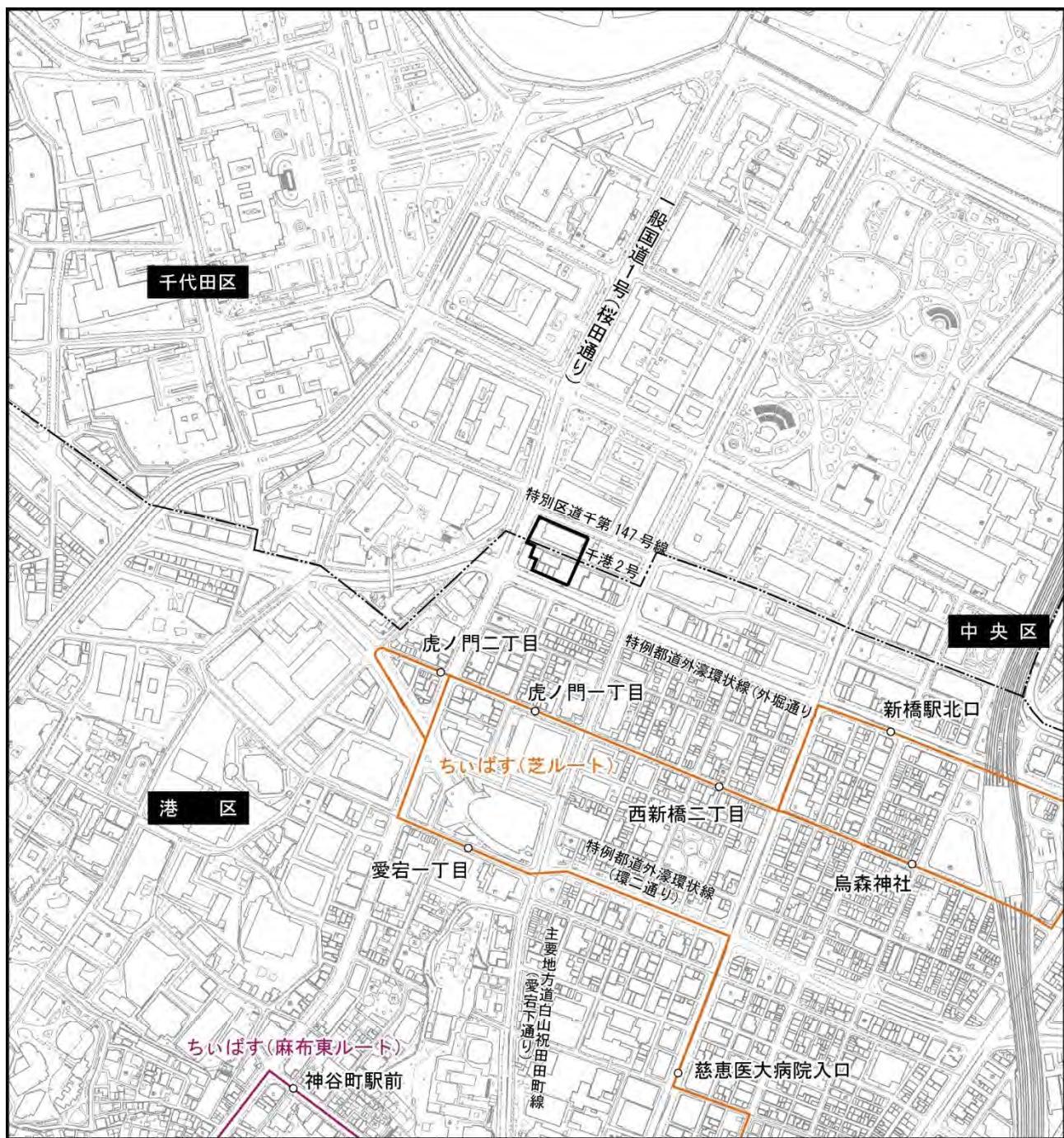
計画地周辺のバス路線網は、表 3.1.2-4 及び図 3.1.2-5 に示すとおりです。

コミュニティバス（ちいばす）の計画地最寄りのバス停は、計画地南側を走行する芝ルートの「虎ノ門一丁目バス停」及び「虎ノ門二丁目バス停」です。

表 3.1.2-4 計画地周辺のバス路線

系 統		起 点	主な経由地	終 点
ちいばす	芝ルート	新橋駅	港区役所	みなとパーク芝浦
	麻布東ルート	港区役所北	六本木けやき坂	港区役所北

資料：「港区公共施設案内図（ぐるっとみなと）令和7年2月作成」（令和7年12月閲覧 港区ホームページ）



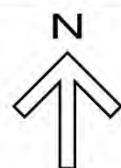
凡 例

□ 計画地

○ バス停留所

--- 区界

— バス路線



S=1/10,000

0 100 200 300m

資料:「港区公共施設案内図 (ぐるっとみなと) 令和7年2月作成」(令和7年12月閲覧 港区ホームページ)

図 3.1.2-5 計画地周辺のバス路線図 (港区コミュニティバス)

3.1.3 土地利用

工事中の建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後の関係車両の走行や計画建築物の供用に伴い、大気質（大気）、静穏（音、振動）、温室効果ガス及びヒートアイランド現象（資源・エネルギー・地球環境）、緑地、都市景観（景観）への影響が考えられるため、これらの検討の基礎資料として、計画地周辺の土地利用条件を整理しました。

（1）土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用の状況は、図3.1.3-1に示すとおりです。

計画地は、事務所建築物となっています。

計画地周辺は、事務所建築物や官公庁施設の立地割合が高い地域です。その他には、教育文化施設、専用商業施設、住商併用建物、独立住宅、集合住宅等が立地しています。なお、別事業「虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業」等による将来開発が予定されています。

計画地周辺の住宅用途として利用のある建築物の分布は、図3.1.3-2に示すとおりです。

計画地周辺の住宅等建築物としては、計画地南東側を中心に、独立住宅、集合住宅、住商併用建物等が立地しています。

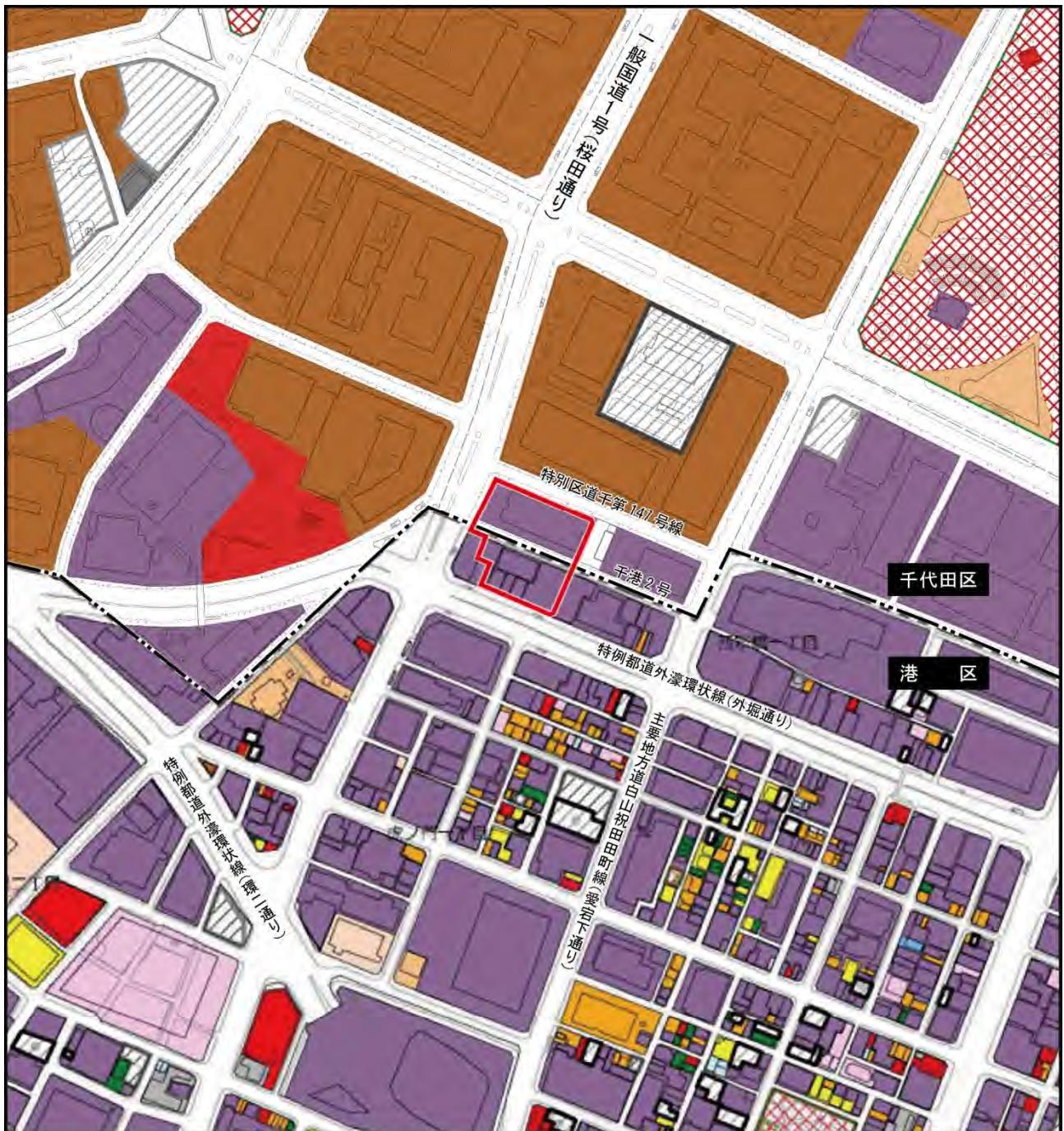
工事用車両及び関係車両が走行すると想定する計画地周辺道路に面しては、住商併用建物、集合住宅等が点在しています。

（2）都市計画区域等の状況

計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は、図3.1.3-3に示すとおりです。

計画地は、商業地域に指定されています。

計画地周辺は、大部分が商業地域に指定されており、計画地北東側にある日比谷公園は、第一種住居地域に指定されています。



凡 例

■ 計画地

— - - 区界

■ 官公庁施設	■ 住商併用建物	■ 倉庫運輸関係施設
■ 教育文化施設	■ 宿泊・遊興施設	■ 屋外利用地・仮設建物
■ 厚生医療施設	■ スポーツ・興業施設	■ 公園、運動場等
■ 供給処理施設	■ 独立住宅	■ 未利用地
■ 事務所建築物	■ 集合住宅	
■ 専用商業施設	■ 住居併用工場	

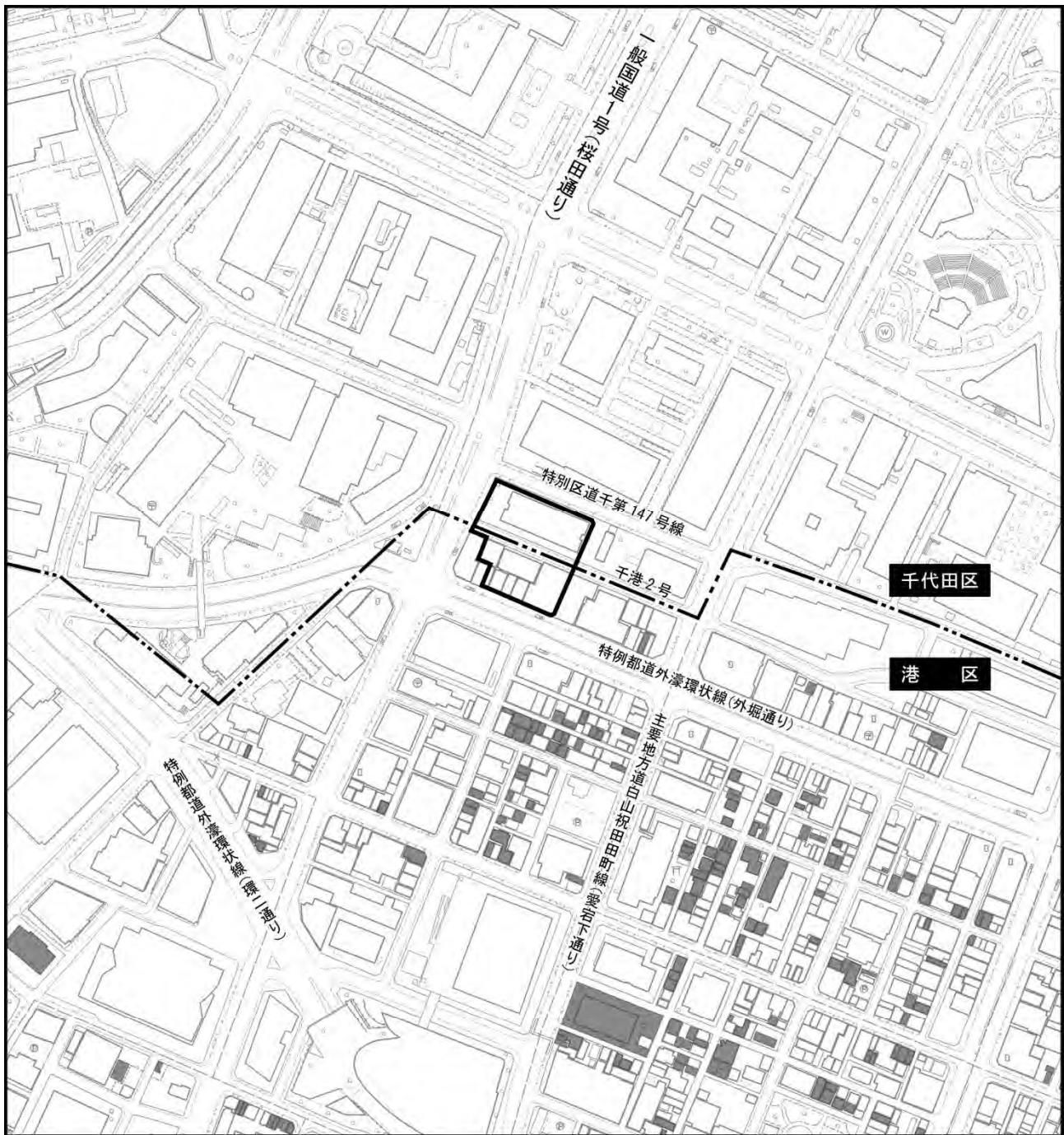
資料：「港区土地利用現況図（用途別）」（令和3年10月現在、港区）
「2018 千代田区の土地利用」（平成30年5月、千代田区）

N

S=1/5,000

0 50 100 150m

図 3.1.3-1 計画地及びその周辺の土地利用現況図

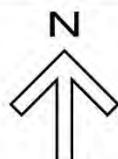


凡 例

■ 計画地

— 区界

■ 居住者用建物
(独立住宅、集合住宅、住商併用建物、住居併用工場)

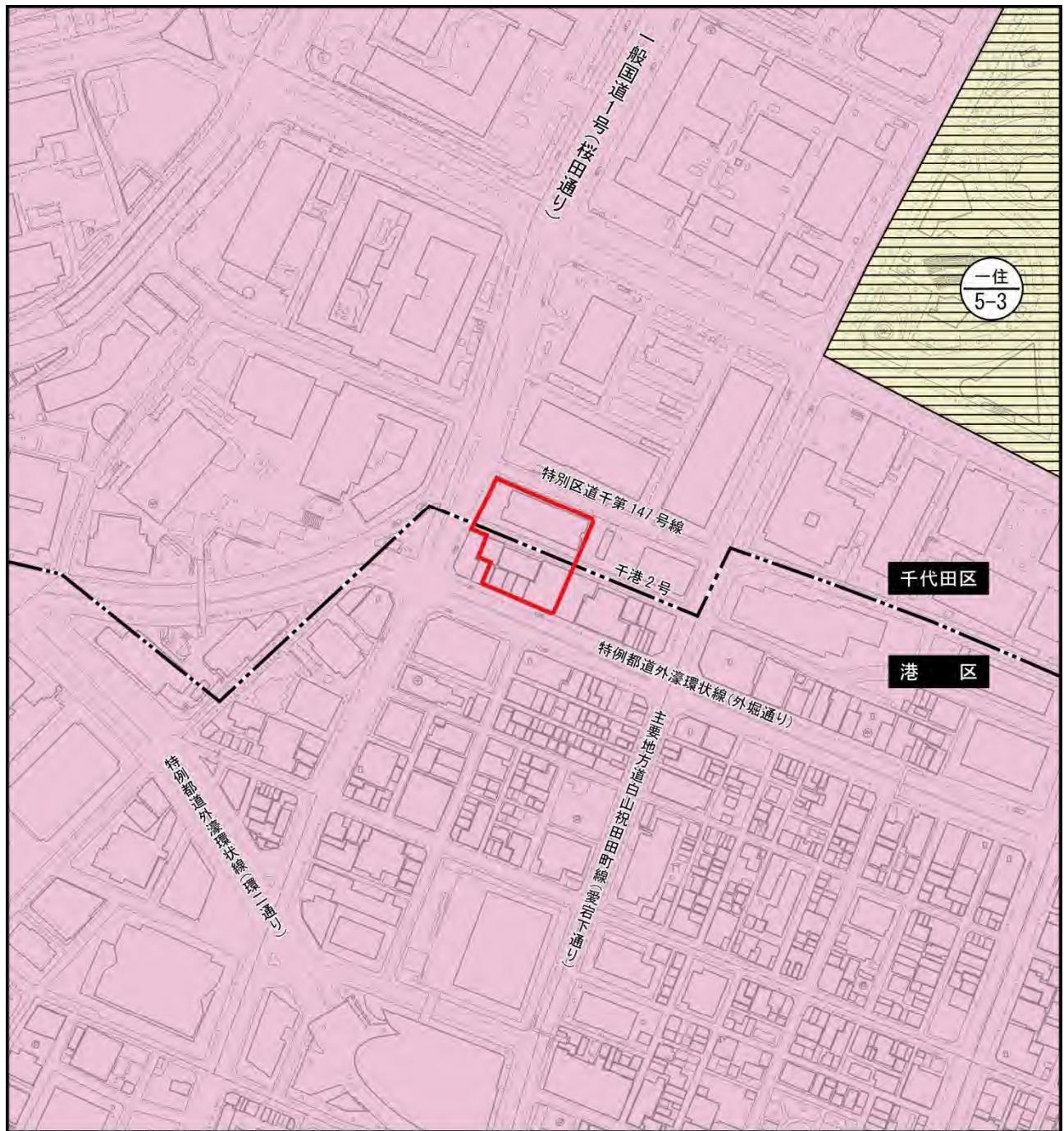


S=1/5,000

0 50 100 150m

資料:「港区土地利用現況図(用途別)」(令和3年10月現在、港区)
「2018 千代田区の土地利用」(平成30年5月、千代田区)

図 3.1.3-2 計画地周辺の住宅用途として利用のある建物



凡 例		規制される日影時間				N ↑ S=1/5,000
種類	規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)			測定水平面 (平均地盤面 からの高さ)		
	5mを超え 10m以下の範囲	10mを超える範囲	4m	0	50	100
■ 計画地						
--- 区界						
■ 第一種住居地域						
■ 商業地域						

資料:「港区都市計画情報提供サービス」(令和7年12月閲覧 港区ホームページ)
「都市計画情報マップ」(令和7年12月閲覧 千代田区ホームページ)

図 3.1.3-3 計画地及びその周辺の用途地域及び日影規制図

(3) 公共施設等の状況

計画地及びその周辺の主な公共施設等の状況は、表 3.1.3-1 及び図 3.1.3-4 に示すとおりです。

計画地周辺の主な公共施設としては、保育園等、福祉施設等、図書館等、公園等が分布しています。計画地最寄りの主な公共施設等としては、計画地北東側に「グローバルキッズ経済産業省保育室 (No. 3)」が、計画地北西側に「財務省らる保育室 (No. 4)」が位置しています。

表 3.1.3-1 計画地周辺の主な公共施設等

区分	No.	施設名称	計画地からの方向・距離**
保育園等	1	厚生労働省 5 号館保育室	北東方向 約 360m
	2	アソシエナーサリー霞が関	北北東方向 約 310m
	3	グローバルキッズ経済産業省保育室	北東方向 約 200m
	4	財務省らる保育室	北西方向 約 270m
福祉施設等	5	虎ノ門いきいきプラザ (とらとぴあ)	南南西方向 約 340m
	6	虎ノ門高齢者在宅サービスセンター	南南西方向 約 340m
図書館等	7	日比谷図書文化館	東北東方向 約 390m
公園等	8	南桜公園	南南東方向 約 510m
	9	西桜公園	南南西方向 約 300m
	10	明舟公園	南西方向 約 390m
	11	日比谷公園	東北東方向 約 450m
	12	西新橋一丁目緑地	東南東方向 約 300m

※：計画地中央付近からの方向・距離（概数）を示します。

資料：「港区公共施設案内図（ぐるっとみなど）令和7年2月作成」（令和7年12月閲覧 港区ホームページ）
「千代田区施設案内図」（令和7年11月、千代田区）

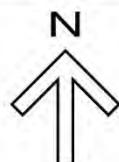


凡 例

■ 計画地

— 区界

● 主な公共施設等 (No.1 ~ 12)



S=1/5,000

0 50 100 150m

資料:「港区公共施設案内図(ぐるっとみなど)令和7年2月作成」(令和7年12月閲覧 港区ホームページ)
「千代田区施設案内図」(令和7年11月、千代田区)

図 3.1.3-4 計画地周辺の主な公共施設等

3.1.4 関係法令の指定・規制等

各環境調査項目の選定の基礎資料として、関係法令の指定・規制等について整理しました。本事業に関する主な法令としては表 3.1.4-1(1)～(3)に示すとおり、「環境基本法」、「東京都環境基本条例」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」といいます。）」、「港区環境基本条例」等があります。

表 3.1.4-1(1) 主な関係法令等

項目	関係法令一覧
環境全般	環境基本法（平成 5 年 11 月、法律第 91 号）
	東京都環境基本条例（平成 6 年 7 月、東京都条例第 92 号）
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年 12 月、東京都条例第 215 号)
	港区環境基本条例（平成 10 年 3 月、港区条例第 28 号）
	港区環境影響調査実施要綱（平成 7 年 3 月、港都環第 529 号）
	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例 (平成 14 年 6 月、千代田区条例第 53 号)
公害防止	大気汚染 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月、法律第 97 号）
	悪臭 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月、法律第 91 号）
	騒音 騒音規制法（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）
	振動 振動規制法（昭和 51 年 6 月、法律第 64 号）
	土壤汚染 土壤汚染対策法（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）
	東京都土壤汚染対策指針（平成 31 年 3 月、東京都告示第 394 号）
	水質汚濁 水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）
	下水道法（昭和 33 年 4 月、法律第 79 号）
自然保護	東京都下水道条例（昭和 34 年 12 月、東京都条例第 89 号）
	東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成 12 年 12 月、東京都条例第 216 号)
	港区みどりを守る条例（昭和 49 年 6 月、港区条例第 29 号）
	千代田区緑化推進要綱（平成 10 年 10 月公布）
水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年 5 月、法律第 100 号）
	工業用水法（昭和 31 年 6 月、法律第 146 号）
	東京都雨水浸透指針（平成 13 年 7 月、東京都告示第 981 号）
	港区雨水流出抑制施設設置指導要綱（平成 5 年 11 月、港土計第 333 号）
	千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱（平成 6 年 11 月公布）
日影	建築基準法（昭和 25 年 5 月、法律第 201 号）
	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例 (昭和 53 年 7 月、東京都条例第 63 号)
風環境	港区ビル風対策要綱（平成 25 年 3 月、港環環第 5073 号）
景観	景観法（平成 16 年 6 月、法律第 110 号）
	東京都景観条例（平成 18 年 10 月、東京都条例第 136 号）
	港区景観条例（平成 21 年 3 月、港区条例第 9 号）
	千代田区景観まちづくり条例（令和 2 年 3 月、千代田区条例第 9 号）

表 3.1.4-1(2) 主な関係法令等

項目	関係法令一覧
文化財	文化財保護法（昭和 25 年 5 月、法律第 214 号）
	東京都文化財保護条例（昭和 51 年 3 月、東京都条例第 25 号）
	港区文化財保護条例（昭和 53 年 10 月、港区条例第 24 号）
	千代田区文化財保護条例（昭和 58 年 11 月、千代田区条例第 26 号）
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月、法律第 137 号）
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 4 月、法律第 48 号）
	循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月、法律第 110 号）
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年 6 月、法律第 112 号)
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月、法律第 104 号）
	東京都廃棄物条例（平成 4 年 6 月、都条例第 140 号）
	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年 12 月、港区条例第 33 号）
	港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱 (平成 12 年 3 月、港環清第 329 号)
	港区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱 (平成 12 年 3 月、港環清第 327 号)
	千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例 (平成 11 年 12 月、千代田区条例第 30 号)
	千代田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準等に関する要綱 (平成 12 年 4 月、12 千環清発第 91 号の 7)
	千代田区大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置基準等に係る要綱 (平成 12 年 4 月、12 千環清発第 91 号の 9)
	千代田区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱 (平成 12 年 4 月、12 千環清発第 91 号の 8)
	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月、法律第 117 号）
温暖化	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (昭和 63 年 5 月、法律第 53 号)
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 年 6 月、法律第 49 号)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年 7 月、法律第 53 号）
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年 6 月、法律第 64 号)
	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 9 月、法律第 84 号）
	東京都地球温暖化対策指針（平成 21 年 6 月、東京都告示第 989 号）
	東京都建築物環境配慮指針（平成 21 年 9 月、東京都告示第 1336 号）
	港区民間建築物低炭素化促進指導要綱（平成 23 年 4 月、港環環第 19 号）
	港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱 (平成 23 年 3 月、港環環第 2157 号)
	港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例 (令和 2 年 3 月、港区条例第 9 号)
	千代田区地球温暖化対策条例（平成 19 年 12 月、千代田区条例第 29 号）

表 3.1.4-1(3) 主な関係法令等

項目	関係法令一覧
その他	都市計画法（昭和 43 年 6 月、法律第 100 号）
	港区まちづくり条例（平成 19 年 6 月、港区条例第 28 号）
	駐車場法（昭和 32 年 5 月、法律第 106 号）
	東京都駐車場条例（昭和 33 年 10 月、東京都条例第 77 号）
	東京都公害紛争処理条例（昭和 45 年 10 月、東京都条例第 149 号）
	東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 (昭和 53 年 7 月、東京都条例第 64 号)
	港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 (昭和 54 年 3 月、港区条例第 15 号)
	千代田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 (昭和 53 年 12 月、千代田区条例第 22 号)
	港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例（平成 31 年 3 月、港区条例第 5 号）

3.1.5 環境保全に関する計画等

各環境調査項目の選定の基礎資料として、環境保全に関する計画等について整理しました。東京都の環境保全に関する計画等については、表 3.1.5-1(1)～(6)に示すとおり、「東京都環境基本計画」等が策定されています。また、港区では表 3.1.5-2(1)～(5)に示すとおり、「港区環境基本計画」等が、千代田区では表 3.1.5-3(1)～(5)に示すとおり、「千代田区緑の基本計画」等が策定されています。

表 3.1.5-1(1) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
都市づくりのグランドデザイン (平成 29 年 9 月)	<p>「都市づくりのグランドデザイン」は、平成 28 (2016) 年 9 月に東京都都市計画審議会から示された答申「2040 年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す行政計画です。</p> <p>目標時期は、2040 年代としています。</p> <p>計画地が位置する「中枢広域拠点域」の地域の将来イメージは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国際色豊かな業務、商業・エンターテイメント、文化、宿泊、居住、教育などの多様な機能が、連携する開発により高度に集積し、外国人にとっても暮らしやすく、交流の生まれる複合拠点の形成を目指します。 ●エリアマネジメントによる地域の魅力向上、アート・デザイン関連施設の集積、歩行者空間のネットワーク化などにより、回遊性が高く、活発な交流の生まれる地域を形成し、地域の防災性を向上させる緑豊かなゆとりのある空間の創出や、自立分散型エネルギーの確保、駅を中心とした交通結節機能の強化を進めます。 ●周辺の住宅地と調和した高度利用が進み、高層建築物を中心とした、魅力のある拠点を目標としています。
2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～(案) (令和 7 年 1 月)	<p>「2050 東京戦略」は、2050 年代に目指す東京の姿「ビジョン」を実現するため、2035 年に向けて取り組む政策を取りまとめた、都政運営の新たな羅針盤となっています。「2050 東京戦略」では、2050 年代の東京の姿「ビジョン」を実現するため、以下の「3 つのシティ」をさらに進化させ、「世界で一番の都市・東京」を目指していくとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイバーシティ：誰もが将来の夢や希望を叶え もっと一人ひとりが輝く東京へ ・スマートシティ：東京のポテンシャルを磨き上げ もっと活力溢れる東京へ ・セーフシティ：強靭で持続可能な都市を創造し もっと安全・安心な東京へ

表 3.1.5-1(2) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
東京都市計画区域の整備、開発及び保全の方針—サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり—（令和3年3月）	<p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」といいます。）は、「都市計画法」第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めています。</p> <p>本都市計画区域マスタープランは、「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのグランドデザインを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映しつつ、分野を横断する8つの戦略を設定し、先進的な取組を進めるものとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成 ② 人・モノ・情報の自由自在な交流を実現 ③ 災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築 ④ あらゆる人々の暮らしの場の提供 ⑤ 利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出 ⑥ 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築 ⑦ 芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出 ⑧ デジタル技術を生かした都市づくりの推進 <p>計画地が位置する「国際ビジネス交流ゾーン」における虎ノ門地域の将来像としては、以下の3つを掲げています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環状第2号線の開通を契機に、地下鉄駅の新設や改良、地下歩行者通路、バスタークナルの整備など、交通結節機能を強化するとともに、街路樹の充実によるみどりの軸の形成、沿道のまちづくりによる緑化が進み、広がりと厚みのあるみどりの形成 ・周辺の市街地においては、敷地統合などによる機能更新の促進や土地利用転換に併せた地区の骨格を形成する道路の整備、公共交通などへのアクセスを高める歩行者ネットワークを整備し、商業・居住・医療・教育・宿泊機能など、国際的な生活環境を備えたビジネス・交流の拠点の形成 ・増上寺等の歴史的資源の保全・活用や、みどり空間の拡充・創出が進むとともに、周辺地域と連携し、国内外に東京の魅力を発信する、観光・ビジネス・交流などの機能が集積した中核的な拠点の形成
東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針（平成27年3月）	<p>「持続可能な循環型都市の構築」を実現していくため、都のこれから資源循環施策に関する基本的考え方や方向性を明確化するとともに推進に向けた取組を示したものです。</p> <p>東京が目指す姿として、「東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現」を掲げ、“持続可能な資源利用”を進めるため、3つの施策を柱として取り組んでいます。</p> <p><u>“持続可能な資源利用”を進めるための3つの柱</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ロスの削減の促進 ・エコマテリアルの利用の促進 ・廃棄物の循環利用の更なる促進

表 3.1.5-1(3) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
東京都環境基本計画 2022 (令和4年9月)	<p>「東京都環境基本計画 2022」では、2050 年のあるべき姿の実現に向けて、2030 年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標と施策のあり方を示しています。</p> <p>「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る 3 つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略 0 とする「3+1 の戦略」により、各分野の環境問題を包括的に解決していきます。</p> <p><u>戦略 0：危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現</u> 【施策の方向性】</p> <p>(1) 直面するエネルギー危機への対応 (2) エネルギーの脱炭素化施策の抜本的な教科・徹底</p> <p><u>戦略 1：エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現</u> 【施策の方向性】</p> <p>1 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 2 ゼロエミッションビル・住宅の大幅拡大、ゼロエミ地区形成・エネルギーマネジメントの促進 3 CO₂排出を抑制する移動手段への転換等や ZEV・充電インフラの整備促進 4 再エネの普及拡大を支え、エネルギー安定供給に資する水素利用の更なる促進 5 物の作り方・売り方(買い方)・使い方を変革し、脱炭素にも貢献する持続可能な資源利用の実現、サーキュラーエコノミーへの移行 6 機器のライフサイクル全般にわたるフロン排出ゼロに向けた取組の推進 7 適応策を推進し、気候変動によるリスクを最小化 8 全庁一丸となって都の率先行動を大胆に加速</p> <p><u>戦略 2：生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現</u> 【施策の方向性】</p> <p>1 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ 2 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす 3 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる</p> <p><u>戦略 3：都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現</u> 【施策の方向性】</p> <p>1 大気環境等の更なる向上 2 化学物質等によるリスクの低減 3 廃棄物の適正処理の一層の促進</p>
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	<p>東京にみどりの拠点と軸を形成し、みどり豊かな風格都市・東京を実現していくため、公共や民間によるみどりづくりを誘導していく指針として策定しており、みどりづくりの目標として、以下の 3 つを掲げています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来(2025 年)のみどりの確保目標を示します(区部の目標は現況のみどり率を 2 割増)。 ・東京のみどりの質の向上を図ります。 ・東京にみどりの拠点と軸を構築し、みどりのネットワークの形成をめざします。そのため、新たに「環境軸」の形成を図ります。 <p>なお、計画地は「センター・コア再生ゾーン」に属しており、ゾーン別のみどりづくりとして、「都心部のみどりを生かした風格あるみどりの都市景観の形成」、「民間事業者による屋上や公開空地等敷地での緑化の推進」などが位置づけられています。</p>

表 3.1.5-1(4) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
東京が新たに進め るみどりの取組 (令和元年5月)	<p>「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、東京が進めるみどりの取組をまとめたものです。みどりが減少傾向にある区部・多摩部を対象としており、都市計画区域マスタープランや実行プランに位置づけ、都の所管局や区市町村との適切な役割分担に基づき、着実に推進していくとしています。</p> <p>都市づくりのグランドデザインで掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とし、以下の4つの方針と主要施策を示しています。</p> <p>方針I：拠点・骨格となるみどりを形成する 方針II：将来にわたり農地を引き継ぐ 方針III：みどりの量的な底上げ・質の向上を図る 方針IV：特色あるみどりが身近にある</p>
東京都生物多様性 地域戦略 (令和5年4月)	<p>「東京都生物多様性地域戦略」では、2050年における東京のるべき姿を示し、それに向けて2030年に達成すべき目標として、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を掲げています。自然地の減少、侵略的外来種といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響などを踏まえ、「生物多様性の保全と回復」、「生物多様性の持続的な利用」、「生物多様性に関する理解と行動変容」からなる3つの基本戦略と、その実現に向けた行動目標を定めています。</p> <p>【基本戦略I】 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ ○行動目標①：生物多様性バージョンアップエリア10,000+ 2030年までに「自然地の保全管理」、「みどりの新たな確保」及び「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持・向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置付け、2030年までに行政として「みどりの質の維持・向上を図るエリア」と「みどりの量を確保・拡大するエリア」を合わせて10,000haとすることを目指す。</p> <p>○行動目標②：新たな野生絶滅ZEROアクション 2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図るための実効性のある取組が、様々な主体とともに実施されている。</p> <p>【基本戦略II】 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす ○行動目標：Tokyo-NbSアクションの推進 ー自然に支えられる都市東京ー¹ 自然を活用した様々な解決策(NbS)となる取組が、行政・事業者・民間団体などの各主体において推進されている。</p> <p>【基本戦略III】 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかかる ○行動目標：生物多様性都民行動100% ー一人ひとりの行動が社会を変えるー 生物多様性の保全と持続可能な利用のため、生物多様性の危機を自分事として捉え、都民や事業者・民間団体等、都内で活動するあらゆる主体の行動が生物多様性に配慮・貢献したものに変わっている。</p>
東京都生物多様性 地域戦略アクションプラン 2025 (令和7年4月)	「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」（令和5年4月）では、地域戦略で掲げる3つの基本戦略を踏まえた、生物多様性の保全・回復と持続可能な利用に資する都の取組と目標が示されています。これに、新たな取組を盛り込むとともに、取組を強化した「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2025」が策定されています。
植栽時における在 来種選定ガイドラ イン～生物多様性 に配慮した植栽を 目指して～ (平成26年5月)	「緑施策の新展開」で明らかにした「四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。」という将来像実現に向け、具体的な取組として、以下の2つの取組の促進を示しています。 ・生物多様性に配慮した植栽の推進 ・在来動物の生息空間のネットワーク化

表 3.1.5-1(5) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
東京都景観計画 (平成 30 年 8 月改定)	<p>「景観法」の施行及び東京都景観審議会の答申「東京における今後の景観施策のあり方について」(平成 18 年 1 月)を踏まえ、これまでの景観施策を再構築し、都民や事業者、区市町村などと連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示しています。</p> <p>東京では、街並みが区市町村の区域を越えて連携しており、また、首都としての景観形成が重要であることから、「景観法」に定める基本理念に以下の 3 つの事項を加えたものをこの計画の基本理念としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者などとの連携による首都にふさわしい景観の形成 ・交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展 ・歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上
東京都資源循環・ 廃棄物処理計画 (令和 3 年 9 月)	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく法定計画であり、「『未来の東京』戦略」及び「東京都環境基本計画」に掲げる個別分野の計画として、主要な施策を示しています。</p> <p>計画期間を 2021~2025 年度の 5 年間とし、2050 年を見据えた 2030 年のビジョンを示すものです。2030 年度のあるべき姿として、東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指していくことを示しています。</p> <p><u>計画目標</u></p> <p>計画目標 1：資源ロスの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物排出量 2025 年度：440 万トン、2030 年度：410 万トン <p>計画目標 2：循環的利用の推進と最終処分量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物再生利用率 2025 年度：31%、2030 年度：37% ・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）の削減（2012 年度比） 2025 年度：82 万トン、2030 年度：77 万トン <p>計画目標 3：災害廃棄物の処理体制の構築</p> <p><u>主要な施策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策 1：資源ロスの更なる削減 ・施策 2：廃棄物の循環利用の更なる促進 ・施策 3：廃棄物処理システムの強化 ・施策 4：健全で信頼される静脈ビジネスの発展 ・施策 5：社会的課題への的確な対応
東京都建設リサイクル推進計画 (令和 6 年 4 月)	<p>都内における建設資源循環の仕組みを構築するとともに、都内の建設資源循環に係る全ての関係者が一丸となって、計画的かつ統一的な取組を推進することにより、環境に与える負荷の軽減とともに、東京の持続ある発展を目指すことを目的に策定しています。</p> <p>本計画では、国の「建設リサイクル推進計画 2020」における目標年度と整合性を図るために、令和 6 年度末までに達成すべき達成基準値として定め、建設資源循環の実効性を確保するため、重点的に取り組むべき事項や特定の建設資材などについて、9 つの個別計画を策定しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) コンクリート塊等を活用する 2) 建設発生木材を活用する 3) 建設泥土を活用する 4) 建設発生土を活用する 5) 廃棄物を建設資材に活用する 6) 建設グリーン調達を推進する 7) 建築物や土木工作物を長期使用する 8) 建設リサイクルを支える基盤を構築する 9) 島の建設リサイクルを推進する
ゼロエミッション 東京戦略 Beyond カーボンハーフ (令和 7 年 3 月)	<p>東京都では、気候危機の深刻化や社会情勢等の大きな変化の中、取組を一層加速するため、2030 年カーボンハーフとその先の未来を見据えた「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、2035 年までに温室効果ガス排出量を 60% 以上削減（2000 年比）する新たな目標と、その達成に向けた個別目標を設定し、実効性ある施策を推進しています。</p>

表 3.1.5-1(6) 東京都の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
東京都自動車排出 窒素酸化物及び自 動車排出粒子状物 質総量削減計画 (令和6年4月)	<p>「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NO_x・PM 法)に基づき、これまでの都の取組を踏まえつつ、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に係る各種対策を国、都、特別区、市、町、事業者、都民が連携し、総合的に推進することを目的として策定しています。</p> <p>計画の目標として、「令和 8 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。」を掲げており、目標を達成するために、自動車単体対策の強化等、車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進、低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進、普及啓発活動の推進などの施策を実施することとされています。</p>

表 3.1.5-2(1) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
港区基本構想 (平成 14 年 12 月)	<p>基本構想とは、自治体の進むべき方向を定めるもので、自治体の憲法といえるものとしています。策定後 10 年ないし 15 年後を展望し、目標とすべき港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示すものであるとともに、計画的に区政運営を進めるにあたっての指針となるべきものとされており、港区では、この基本構想に基づき全ての施策を総合的かつ体系的に推進するものとしています。</p> <p>基本構想では、下記が将来像として掲げられています。</p> <p>—やすらぎある世界都心・MINATO—</p> <p>21 世紀の港区は、まちづくり、産業振興、環境共生、福祉・健康、そして子どもから高齢者・障害者のケアまで、すべてがグローバル・スタンダードのやすらぎある都心コミュニティ「MINATO」ブランドを全地球に発信するのです。</p>
港区基本計画 令和 3 年度～令和 8 年度 令和 5 年度改定版・港区実施計画 令和 6 年度～令和 8 年度 (令和 6 年 3 月)	<p>「港区基本計画」は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を示したものであり、「分野別計画」と「地区版計画書」で構成されています。なお、基本計画の役割は、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に明示することであり、施策や事業の詳細は個別計画等で定めることとしています。</p> <p>「港区実施計画」は、基本計画の施策に基づき、具体的に実施する事業を明らかにしたものです。</p> <p>分野別計画と各総合支所において策定する地区版計画書をもって港区基本計画を構成しています。また、本計画は、「港区まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を包含していることから、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として位置づけており、「デジタル田園都市国家構想戦略」を踏まえたものとしています。</p> <p>基本計画が定めるめざすまちの姿「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」を実現するため、下記に示す 3 つの各分野における区政の方向性を政策として示しています。</p> <p><u>I かがやくまち（街づくり・環境）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる 2 環境にやさしい都心をみなしで考えつくる <p><u>II にぎわうまち（コミュニティ・産業）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる 2 港区からブランド性ある産業・文化を発信する <p><u>III はぐくむまち（福祉・保健・教育）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 明日の港区を支える子どもたちを育む 2 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する
港区基本計画 芝地区版計画書 令和 3 年度～令和 8 年度 令和 5 年度改定版 (令和 6 年 3 月)	<p>「港区基本計画」の「地区版計画書」は、地域の課題を地域で解決し、地域の魅力をより高めるため、各総合支所が区民参画組織からの提言を踏まえて、複数年間の計画を立案した、独自に取り組む事業を中心とする計画書です。</p> <p>計画地が位置する地区が掲げる「めざすまちの姿」、分野別の「政策」、「施策」は以下のとおりです。</p> <p>【芝地区】</p> <p>めざすまちの姿：人と地域がつながり心躍る未来をつくるまち「芝」</p> <p><u>I かがやくまち（街づくり・環境）</u></p> <p>政策：1 ともにつくる安全・安心・快適で美しいまち「芝」 施策：(1) 地域が一体となり魅力ある美しいまちをつくる (2) 災害に強く安全で安心できるまちをつくる (3) 環境にやさしいまちをつくる</p> <p><u>II にぎわうまち（コミュニティ・産業）</u></p> <p>政策：1 多様なコミュニティが息づくまち「芝」 施策：(1) 多様な主体の交流を促進してコミュニティが広がるまちをつくる (2) 地域の魅力を発掘・発信してにぎわいあふれるまちをつくる</p> <p><u>III はぐくむまち（福祉・保健・教育）</u></p> <p>政策：1 地域の支え合いで健やかにいきいきと暮らせるまち「芝」 施策：(1) 子どもがのびのびと健やかに育つまちをつくる (2) いつまでもいきいきと健康的に暮らすことのできるまちをつくる</p>

表 3.1.5-2(2) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
港区環境基本計画 令和3年度～ 令和8年度 令和5年度改定版 (令和6年2月)	<p>「多様な暮らし・活気・自然が調和する持続可能な都市みなど」というめざす環境像の実現に向け、以下の5つの基本目標を定めています。</p> <p><u>基本目標1：脱炭素社会の実現と気候変動への適応による安全・安心なまち</u> 気候危機とも呼べる気候変動を強く認識し、直面している気候危機に立ち向かう行動を区民・事業者をはじめ、国や東京都とも連携して進め、2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成し、「脱炭素社会」の実現に貢献するとともに、更なる激甚化等が予想されている気候変動による影響への適応を進め、安全に安心して快適に暮らし働くことのできるまちの実現をめざします。</p> <p><u>基本目標2：ごみを減らして資源が循環するまち</u> 大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、様々な環境問題を引き起こしています。区民・事業者自身が「ごみの排出者」としてこれらの問題の原因をつくっているという認識を共有し、ごみを減らす、排出ルールを守るという責任ある行動を促していくことで、ごみを減らして資源が循環するまちの実現をめざします。</p> <p><u>基本目標3：健康で快適に暮らせるまち</u> 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下、有害化学物質への対策を適切に行うとともに、開発事業等のまちづくりにおける周辺の生活環境への配慮を促すこと、区民・事業者等と協働して地域の環境美化活動に取り組むことで、誰もが健康で快適に暮らせるまちの実現をめざします。</p> <p><u>基本目標4：水と緑のうるおいと生物多様性の恵みを大切にするまち</u> 2,000種以上もの多様な生きものがすむ大小様々な緑と水辺をつなぐエコロジカルネットワークを形成しながら、住む人、働く人、訪れる人、生きものがともに快適に過ごすことのできる、水と緑のうるおいと生物多様性の恵みを大切にするまちの実現をめざします。</p> <p><u>基本目標5：環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまち</u> 現在生じている様々な環境問題による負荷を次世代に残すことなく、良好な環境を引き継いでいくため、環境教育・環境学習を通じて一人ひとりの意識を高め、環境保全に取り組む人がつながり行動を広げるまちの実現をめざします。</p>
港区緑と水に関する基本方針 (平成18年3月)	<p>緑と水に代表される自然環境の保護・保全の強化や創出を多様な主体との協働により進めていくとともに、ヒートアイランド現象、都市型水害等、都市部での新たな環境問題に、緑と水の面から緊急かつ具体的に対応するために定めるものです。目標年次は2026年としていますが、「港区みどりの実態調査」結果を踏まえて達成状況を検証し、必要に応じて改訂していくものとしています。</p> <p>以下の3つの視点から9つの基本方針を定めています。</p> <p><u>視点① 緑と水の量の拡大</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①-1 屋上緑化・壁面緑化・校庭や広場の芝生化等の推進 ①-2 都市計画制度の活用による地域単位での緑量の増強 ①-3 大規模な開発における緑化基準の強化 <p><u>視点② 緑と水の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ②-1 既存樹木の保護・保全体制の強化 ②-2 自然生態系や水循環系の回復に配慮した緑地保全対策の推進 ②-3 大規模な開発における緑・水・土に関する総合的な指導体制の確立 <p><u>視点③ 協働による緑と水のまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ③-1 多様な主体による緑化行政への参画推進 ③-2 区民・企業等による自発的な緑化と行政の支援強化 ③-3 土地所有者や企業等と行政との協働による民有緑地の公開運営 <p>また、9つの基本方針の実現の度合いを計る指標として、緑と水の視点から3つの目標値を設定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緑被率：2026年に25% ② みどり率：2026年に30% ③ 雨水の実質浸透域率：2026年に30%

表 3.1.5-2(3) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
港区緑と水の総合計画 (令和3年2月)	<p>「港区緑と水の総合計画」は、「都市緑地法」第4条に規定される「緑の基本計画」として、「港区緑と水に関する基本方針」の主旨を継承して緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化のための施策、地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針等を定める、港区の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。港区のまちづくり分野の最上位計画である、港区まちづくりマスタークリアの個別計画のひとつとして位置づけられています。</p> <p>「緑と水と人がはぐくむうるおいある国際生活都市」をめざす将来像に掲げ、5つの緑と水によってめざすまちの姿と各施策を示しています。</p> <p><u>1 環境負荷の少ないまちが形成されている</u></p> <p>1-(1) 二酸化炭素を吸収・固定する緑の育成 1-(2) ヒートアイランド現象を緩和する緑と風の確保 1-(3) 健全な水循環系の回復 1-(4) 生物多様性に配慮した緑化</p> <p><u>2 暮らしやすい生活環境が形成され、健康が向上している</u></p> <p>2-(1) 健康増進の場づくり 2-(2) 子どもの遊び・子育て支援・教育・学習の場づくり 2-(3) 楽しく歩ける環境づくり</p> <p><u>3 安全・安心（防災・減災）が確保されている</u></p> <p>3-(1) 避難場所などの防災拠点の形成・延焼防止 3-(2) 都市型水害の軽減</p> <p><u>4 人々の交流や地域コミュニティが活性化されている</u></p> <p>4-(1) 地域のにぎわいづくり 4-(2) 地域貢献の場づくり</p> <p><u>5 まちの魅力・風格が向上している</u></p> <p>5-(1) 歴史・文化に親しむ場づくり 5-(2) 国際都市にふさわしい魅力的な空間づくり 5-(3) まちの歴史を伝える緑と水を生かした景観の保全・創出</p>
港区まちづくりマスタークリア【港区の都市計画に関する基本的な方針】 (平成29年3月)	<p>まちづくりの実施にあたっての法定都市計画やその他の事業の基本的な方針を示すものです。平成29年度から概ね20年後を目標とする将来都市像を示し、まちづくりの課題への取組方針を「港区全体」と「地区別」で構成して示しています。</p> <p>◆全体構想～まちづくりの基本理念と将来都市像～</p> <p>【まちづくりの基本理念】 人にやさしい良質な都市空間・居住環境を、皆で維持し、創造し、運営していく</p> <p>【将来都市像】 うるおいある国際生活都市 -歴史と未来が融合する魅力と活力あふれる清々しいまち-</p> <p>【目指すべきまちの姿】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 住みつけられるまち 2) 個性的で多様な魅力があるまち 3) 世界に開かれた国際的なまち 4) 安全・安心なまち 5) 持続可能なまち <p>【まちづくりの方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 良好的な居住環境と国際ビジネス拠点の形成の両立 2) 暮らしやすく健康に資する生活環境の形成 3) 快適な道路・交通ネットワークの形成 4) 水と緑の豊かなうるおいの創出 5) 災害に強く回復力のあるまちの形成 6) 豊富な景観資源と地域の個性が光る、誇りと愛着に満ちた街並みの形成 7) 環境負荷の少ない都市の形成 8) まちの魅力の維持・向上と活用・発信 <p>◆地区別まちづくりの方針</p> <p>計画地が位置する地区の地区別のまちづくりの目標は以下のとおりです。</p> <p>【芝地区的目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 多様な商業・業務機能と住宅との共存 2) 交通機能の拡充を契機とした国際ビジネス交流拠点の形成 3) 商店のにぎわいと住宅が調和した、安全・安心に住み続けられるまちづくり 4) みどりや歴史・文化などが感じられる環境の保全 5) エリアマネジメント活動を中心とした地域のにぎわいの創出

表 3.1.5-2(4) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
港区景観計画(平成27年度改定) (平成27年12月)	<p>「港区景観計画」は、「景観法」に基づき策定された景観計画で、港区における景観形成の取組の基本的な方向性を示すとともに、「景観法」に基づく諸制度を活用した具体的な施策を示した、景観形成に関する総合的な計画として位置づけられています。</p> <p>また、上位計画となる「港区基本構想」や「港区まちづくりマスタートップラン」に即すとともに、関連する分野別計画や「東京都景観計画」と連携をはかるものとする、とされています。</p> <p>景観形成の基本方針は、以下のとおりです。</p> <p>基本方針1：水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める 基本方針2：歴史や文化を伝える景観を守り・生かす 基本方針3：誰もが楽しく歩ける、賑わいや風格のある通りを創る 基本方針4：地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む 基本方針5：区民・企業等・行政の協働で景観形成を推進する</p> <p>計画では、港区の全域を「港区景観計画」の対象区域としており、その中で、港区全域の景観形成基準（一般）、港区の景観特性がよく表れる、坂道沿い、寺社・歴史的建造物周辺、交差点・駅周辺、商業地、閑静な住宅地、古川沿いのそれぞれの場所に応じた景観形成基準に加え、港区の骨格となる景観を形成する地区については、景観形成特別地区として別途区域を区分し、地区ごとに景観形成基準を定めています。</p>
港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）令和3年度～令和14年度 (令和3年2月)	<p>「一般廃棄物処理基本計画」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ・生活排水処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されています。</p> <p>ごみ処理基本計画は、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定め、生活排水処理基本計画は、区域内の生活排水や汚泥をどのような方法で、どの程度処理していくのか等の生活排水処理に係る基本方針を定めているものです。</p> <p>本計画では、「環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」を基本理念として、以下の3つの基本方針を示しています。</p> <p>1 区民の参画と協働による3Rを推進します 2 事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します 3 安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します</p>
港区低炭素まちづくり計画 (令和3年6月)	<p>都市の低炭素化の促進を図ることにより、都市の健全な発展に寄与することを目的とし、下記の基本方針と施策を掲げています。</p> <p>基本方針1：先進技術の導入による、活発な経済活動と環境配慮の両立 施策1-1：エネルギーにおける利用効率の向上 施策1-2：建築物のエネルギー負荷の削減 施策1-3：未利用・再生可能エネルギーの活用促進</p> <p>基本方針2：臨海部から丘陵まで豊かな緑が繋がる、快適で潤いある都心部の形成 施策2-1：二酸化炭素の吸収源となる緑のさらなる創出 施策2-2：自然を活用した異常気象等への対応</p> <p>基本方針3：利便性の高い公共交通網を活かした、環境負荷の少ない交通環境の実現 施策3-1：自動車からの二酸化炭素排出量削減対策の推進 施策3-2：環境負荷の少ない移動手段（公共交通等）の環境整備と促進</p>

表 3.1.5-2(5) 港区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
新橋・虎ノ門地区 まちづくりガイド ライン (令和元年7月)	<p>「環状2号線周辺地区まちづくりガイドライン」(平成24年3月)を踏まえ、港区では環状2号線を中心とした幹線道路に囲まれた範囲を対象として、まちづくりを計画的に推進されてきました。</p> <p>「環状2号線周辺地区まちづくりガイドライン」の策定後、対象地区に隣接する外堀通り北側や新橋駅東口などで新たなまちづくりの動きが活発化しており、銀座や日比谷、霞が関、大手町・丸ノ内・有楽町など、周辺の特色ある地域と相互に刺激し合い、連続的にぎわいの創出や相乗効果を図る必要性が高まっています。これらを踏まえ、対象地区を拡大し、新虎通りを中心とした新橋から虎ノ門に至る地区を新たに対象としています。</p> <p>計画地が位置する「虎ノ門エリア」のまちづくりの方向性及び重点方策は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりの方向性 <ul style="list-style-type: none"> 世界都市東京の一翼を担う国際的なビジネス・交流拠点の形成 ○重点方策 <ol style="list-style-type: none"> 1 国際水準のビジネス環境の形成に貢献する機能の導入 2 災害時における業務機能の継続性(BCP)の確保 3 緑豊かでにぎわいあふれる街路空間の形成

表 3.1.5-3(1) 千代田区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
千代田区第4次基本構想 (令和5年3月)	<p>「千代田区第4次基本構想」は、千代田区の将来像や分野別のるべき姿を描き、その実現に向けて進むべき方向性を示すものです。また、区の行政計画の最上位に位置付けられる理念であるとともに、行政運営の基本となる指針です。さらに、区民や団体、企業など、千代田区に関わるすべての人々と共有し、一体となって実現するための指針としての役割を持つものです。</p> <p>「伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」を目指すべき将来像とし、社会の変化が激しい時代にあっても、先人が築いてきた伝統を大切にしながら、新たな時代における文化や価値観とも調和をはかり、未来に向け力強く躍進し続けるとしています。そして、人やまちとのつながりを大切にし、住み続けられるまちをめざすとともに、千代田に住み、働き、学び、集うすべての人々が輝き、彩りにあふれ、将来にわたって希望に満ちた魅力あふれるまちをめざすとしています。基本構想の実現に向けた方針は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> #01 変化の激しい時代への柔軟な対応 #02 多様性を尊重し認め合う社会づくり #03 参画・協働の推進
千代田区都市計画マスターplan ～つながる都心 人・まちが織りなす多彩な都市の価値～ (令和3年5月)	<p>「千代田区都市計画マスターplan」は、「千代田区基本構想」及び「東京都市計画都市計画区域マスターplan」に即して策定されたものです。「歴史に育まれた豊かな都心環境を次世代に継承し、世界の人に愛されるまち、千代田」をまちづくりの理念に掲げ、「つながる都心」をまちづくりの将来像と定め、実現するための3つの基本方針と7つのテーマ別まちづくりの方針が設定されています。</p> <p>基本方針とテーマ別まちづくりの方針は、以下のとおりです。</p> <p>基本方針1 土地に宿る記憶、遺産、界隈性と文化を、都心生活が楽しくなるまちの味わいと長く住み続けたくなる価値に熟成させていく</p> <p>基本方針2 都心の多種多様な活動が情報でつながり、最適化と相乗効果で、都心生活を豊かにしていく</p> <p>基本方針3 都心の多様性を活かしたまち・コミュニティの進化を誘発する</p> <p>テーマ1 豊かな都心生活と住環境を守り、育てるまちづくり</p> <p>テーマ2 緑と水辺がつなぐ良質な空間をつくり、活かすまちづくり</p> <p>テーマ3 都心の風格と景観、界隈の魅力を継承・創出するまちづくり</p> <p>テーマ4 道路・交通体系と快適な移動環境がつながるまちづくり</p> <p>テーマ5 多様性を活かすユニバーサルなまちづくり</p> <p>テーマ6 災害にしなやかに対応し、回復力の高い強靭なまちづくり</p> <p>テーマ7 高水準の環境・エネルギー対策を進めるまちづくり</p> <p>計画地が位置する「霞が関一丁目」の地域別まちづくりの方針は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治・行政の中枢機能が集積するとともに、国会議事堂など歴史的建造物、文化・教育施設が調和した複合市街地として、緑豊かで風格と親しみ、賑わいを感じるまちをつくる

表 3.1.5-3(2) 千代田区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン (令和4年6月)	<p>「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」は、千代田区都市計画マスターplanの将来像である「つながる都心」を実現するために、地域の課題を解決し、「私たち」の QOL (Quality Of Life) の向上を図ることを目的としています。</p> <p>実現への道筋として、以下の 4 つの基本方針を設定しています。</p> <p>方針 1 地域の魅力を向上させる多様な人々の活動（出会い・交流）の創出 方針 2 地域の魅力を一層向上させる活動の輪の創出 方針 3 その地域ならではのウォーカブルなまちづくりの展開 方針 4 官民が一体となったチャレンジ</p> <p>区民・事業者の役割として、以下のとおり設定されています。</p> <p>○地域の目標・ビジョンの構築 ・地域のパブリック空間・歴史・文化等の情報共有 ・地域課題の検討</p> <p>○質の高い空間の創出 ・魅力ある目的地づくり ・民間が保有するパブリック空間に不足する設えの整備 ・民間が保有するパブリック空間・沿道建物の再構築</p> <p>○活動の実施・日常化 ・合意形成と申請手続き ・既存空間、創出された空間を活用した活動の実施（試行的活動を含む）</p>
千代田区緑の基本計画～緑がつなぐ人・まち・未来～ (令和3年7月)	<p>「千代田区緑の基本計画」は、「都市緑地法」第 4 条第 1 項に規定される「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」です。千代田区における緑とオープンスペースの確保に関する具体的な指針として、目指す緑の方向性、緑の配置、施策展開等を体系的に定めたものです。計画策定から約 20 年が経過し、社会状況や緑の役割等が変化する中、令和 3 年に改定が行われました。</p> <p>「緑がつなぐ 人・まち・未来」を基本理念とし、目標年次は 2040 年頃として、以下の 3 つの将来像とそれに沿った 6 つの基本方針が設定されています。</p> <p><u>将来像 I</u> 内濠リングと外濠リングを基盤とする構造的なネットワーク <u>将来像 II</u> 暮らしの安心を支え、人々に愛される身近な緑 <u>将来像 III</u> まちと人の変化を捉えて模索する柔軟な緑のマネジメント</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.歴史をつなぐ—千代田区の歴史が育んできた緑の拠点の保全・活用— 2.空間をつなぐ—賑わいや快適さが続く緑のネットワークの構築— 3.安心をつなぐ—都市の強靭性と持続性を高める緑の創出— 4.人とまちの縁をつなぐ—誰からも愛される都市のサード・プレイスとなる緑の創出— 5.未来につなぐ—緑の質を維持・向上させていく仕組みの構築— 6.緑とのつながりを創造する—地域に合った区民・企業参画の仕組みの構築— <p>計画地が位置する場所は「都心中枢エリア」として、以下に示す緑の取り組み方針が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永田町・霞が関エリアでは、街路樹と官庁用地の緑を連携させながら、適切に維持管理・更新することで、整然とした街並みを継承していきます。
ちよだ生物多様性推進プラン (令和6年3月)	<p>「ちよだ生物多様性推進プラン」は平成 25 年 3 月の策定から 10 年が経過し、推進プランの短期目標年次である 2020 年の達成状況を把握するとともに、策定以降の生物多様性に関する国内外の状況変化・社会情勢を踏まえながら、長期目標年次の 2050 年に向けて、推進プランの内容について改定が行われました。</p> <p>「千代田区ならではのネイチャーポジティブの実現」を 2030 年目標とし、目標の達成に向けた戦略として以下の 3 つが設定されています。</p> <p>【戦略 I】皇居の緑を核とした生態系ネットワークの形成・強化 【戦略 II】自然共生社会を意識した行動の浸透 【戦略 III】自然を活かした多様な社会課題の解決</p>

表 3.1.5-3(3) 千代田区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要								
千代田区景観まちづくり計画 (令和2年3月)	<p>「千代田区景観まちづくり計画」は、平成10年に策定された「千代田区景観形成マスター・プラン」を見直したものであるとともに、「景観法」に基づく景観計画に位置付けられたものです。また、「東京都景観計画」や千代田区における各種行政計画との整合を図るとともに、隣接区の景観計画との連携に配慮する計画となっています。</p> <p>「千代田区景観まちづくり計画」では、以下の5つの目標を設定されています。</p> <p>目標1 「江戸から引き継がれたまちの歴史的構造を活かす」 目標2 「江戸—東京の歴史を伝える水辺と緑の自然を守り、活かす」 目標3 「山の手と下町に展開する多様な界隈の個性を活かす」 目標4 「都心に生きる人々に活気とやさしさを与える」 目標5 「首都として風格ある都心の美しさを創出する」</p> <p>計画地は「美観地域重点地区」として定められた範囲の中に含まれ、以下の美観形成方針が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史性を活かした首都の風格にふさわしい景観をつくる ・眺めの映える開放的な水辺・緑地空間をつくる ・皇居の水や緑と調和したシルエットを形成する ・皇居を核とした環状・放射の骨格構造を際立たせる ・内濠沿いに展開するまちの個性を際立たせる 								
千代田区界隈別・重点地区景観まちづくりガイドライン (令和3年3月)	<p>「千代田区界隈別・重点地区景観まちづくりガイドライン」は、千代田区の景観まちづくりの考え方や方向性、配慮事項等を示し、「千代田区景観まちづくり計画」で定める景観形成基準を補完する役割をもつものです。また、「景観まちづくりガイドライン」の一部であり、建築物等に関する指針で「界隈」及び「景観重点地区」に特化した内容となっています。</p> <p>計画地は「界隈3:霞が関・永田町界隈」及び「美観地域重点地区」として定められた範囲の中に含まれ、以下の界隈別景観形成の方向性が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史と自然が織りなす街並みを活かし、国家の中枢を支えてきた官庁街にふさわしい重厚な景観を形成する。 ○明治期の官庁集中計画に意図された議事堂に対するヴィスタ景を歴史的にも重要な象徴的な景観として保全する。 ○内濠、国会前庭、日比谷公園、日枝神社等の緑を核としながら、沿道緑化、敷地内の緑と連続性を持たせ、緑のネットワークを形成する。 ○歩道に面して空地を設け、隣り合う敷地の空地をつなげるなど歩行路ネットワークを形成する。特に大規模な開発においては、通り抜け通路を設けるなど周辺の歩行者動線に配慮する。 								
第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画 (令和7年3月)	<p>「第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画」は、千代田区で発生するごみの減量と資源化を促進する3R(Reduce<リデュース>:発生抑制、Reuse<リユース>:再使用、Recycle<リサイクル>:再生利用)の取り組みと、ごみの適正処理、処分などについて示したものであり、令和11年度を中期目標年度、令和16年度を長期目標年度としています。</p> <p>基本目標は、以下に示すとおりです。</p> <p>目標1 ごみ削減目標</p> <table> <tr> <td>令和11年度 (中期目標年度)</td> <td>ごみ排出量: 約56,000トン (令和5年度比約1.7割削減)</td> </tr> <tr> <td>令和16年度 (長期目標年度)</td> <td>ごみ排出量: 約47,000トン (令和5年度比約3割削減)</td> </tr> </table> <p>目標2 資源化率目標</p> <table> <tr> <td>令和11年度 (中期目標年度)</td> <td>資源化率: 約65% (令和5年度比約8ポイント増)</td> </tr> <tr> <td>令和16年度 (長期目標年度)</td> <td>資源化率: 約70% (令和5年度比約13ポイント増)</td> </tr> </table>	令和11年度 (中期目標年度)	ごみ排出量: 約56,000トン (令和5年度比約1.7割削減)	令和16年度 (長期目標年度)	ごみ排出量: 約47,000トン (令和5年度比約3割削減)	令和11年度 (中期目標年度)	資源化率: 約65% (令和5年度比約8ポイント増)	令和16年度 (長期目標年度)	資源化率: 約70% (令和5年度比約13ポイント増)
令和11年度 (中期目標年度)	ごみ排出量: 約56,000トン (令和5年度比約1.7割削減)								
令和16年度 (長期目標年度)	ごみ排出量: 約47,000トン (令和5年度比約3割削減)								
令和11年度 (中期目標年度)	資源化率: 約65% (令和5年度比約8ポイント増)								
令和16年度 (長期目標年度)	資源化率: 約70% (令和5年度比約13ポイント増)								

表 3.1.5-3(4) 千代田区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
令和 7 年度 千代田区一般廃棄物処理実施計画 (令和 7 年 4 月)	<p>「令和 7 年度 千代田区一般廃棄物処理実施計画」は、「千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第 29 条及び「千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則」第 18 条の規定に基づき、令和 7 年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を定めたものです。</p> <p>一般廃棄物の減量・リサイクルの方策に関する事項は、以下に示すとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産、流通、販売、消費の各段階での発生抑制策の促進 (2) 資源回収事業の実施 (3) 生ごみの減量対策 (4) 中小事業所・商店街のリサイクルの促進 (5) 事業用大規模建築物に対する立入指導の推進と優良建築物の顕彰の実施 (6) 拡大生産者責任の促進 (7) 再生品の普及 (8) 区自らのごみ減量・リサイクルの推進 (9) 収集・運搬事業の充実 (10) リサイクル施設の活用 (11) フリーマーケットの支援 (12) 区民・事業者・行政のパートナーシップの確立 (13) 普及啓発と環境学習の促進
千代田区気候変動適応計画 2021 (令和 3 年 11 月)	<p>「千代田区気候変動適応計画 2021」は、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、地域特性を踏まえた気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を推進するため、「地球温暖化対策条例」に気候変動適応策を位置づけ、計画を策定したものです。</p> <p>計画期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間としています。めざすべき将来像を「いつまでも安心して住み続けられる強く魅力あるまち」と定め、3 つの基本方針とそれぞれの方針に対応する取組みの方針を設定しています。基本方針と施策については、以下のとおりです。優先的に取り組む施策は「★」としています。</p> <p>基本方針 1：気候変動に強いまちづくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1 水害対策の推進★ 1-2 強風等への対策の促進★ 1-3 土砂災害対策の推進 1-4 熱中症等への対策の推進★ 1-5 感染症対策の促進 1-6 大気汚染による健康被害への対策の推進 1-7 高齢者や子どもへの影響に関する対策の推進★ 1-8 渇水対策の促進★ 1-9 水環境に関する対策の推進 <p>基本方針 2：魅力あるまちづくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 2-1 暑熱対策の推進★ 2-2 企業活動に関する対策の推進★ 2-3 自然生態系に関する対策の推進 <p>基本方針 3：気候変動適応の推進にかかる体制づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 3-1 気候変動適応にかかる意識啓発の推進 3-2 気候変動に関する情報収集・分析 3-3 複合災害への対策の推進 3-4 関係機関・部署との連携

表 3.1.5-3(5) 千代田区の環境保全に関する計画等

計画等の名称	計画等の概要
千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2021 ～2050 ゼロカーボンちよだ～ (令和3年11月)	<p>「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2021」は、地球温暖化問題に係る国内外の動向の変化に対応し、平成19年に制定した「千代田区地球温暖化対策条例」を改定し、区域全体の地球温暖化対策に総合的かつ計画的に取り組むことを目的にしたものです。計画期間は、気候変動の適応策の推進を目的とした「千代田区気候変動適応計画 2021」と合わせ、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、基準年度は2013（平成25）年度としています。</p> <p>めざすべき将来像を「2050 ゼロカーボンちよだ」と定め、4つの基本方針とそれの方針に対応する取組みの方針を設定しています。基本方針は以下のとおりです。</p> <p>基本方針1 エネルギー消費量の削減 1-1 地球温暖化対策行動の推進 1-2 建物のスマート化の促進 1-3 資源循環型社会形成の推進</p> <p>基本方針2 エネルギーの脱炭素化の促進 2-1 再生可能エネルギーの普及促進 2-2 未利用エネルギーの活用の促進 2-3 水素エネルギーの活用の推進</p> <p>基本方針3 スマートシティの強化 3-1 地域交通の脱炭素化の推進 3-2 エネルギーの面的利用の促進 3-3 エネルギーレジリエンスの強化 3-4 ヒートアイランド対策の推進</p> <p>基本方針4 協働による地球温暖化対策の推進 4-1 連携・協働のための仕組みづくりの推進 4-2 フロン対策の推進 4-3 区外と連携したCO₂削減のためのしくみの活用</p>
千代田区ヒートアイランド対策計画 (令和6年3月)	<p>「千代田区ヒートアイランド対策計画」は、様々なヒートアイランド対策の施策を効果的に実施するための方針を定め、ヒートアイランド現象の緩和と共に人の健康の維持や生活の質の向上を目指すために定めたものです。</p> <p>計画期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間としています。ヒートアイランド対策として推進する施策は、「被覆」、「緑化」、「水面の保全」、「その他（ドライ型ミスト、ひよけ等）」となっています。建物（事務所）の用途別のヒートアイランド対策は、以下のとおりです。</p> <p>【建物（事務所）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の建物では、屋上・外壁などの遮熱・断熱化、屋上緑化等の緑化、人工排熱抑制などの省エネ対策、クールスポットとしてドライ型ミストなどを設置 <p>千代田区は8地域別に対策が定められており、計画地は「⑦大手町・丸の内・有楽町・永田町地域」に区分されています。該当地域の対策は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン 2020」が策定されています。概ね20年後の姿を見据えつつ、速やかな機能更新への対応を図るため、「将来像」「ルール」「整備手法」等を指針として示しています。このようなガイドラインに基づき、ヒートアイランド対策を推進していきます。 エリアマネジメントが推進されており、そこでは、地区的快適な環境の形成や地域の活性化等を目的に、イベントなどによる情報発信や公共空間の利活用・運営管理などを実施しています。このような活動を通じて、ヒートアイランド対策の推進を進めています。

3.2 環境項目

3.2 環境項目

3.2.1 大気汚染

工事中には建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後には関係車両の走行や駐車場からの排ガスに伴う大気質（大気）への影響が考えられるため、これらの検討の基礎資料として、計画地周辺の大気汚染の状況を整理しました。

計画地周辺では表 3.2.1-1 に示す測定局において、環境省、東京都、港区、中央区及び新宿区が常時測定を行っています。

各測定局の位置は、図 3.2.1-1 に示すとおりです。

表 3.2.1-1 計画地周辺の大気汚染常時監視測定局

区分	番号	測定局名	測定主体	項目	
				二酸化窒素	浮遊粒子状物質
一般環境大気測定局	①	中央区本庁舎	中央区	○	○
自動車排出ガス測定局	②	国設霞が関	環境省	○	○
	③	日比谷交差点	東京都	○	○
	④	一の橋	港区	○	○
	⑤	赤坂	港区	○	○
	⑥	四谷	新宿区	○	○

資料：「大気汚染常時測定」（令和 7 年 12 月閲覧 中央区ホームページ）

「環境省大気汚染物質広域監視システム そらまめくん」（令和 7 年 12 月閲覧 環境省ホームページ）

「大気汚染常時監視測定局」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）

「局別測定内容」（令和 7 年 12 月閲覧 港区ホームページ）

「大気環境」（令和 7 年 12 月閲覧 新宿区ホームページ）



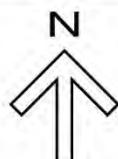
凡 例

■ 計画地

----- 区界

● 大気測定局 (一般環境大気測定局)

○ 大気測定局 (自動車排出ガス測定局)



S=1/25,000

0 250 500 750m

資料:「大気汚染常時測定」(令和7年12月閲覧 中央区ホームページ)
 「環境省大気汚染物質広域監視システム そらまめくん」(令和7年12月閲覧 環境省ホームページ)
 「大気汚染常時監視測定局」(令和7年12月閲覧 東京都環境局ホームページ)
 「局別測定内容」(令和7年12月閲覧 港区ホームページ)
 「大気環境」(令和7年12月閲覧 新宿区ホームページ)

図 3.2.1-1 計画地周辺の大気汚染測定局

(1) 二酸化窒素

計画地周辺の測定局における令和6年度の二酸化窒素の調査結果は、表3.2.1-2に示すとおりです。

一般環境大気測定局の日平均値の年間98%値は0.036ppm、自動車排出ガス測定局の日平均値の年間98%値は0.034～0.036ppmであり、すべての測定局で環境基準を達成しています。

また、過去5年間の年平均値の推移は、図3.2.1-2に示すとおりであり、いずれの測定局においても概ね減少傾向となっています。

表3.2.1-2 二酸化窒素の調査結果（令和6年度）

単位: ppm

区分	測定局名	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	環境基準
一般環境大気測定局	中央区本庁舎	0.016	0.036	○	
自動車排出ガス測定局	国設霞が関	0.016 ^{※1}	0.036 ^{※1}	○ ^{※1}	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	日比谷交差点	0.018	0.034	○	
	一の橋	0.015 ^{※2}	0.028 ^{※2}	— ^{※2}	
	赤坂	0.016	0.036	○	
	四谷	0.015	— ^{※3}	○	

注) 環境基準達成状況 ○: 環境基準達成 ×: 環境基準非達成

※1: 既存資料に令和6年度の調査結果が示されていないことから、令和5年度の調査結果を示しました。

※2: 有効測定日が176日のため、年平均値及び日平均値の年間98%値は参考値であり、環境基準達成の判定はできません。

※3: 既存資料に掲載されていないことを示します。

資料:「大気汚染常時測定 環境測定データ集（令和6年度）」（令和7年12月閲覧 中央区ホームページ）

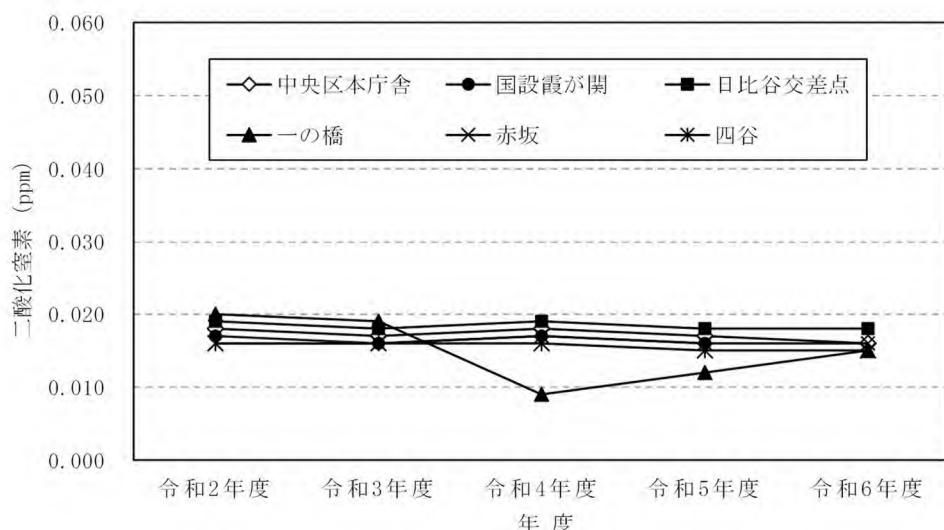
「国立環境研究所 環境展望台 大気汚染常時監視データファイル」

（令和7年12月閲覧 国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ）

「大気汚染測定結果ダウンロード」（令和7年12月閲覧 東京都環境局ホームページ）

「令和7年度（2025年度）版事業概要」（令和7年12月閲覧 港区ホームページ）

「令和7年度版 新宿区の概況」（令和7年12月閲覧 新宿区ホームページ）



注) 一の橋局は、令和4年度の有効測定日が4日、令和6年度の有効測定日が176日のため参考値です。

図3.2.1-2 二酸化窒素の年平均値の推移

(2) 浮遊粒子状物質

計画地周辺の測定局における令和 6 年度の浮遊粒子状物質の調査結果は、表 3.2.1-3 に示すとおりです。

一般環境大気測定局の日平均値の 2%除外値は $0.038\text{mg}/\text{m}^3$ 、自動車排出ガス測定局の日平均値の 2%除外値は $0.029\sim0.047\text{mg}/\text{m}^3$ であり、すべての測定局で環境基準を達成しています。

また、過去 5 年間の年平均値の推移は、図 3.2.1-3 に示すとおりであり、いずれの測定局においても概ね減少もしくは横ばい傾向となっています。

表 3.2.1-3 浮遊粒子状物質の調査結果（令和 6 年度）

単位： mg/m^3

区分	測定局名	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準達成状況	環境基準
一般環境大気測定局	中央区本庁舎	0.015	0.038	○	
自動車排出ガス測定局	国設霞が関	0.014 ^{※1}	0.029 ^{※1}	○ ^{※1}	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
	日比谷交差点	0.018	0.047	○	
	一の橋	0.015	0.037	○	
	赤坂	0.013	0.033	○	
	四谷	0.014	— ^{※2}	○	

注) 環境基準達成状況 ○：環境基準達成 ×：環境基準非達成

※1：既存資料に令和 6 年度の調査結果が示されていないことから、令和 5 年度の調査結果を示しました。

※2：既存資料に掲載されていないことを示します。

資料：「大気汚染常時測定 環境測定データ集（令和 6 年度）」（令和 7 年 12 月閲覧 中央区ホームページ）

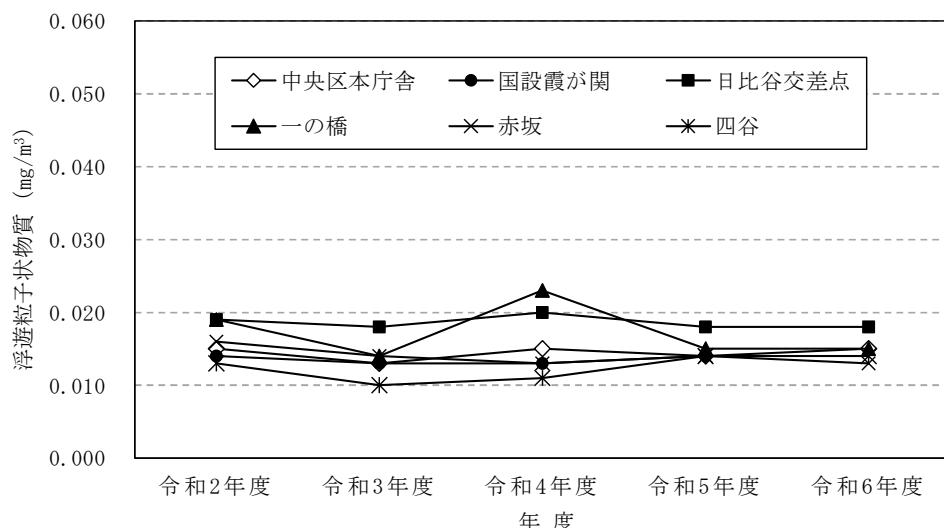
「国立環境研究所 環境展望台 大気汚染常時監視データファイル」

（令和 7 年 12 月閲覧 国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ）

「大気汚染測定結果ダウンロード」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）

「令和 7 年度（2025 年度）版事業概要」（令和 7 年 12 月閲覧 港区ホームページ）

「令和 7 年度版 新宿区の概況」（令和 7 年 12 月閲覧 新宿区ホームページ）



注) 一の橋局は、令和 4 年度の有効測定日が 4 日のため参考値です。

図 3.2.1-3 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

(3) 大気汚染に係る公害苦情の状況

令和 6 年度における港区及び千代田区内の大気汚染に係る公害苦情の状況は、表 3.2.1-4 に示すとおり、港区が 5 件であり総件数の 1.7%、千代田区が 35 件であり総件数の 12.9% を占めています。

表 3.2.1-4 大気汚染に係る公害苦情件数（令和 6 年度）

区	総件数	うち大気汚染に係る公害苦情件数	割合
港区	294 件	5 件	1.7%
千代田区	272 件	35 件	12.9%

資料：「港区行政資料集 令和 7 年度（2025 年度）版」（令和 7 年 12 月閲覧 港区ホームページ）

「千代田区行政基礎資料集（令和 7 年版）」（令和 7 年 12 月閲覧 千代田区ホームページ）

3.2.2 臭気

工事中の各種建設作業や廃棄物処理に伴う臭気の発生、供用後の汚水や廃棄物処理に伴う臭気の発生に関しては、著しい悪臭による影響を及ぼすことはないと考えますが、環境調査項目「大気（臭気）」の選定の基礎資料として、悪臭について整理しました。

令和 6 年度における港区及び千代田区内の悪臭に係る公害苦情の状況は、表 3.2.2-1 に示すとおり、港区が 36 件であり総件数の 12.2%、千代田区が 34 件であり総件数の 12.5% を占めています。

表 3.2.2-1 悪臭に係る公害苦情件数（令和 6 年度）

区	総件数	うち悪臭に係る公害苦情件数	割合
港区	294 件	36 件	12.2%
千代田区	272 件	34 件	12.5%

資料：「港区行政資料集 令和 7 年度（2025 年度）版」（令和 7 年 12 月閲覧 港区ホームページ）

「千代田区行政基礎資料集（令和 7 年版）」（令和 7 年 12 月閲覧 千代田区ホームページ）

3.2.3 静穏

工事中には建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後には関係車両の走行があり、建設機械の稼働、工事用車両の走行及び関係車両の走行に伴う騒音・振動（静穏）への影響が考えられるため、計画地周辺の騒音・振動の状況を整理しました。

(1) 騒音

① 道路交通騒音の状況

計画地周辺の主要道路における道路交通騒音の測定地点は図 3.2.3-1 に、測定結果は表 3.2.3-1(1)、(2)に示すとおりです。

地点 1（外濠環状線（外堀通り））、地点 3（外濠環状線（環二通り））及び地点 4（白山祝田町線（愛宕下通り））は、昼間、夜間ともに環境基準の値を超過しています。また、全ての測定地点において、昼間、夜間ともに要請限度以下の値となっています。

表 3.2.3-1(1) 道路交通騒音測定結果（令和 4 年度及び令和 5 年度：環境基準達成状況）

単位：dB

地点	住 所	道路名	車線数	等価騒音レベル		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	港区西新橋 1 丁目 10	外濠環状線 (外堀通り)	6	68 [×]	65 [×]	65 以下	60 以下
2	港区西新橋 2 丁目 38	外濠環状線 (環二通り)	3	62 [○]	56 [○]	65 以下	60 以下
3	港区虎ノ門 2 丁目 4	外濠環状線 (環二通り)	6	67 [×]	63 [×]	65 以下	60 以下
4	港区西新橋 3 丁目 16	白山祝田町線 (愛宕下通り)	4	64 [×]	63 [×]	65 以下	60 以下

注 1) 昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～翌 6 時

注 2) [] 内は、環境基準の達成状況です。 ○：達成、×：非達成

注 3) 地点 1～3 は令和 4 年度、地点 4 は令和 5 年度の測定結果です。

資料：「令和 4 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）

「令和 5 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）

表 3.2.3-1(2) 道路交通騒音測定結果（令和 4 年度及び令和 5 年度：要請限度の超過状況）

単位：dB

地点	住 所	道路名	車線数	等価騒音レベル		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
5	千代田区日比谷公園	国道 1 号 (晴海通り)	10	66 [○]	64 [○]	75	70
6	千代田区霞が関 2 丁目 1	国道 20 号 (内堀通り)	8	70 [○]	67 [○]	75	70

注 1) 昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～翌 6 時

注 2) [] 内は、要請限度との比較です。 ○：要請限度以下、×：要請限度超過

注 3) 地点 5、6 は令和 4 年度の測定結果です。

資料：「令和 4 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）

「令和 5 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）

② 騒音に係る公害苦情の状況

令和6年度における港区及び千代田区内の騒音に係る公害苦情の状況は、表3.2.3-2に示すとおり、港区が197件であり総件数の67.0%、千代田区が128件であり総件数の47.1%を占めています。

表3.2.3-2 騒音に係る公害苦情件数（令和6年度）

区	総件数	うち騒音に係る公害苦情件数	割合
港区	294件	197件	67.0%
千代田区	272件	128件	47.1%

資料：「港区行政資料集 令和7年度（2025年度）版」（令和7年12月閲覧 港区ホームページ）

「千代田区行政基礎資料集（令和7年版）」（令和7年12月閲覧 千代田区ホームページ）

（2）振動

① 道路交通振動の状況

計画地周辺の主要道路における道路交通振動の測定結果は表3.2.3-3に、測定地点は図3.2.3-1に示すとおりです。

全ての測定地点において、昼間、夜間ともに要請限度の値以下となっています。

表3.2.3-3 道路交通振動測定結果（令和4年度及び令和5年度：要請限度の超過状況）

地点	住 所	道路名	車線数	振動レベル		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
5	千代田区日比谷公園	国道1号 (晴海通り)	10	37 [○]	32 [○]	65	60
6	千代田区霞が関2丁目1	国道20号 (内堀通り)	8	45 [○]	42 [○]	70	65

注1) 昼間8時～20時、夜間20時～翌8時

注2) []内は、要請限度との比較です。○：要請限度以下、×：要請限度超過

注3) 地点5、6は令和4年度の測定結果です。

資料：「令和4年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和7年12月閲覧 東京都環境局ホームページ）

「令和5年度 自動車交通騒音・振動調査結果」（令和7年12月閲覧 東京都環境局ホームページ）

② 振動に係る公害苦情の状況

令和6年度における港区及び千代田区内の振動に係る公害苦情の状況は、表3.2.3-4に示すとおり、港区が32件であり総件数の10.9%、千代田区が20件であり総件数の7.4%を占めています。

表3.2.3-4 振動に係る公害苦情件数（令和6年度）

区	総件数	うち騒音に係る公害苦情件数	割合
港区	294件	32件	10.9%
千代田区	272件	20件	7.4%

資料：「港区行政資料集 令和7年度（2025年度）版」（令和7年12月閲覧 港区ホームページ）

「千代田区行政基礎資料集（令和7年版）」（令和7年12月閲覧 千代田区ホームページ）

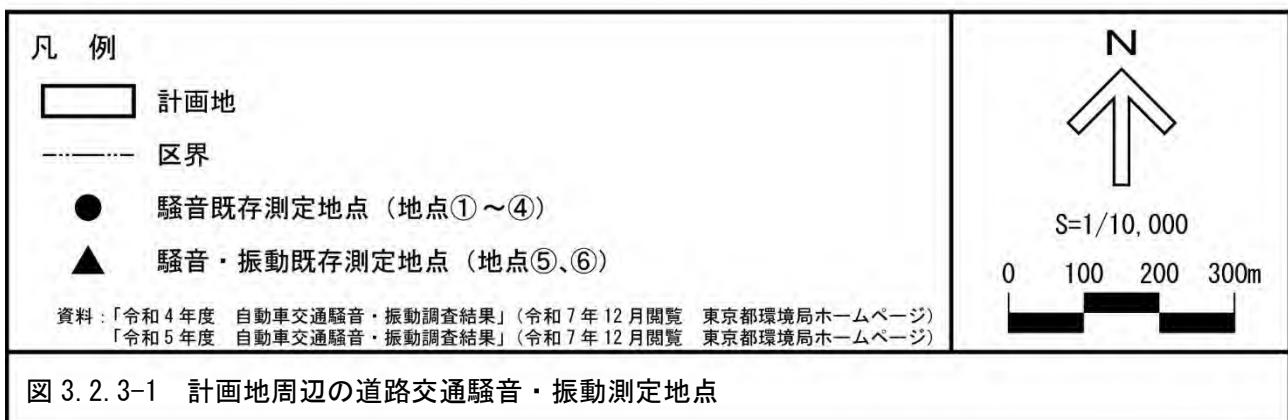
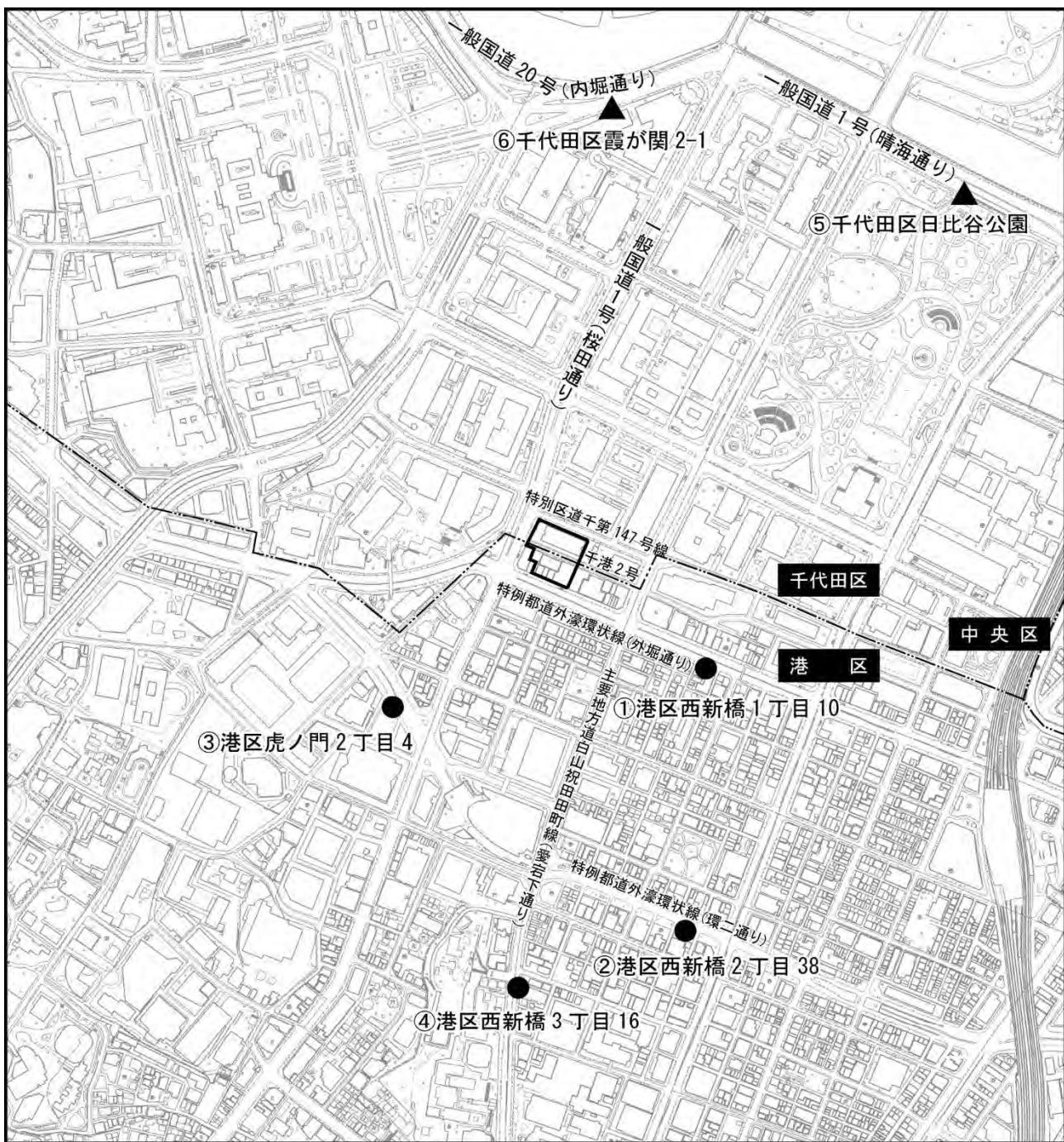


図 3.2.3-1 計画地周辺の道路交通騒音・振動測定地点

3.2.4 土壤汚染

工事の実施に際しては、「土壤汚染対策法」(平成14年5月、法律第53号)及び「環境確保条例」に基づき、必要に応じて調査・届出を行います。その結果、土壤汚染が確認された場合には、上記法令に基づき適正に対策を講じます。

なお、計画地及びその周辺における「土壤汚染対策法」(平成14年5月、法律第53号)に基づく形質変更時要届出区域は、表3.2.4-1及び図3.2.4-1に示すとおりです。計画地内には、形質変更時要届出区域はありませんが、計画地外南側には1ヶ所あります。

また、「令和5年度公害苦情統計調査」(令和7年12月閲覧 東京都環境局ホームページ)によると、令和5年度における港区内及び千代田区内の土壤汚染に係る公害苦情はありません。

表 3.2.4-1 形質変更時要届出区域一覧

番号	整理番号	指定年月日	指定番号	所在地	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
1	整-28-86	平成 28 年 10 月 31 日	指-778 号	港区虎ノ門一丁目 200 番 1、同番 5 の各一部	298. 4m ²	砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物

資料:「要措置区域等の指定状況」(令和7年12月閲覧 東京都ホームページ)

3.2.5 地形・地質

工事中における掘削及び地下構造物の設置に伴い、地形の変化、地盤の変形、地下水の流动への影響が考えられるため、これらの検討の基礎資料として、計画地及びその周辺の地形・地質の状況を整理しました。

(1) 地形

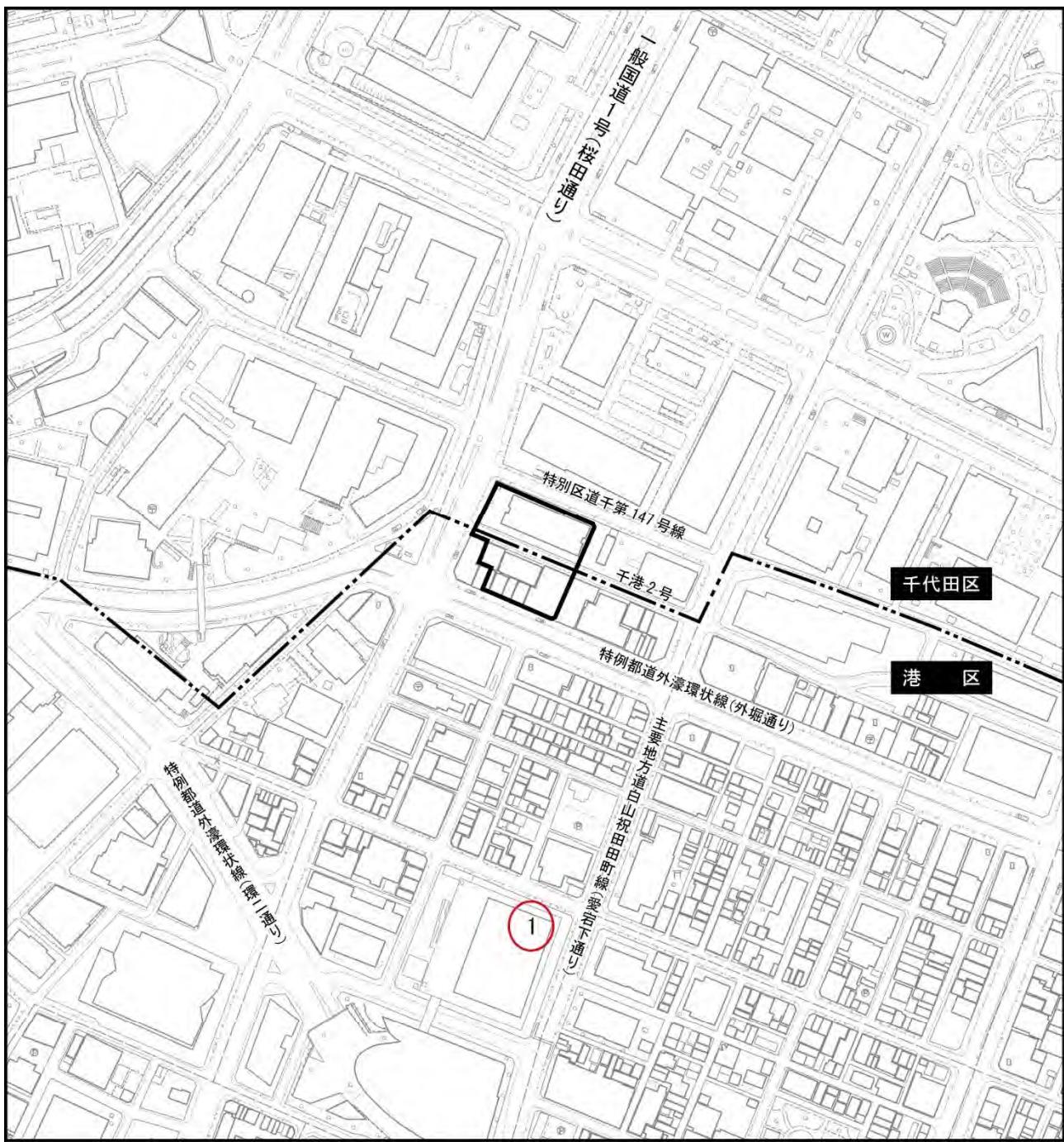
計画地及びその周辺の地形は図 3.2.5-1 に、標高は図 3.2.5-2 に示すとおりです。

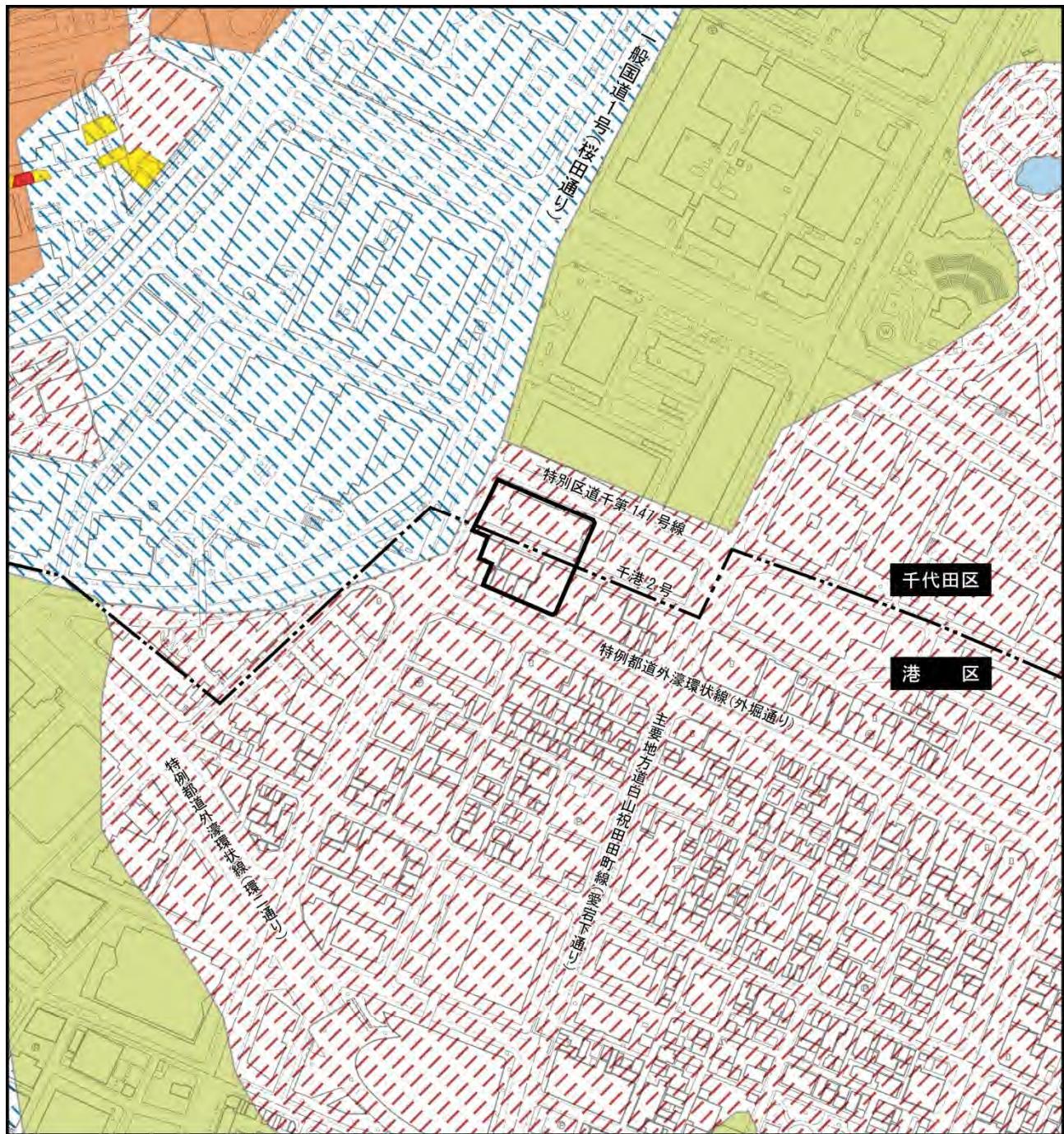
計画地の地形は、人工地形(盛土地・埋立地)に分類されています。

周辺部の地形は、計画地東側及び南側は人工地形(盛土地・埋立地)等、西側は人工地形(切土地)等、北側は低地の微高地(砂州・砂堆・砂丘)等となっています。

計画地内には土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域はありませんが、計画地外の北西側の一部において土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域があります。

また、計画地の標高は、概ね T.P. +5m ~ T.P. +6m 程度です。周辺部の標高は、計画地から西側にかけて、概ね T.P. +6m ~ T.P. +30m 程度と高くなっています。一方、計画地から東側にかけては、概ね T.P. +2m ~ T.P. +5m 程度と低くなっています。





凡 例

■ 計画地 - - - 区界

■ 土砂災害警戒区域

■ 低地の微高地
(砂州・砂堆・砂丘)



人工地形
(切土地)

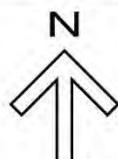
■ 土砂災害特別警戒区域

■ 台地・段丘
(更新世段丘)



人工地形
(盛土地・埋立地)

■ 水部



S=1/5,000

0 50 100 150m

資料:「数値地図 25000(土地条件)」(令和7年12月閲覧 国土地理院ホームページ)
「土砂災害特別警戒区域」(令和7年12月閲覧 千代田区ホームページ)

図 3.2.5-1 計画地及びその周辺の地形の状況

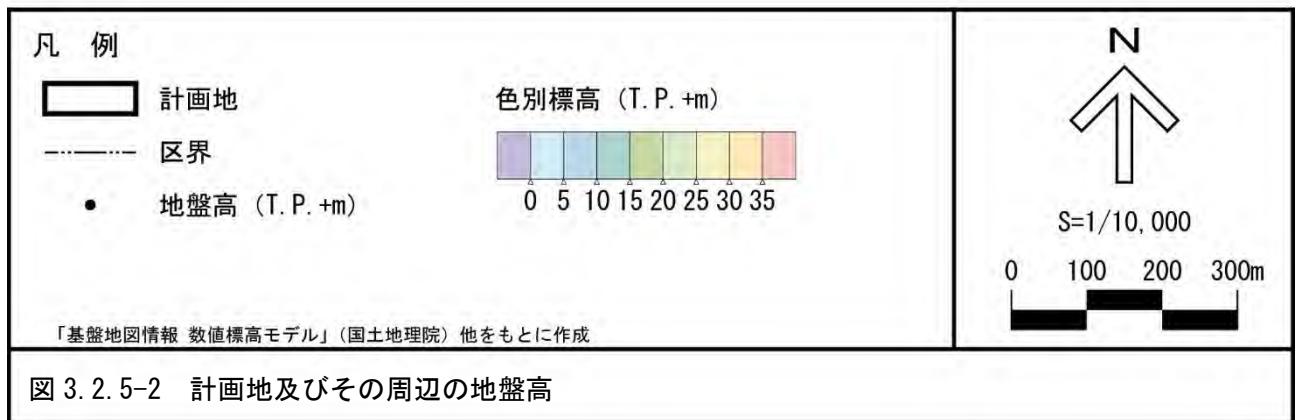
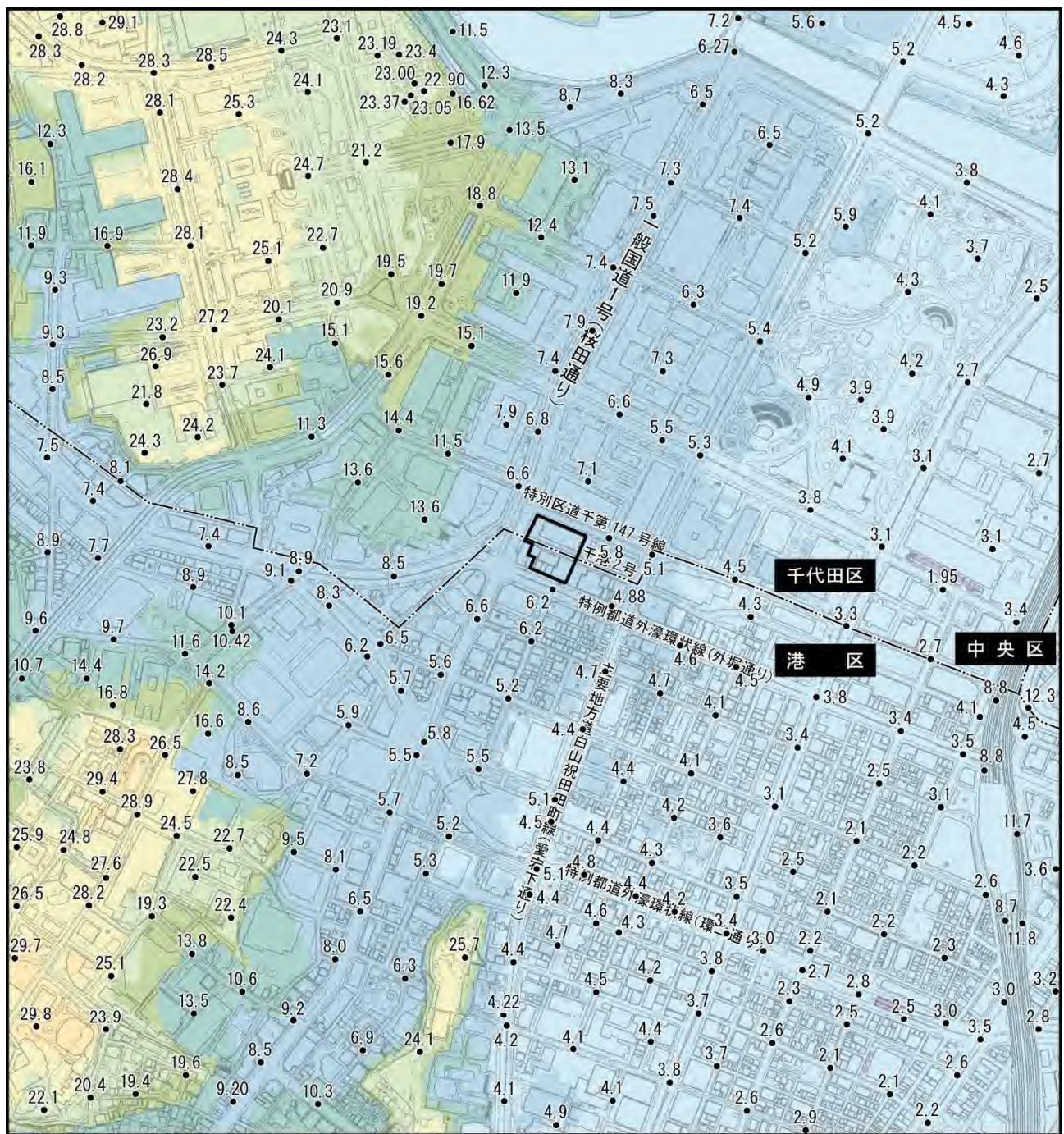


図 3.2.5-2 計画地及びその周辺の地盤高

(2) 地質

港区及び千代田区の地質は、下位より東京礫層、東京層及び有楽町層下部により構成されており、台地部ではその上位に火山灰層であるローム質粘土層及び関東ローム層が覆っています。

計画地及びその周辺の地盤種別及び地質断面図は、表 3.2.5-1 並びに図 3.2.5-3 に示すとおりです。

計画地は、地盤種別 A-2 に位置しています。

表 3.2.5-1 計画地及びその周辺の地盤種別

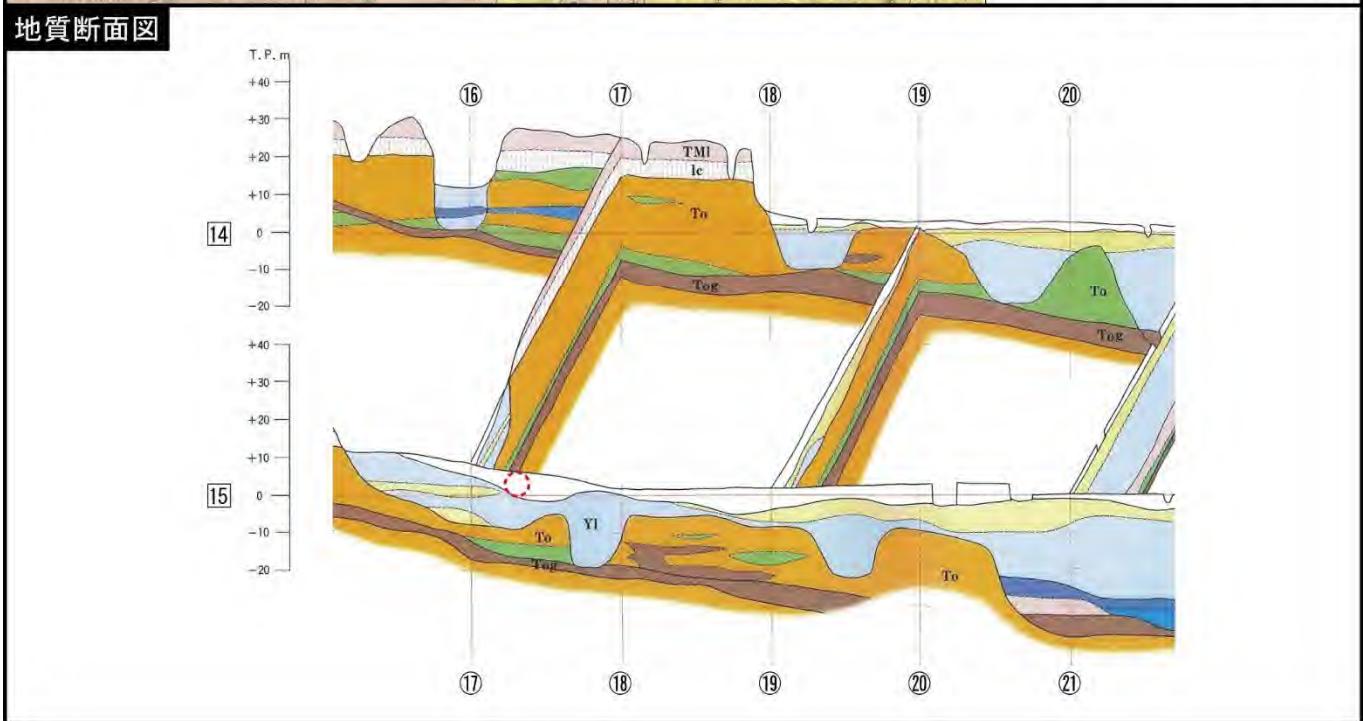
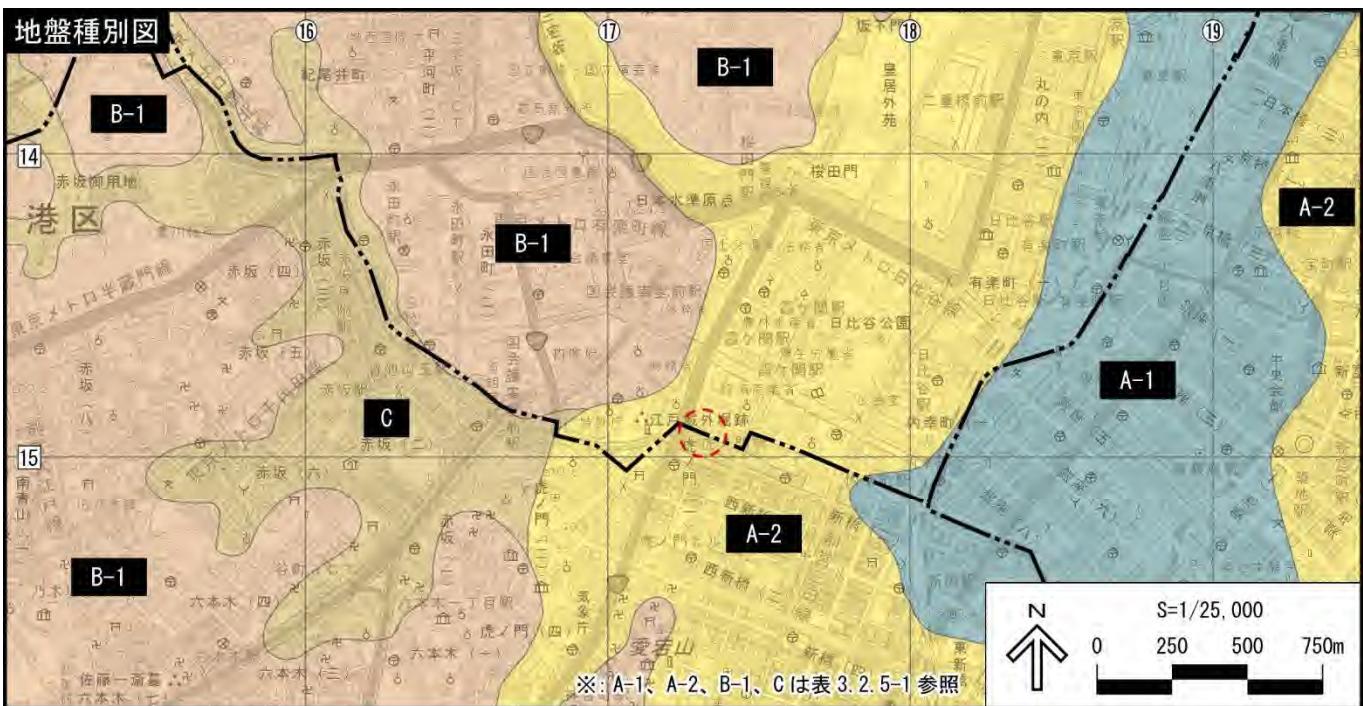
地盤種別	地層・層序	軟弱土層厚	備考
A-1	有楽町層上部 (Yu) + 東京層 (To) または、 有楽町層上部 (Yu) + 有楽町層下部 (Y1) + 東京層 (To)	軟弱土層が分布していないか、分布しても 10m 以下	軟弱土層の判断基準については、粘性土は N 値 5 以下、砂質土は N 値 10 以下とされています
A-2	有楽町層上部 (Yu) + 有楽町層下部 (Y1) + 七号地層 (Na)	軟弱土層が 10~30m の層厚で分布しています	
B-1	関東ローム層 (TM1)、 ローム質粘土層 (1c) + 東京層 (To)	-	-
B-2	関東ローム層 (TM1)、ローム質粘土 (1c) + 武藏野礫層 (Mg)、立川礫層 (Tag)、 本郷層 (Ho) のいずれかの地層	-	-

注) ■: 計画地は、地盤種別 (A-2) に位置しています。

資料: 「東京都総合地盤図 I」(昭和 52 年 8 月、東京都土木技術研究所編)

(3) 雨水

「浸水リスク検索サービス」(令和 7 年 12 月閲覧 東京都建設局ホームページ)によると、図 3.2.5-4 に示すとおり、想定し得る最大規模の降雨(総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm)があった場合、計画地の北側の一部は、0.1m~0.5m 未満の浸水想定となっています。



凡 例

○ 計画地 ----- 区界

地層	Yu : 有楽町層上部	TMI : 関東ローム層	To : 東京層	ED : 江戸川層	bl : 埋没ローム層
層	YI : 有楽町層下部	Ic : ローム質粘土層	Tog : 東京礫層	Ka : 上総層群	
相	■ : 砂礫	□ : 粘土, シルト, 粘性土 (N 値 5 以下)	□ : 表土, 盛土, 埋土		
	■ : 砂, 砂質土 (N 値 10 以下)	■ : 粘土, シルト, 粘性土 (N 値 5 ~ 10)	■ : 関東ローム層		
	■ : 砂, 砂質土 (N 値 10 ~ 30 以上)	■ : 粘土, シルト, 粘性土 (N 値 10 ~ 30)	■ : ローム質粘土		
	■ : 砂, 砂質土 (N 値 30 以上)	■ : 粘土, シルト, 粘性土 (N 値 30 以上)	■ : 腐植土		

資料:「東京都総合地盤図 I」(昭和 52 年 8 月、東京都土木技術研究所編)

図 3.2.5-3 計画地及びその周辺の地質断面図



凡 例

水の深さ

計画地

区界

5.0m以上

3.0m~5.0m未満

2.0m~3.0m未満

1.0m~2.0m未満

0.5m~1.0m未満

0.1m~0.5m未満

N

S=1/5,000

0 50 100 150m

注) このマップにおける浸水想定は、想定し得る最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）が各流域に降った場合、どのくらいの範囲にどのくらいの深さの浸水が想定されるかを示したものです。

資料：「浸水リスク検索サービス」（令和7年12月閲覧 東京都建設局ホームページ）

図 3.2.5-4 計画地及びその周辺の浸水ハザードマップ

図 3.2.5-4 計画地及びその周辺の浸水ハザードマップ

3.2.6 水循環

工事中の掘削及び地下構造物の設置に伴い、地下水の流動への影響が考えられるため、これらの検討の基礎資料として、計画地周辺の水循環の状況を整理しました。

港区及び千代田区の配水系統（上水）は、金町・三郷・朝霞・三園系、金町・三郷・朝霞・三園・東村山系、金町・三郷・朝霞・三園・東村山・境系、金町・三郷・三園・境系、金町・三郷・朝霞・三園・砧・長沢系及び金町・三郷系であり、計画地及びその周辺は、金町・三郷・朝霞・三園・東村山系より給水を受けている地域です（「事業概要 令和7年版」（令和7年12月閲覧 東京都水道局ホームページ）。

計画地及びその周辺の排水（雨水及び汚水）は、芝浦水再生センターにおいて処理され、東京湾へ放流されています。

計画地及びその周辺における地下水位の状況は、図3.2.6-1に示すとおりです。

「港区みどりの実態調査（第10次）報告書」（令和4年3月、港区）によると、地下水は「豊水期（夏季）及び渇水期（冬季）の調査の結果、多くの井戸で測定水位は測定基準点から数mの深度にあることが分かる。井戸深度等から、測定水位は関東ローム層あるいはローム層の下位に堆積する洪積層（東京層）中のものと考えられ、測定水位と基準点標高から地下水位の標高レベルを算出し、これをもとに地下水位分布を作成すると、地下水位はおおよそ地形に沿う形状を示していることが明らかである。」と記載されています。なお、計画地及びその周辺の地下水位は、図3.2.6-1に示すとおり、標高約10m以下にあり、概ね北東側へ向かって流動していると推測されます。

なお、「港区みどりの実態調査（第10次）報告書」（令和4年3月、港区）及び「区別の湧水地点数」（令和7年12月閲覧 東京都環境局ホームページ）によると、計画地及びその周辺には、湧水地は確認されていません。

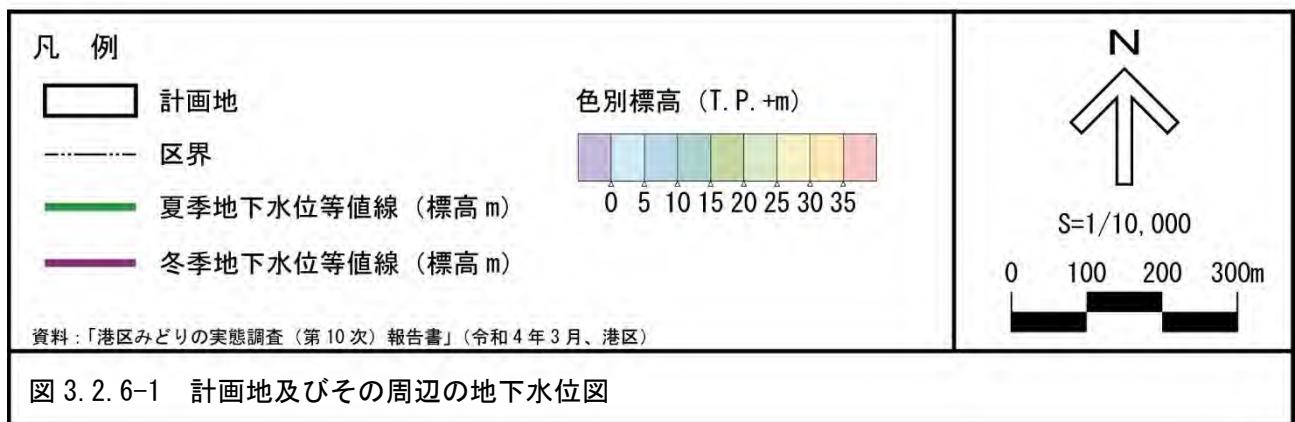
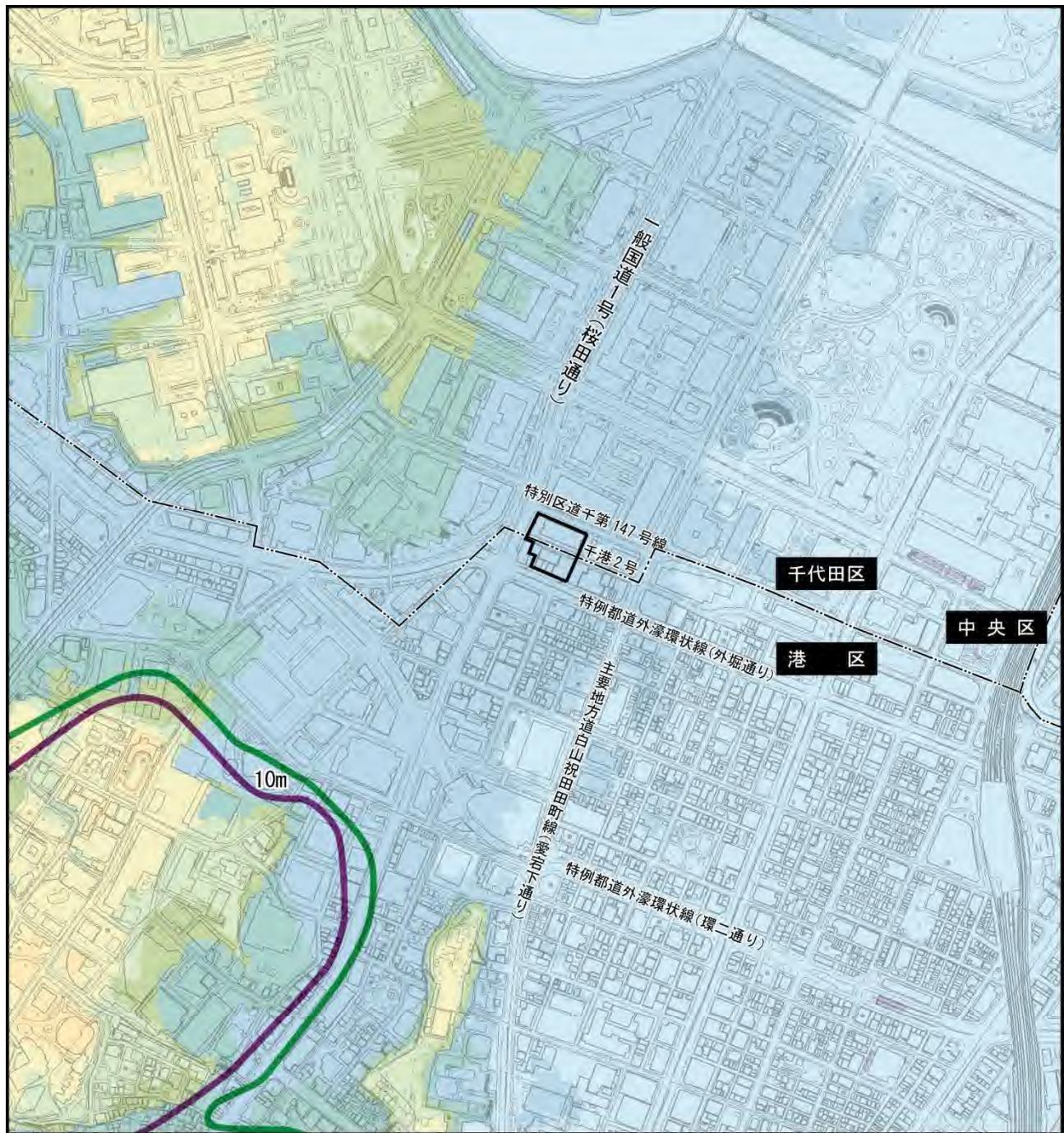


図 3.2.6-1 計画地及びその周辺の地下水位図

3.2.7 緑

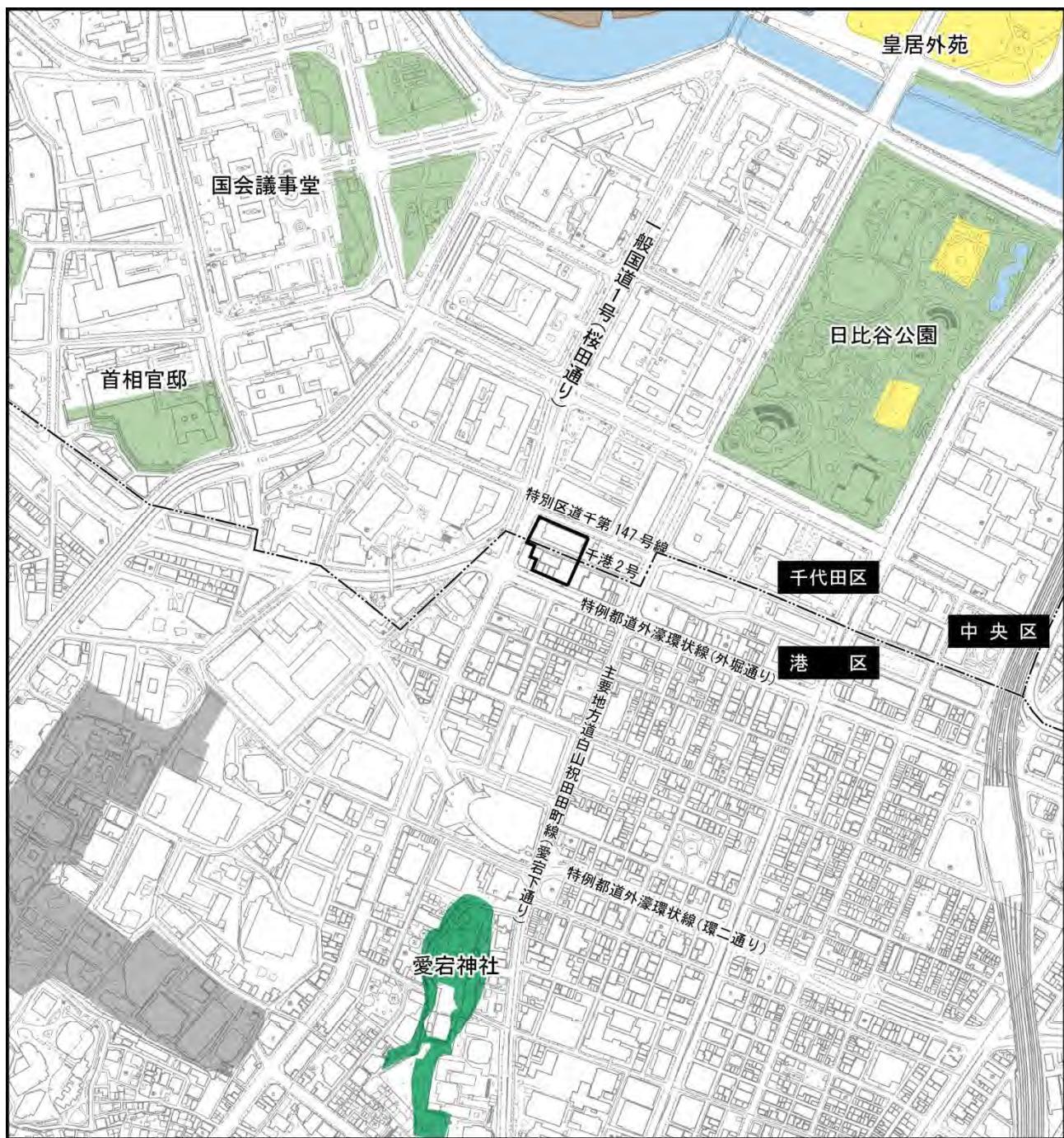
環境調査項目「植物・動物（緑）」の選定の基礎資料として、緑の分布状況について整理しました。

計画地及びその周辺における現存植生図は、図3.2.7-1に示すとおりです。

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省自然環境局 生物多様性センター）によれば、計画地は「市街地」とされています。計画地最寄りの自然植生又は代償植生は、計画地南側の愛宕神社に分布する「ヤブコウジースダジイ群集」があります。また、計画地北側には、「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」、「ゴルフ場・芝地」及び「開放水域」が、西側には、「緑の多い住宅地」が分布しています。

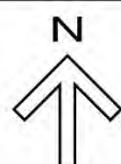
計画地及びその周辺における緑被地の状況は、図3.2.7-2に示すとおりです。

「港区みどりの実態調査（第10次）報告書」及び「千代田区緑の実態調査及び熱分布調査報告書」（平成31年3月、千代田区）によると、首相官邸、国会議事堂、皇居外苑、日比谷公園、愛宕神社等にまとまりのある緑地が分布しています。



凡 例

■ 計画地	■ ヤブコウジースタジイ群集
----- 区界	■ ゴルフ場・芝地
	■ 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
	■ 路傍・空地雑草群落
	■ 開放水域
	■ 市街地

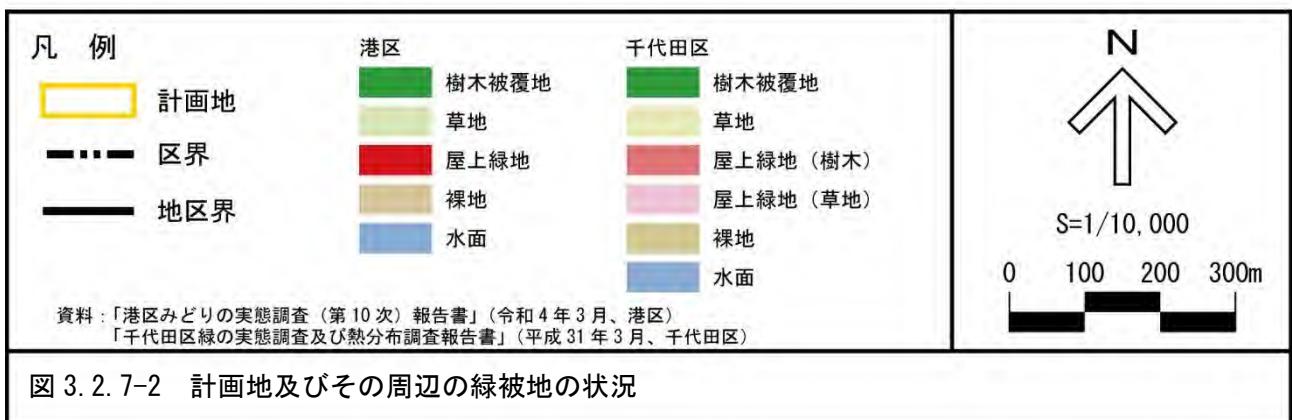
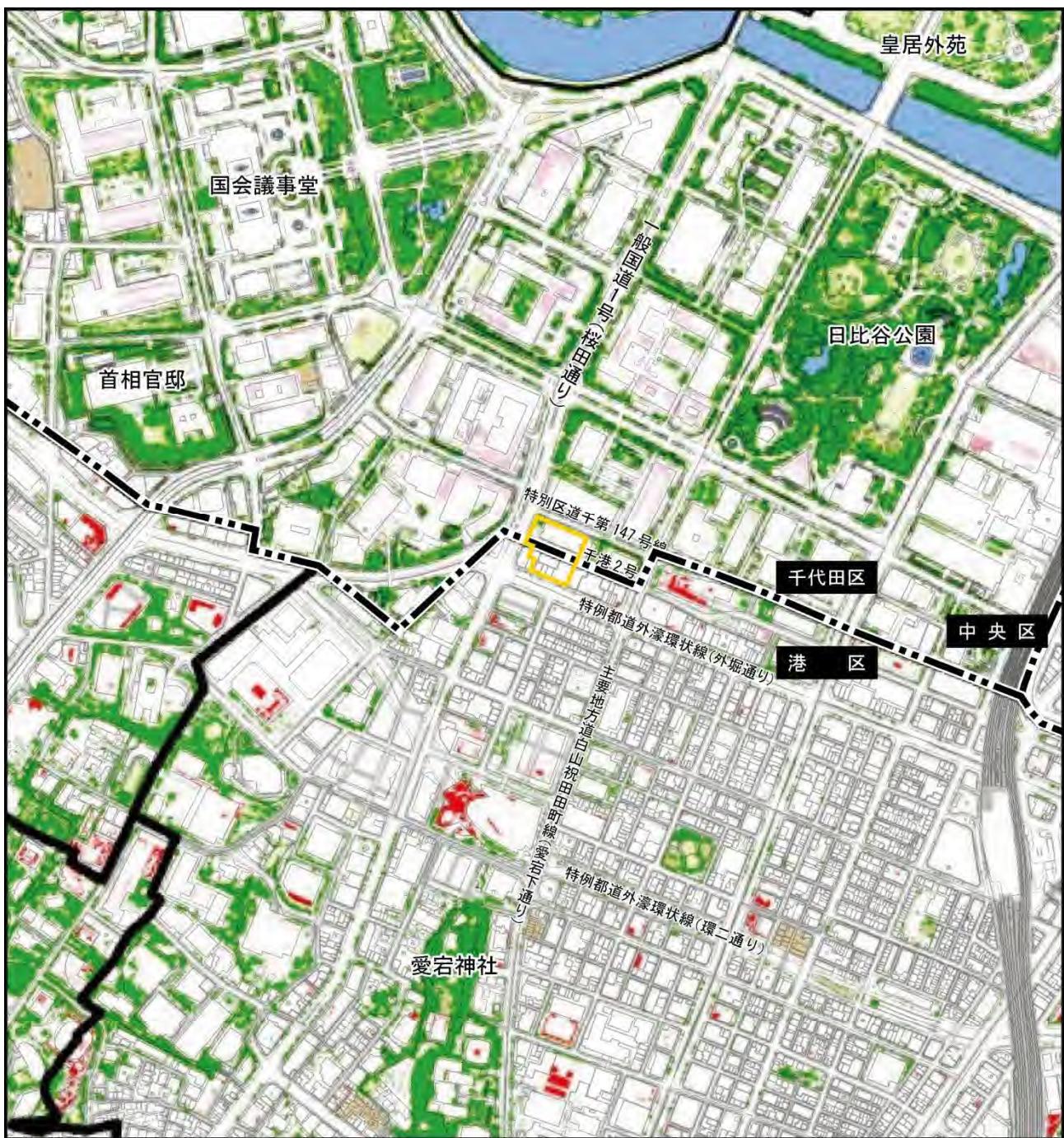


S=1/10,000

0 100 200 300m

注) 環境省自然環境局生物多様センター ウェブサイトのコンテンツを使用して作成したものです。
資料:「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(環境省自然環境局 生物多様性センター)

図 3.2.7-1 計画地及びその周辺の現存植生図



3.2.8 日影

環境調査項目「建造物影響（日照）」の選定の基礎資料として、日照に影響を及ぼす地形・地物の状況、日影規制の状況について整理しました。

計画地周辺の地形は、図3.2.5-1（p.63）に示したとおり、人工地形（盛土地・埋立地）、人工地形（切土地）、低地の微高地（砂州・砂堆・砂丘）等に分類されており、標高は、約T.P.+2m～T.P.+30m程度です（図3.2.5-2（p.64）参照）。

計画地周辺は、事務所建築物や官公庁施設の立地割合が高い地域です。その他には、教育文化施設、専用商業施設、住商併用建物、独立住宅、集合住宅等が立地しています。なお、別事業「虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業」等による将来開発が予定されています。

計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は、図3.1.3-3（p.31）に示したとおりです。計画地及びその周辺は、商業地域に指定されており、日影規制の対象地域となっていませんが、計画地北東方向に、第一種住居地域があり、日影規制の対象地域となっています。

3.2.9 電波障害

環境調査項目「建造物影響（電波受信状態）」の選定の基礎資料として、テレビ電波に影響を及ぼす電波の送信状況について整理しました。

現在、計画地及び周辺地域では、東京スカイツリーから送信されているテレビ電波（デジタル放送）を受信しています。

3.2.10 風環境

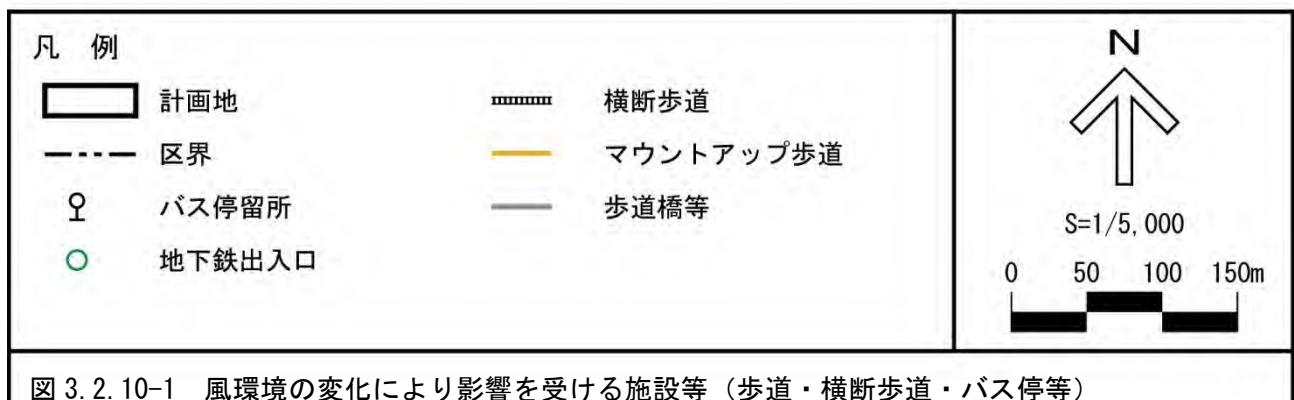
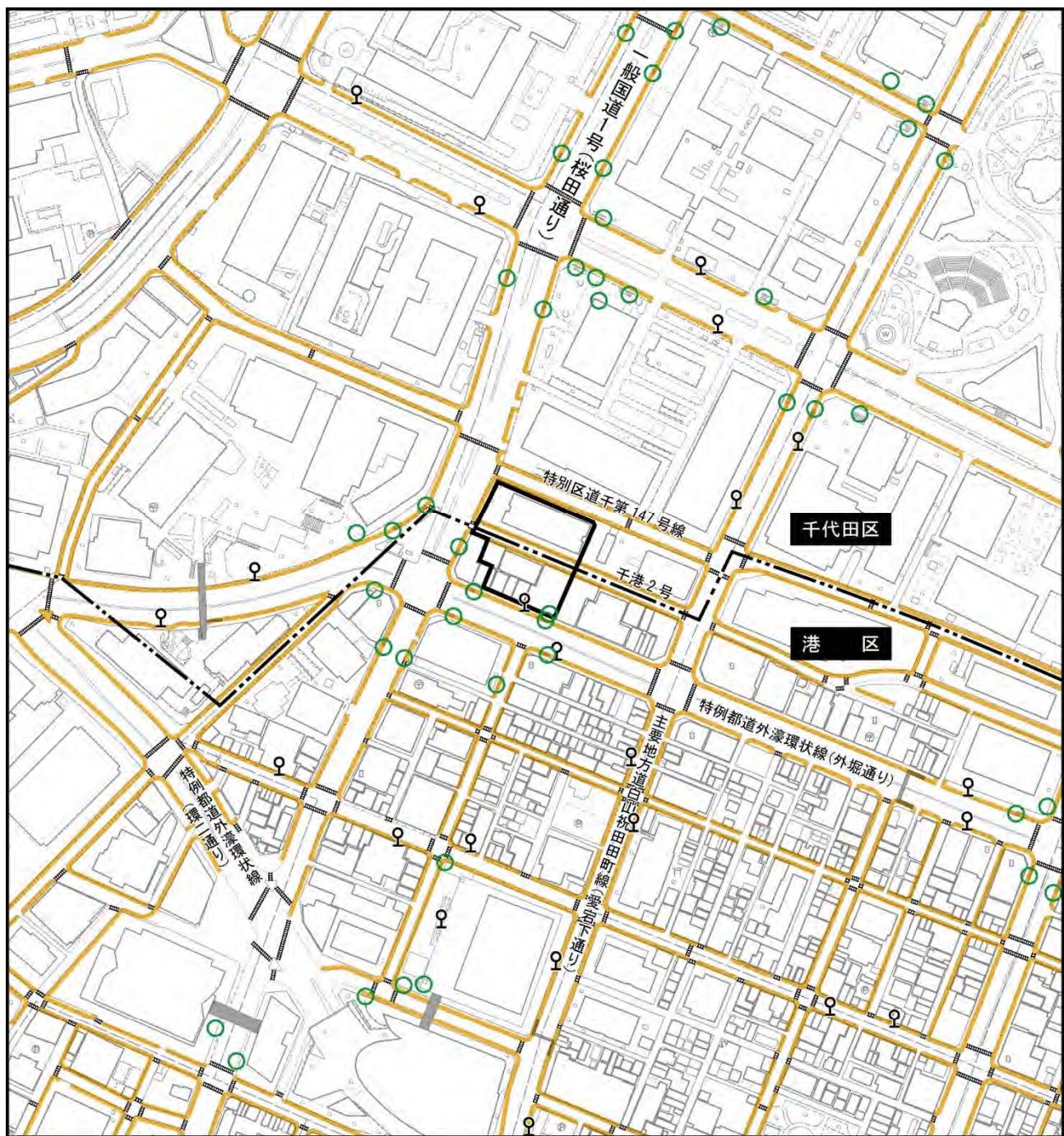
環境調査項目「建造物影響（風）」の選定の基礎資料として、風環境に影響を及ぼす地形・地物の状況、風環境の変化により影響を受ける施設等（人の利用が多い施設等）の状況（公共施設・歩道・横断歩道・バス停）について整理しました。

地形・地物の状況は、上記の「3.2.8 日影」に示したとおりです。

公共施設の状況は、「3.1.3 土地利用（3）公共施設等の状況」（p.32）に示したとおりです。

風環境の変化により影響を受ける施設等（歩道・横断歩道・バス停留所等）の状況は、図3.2.10-1に示すとおりです。

計画地周辺の主要な歩道の多くは、マウントアップされており、計画地南側の特例都道外濠環状線（外堀通り）沿いにはバス停があります。



3.2.11 景観

環境調査項目「景観（都市景観）」の選定の基礎資料として、地域景観の特徴、景観計画の状況を整理しました。

計画地周辺は、事務所建築物や官公庁施設の立地割合が高い地域です。その他には、教育文化施設、専用商業施設、住商併用建物、独立住宅、集合住宅等が立地しています。なお、別事業「虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業」等による将来開発が予定されています。

港区では「港区景観計画（平成 27 年度（2015 年度）改定）」（平成 27 年 12 月、港区）において、港区における景観形成の基本的な方針と具体的な施策について示しており、一般の景観形成基準（建築物の配置、高さ・規模、形態・意匠・色彩、公開空地・外構等、屋外広告物等、その他）、場所に応じた景観形成基準及び景観形成特別地区等を設定しています。一方、千代田区では「千代田区景観まちづくり計画」（令和 2 年 3 月、千代田区）において、千代田区における景観形成の基本的な方針と具体的な施策について示しており、地域に応じた景観形成基準（建築物の配置、高さ・規模、形態・意匠・色彩、公開空地・外構等）及び景観重点地区等を設定しています。

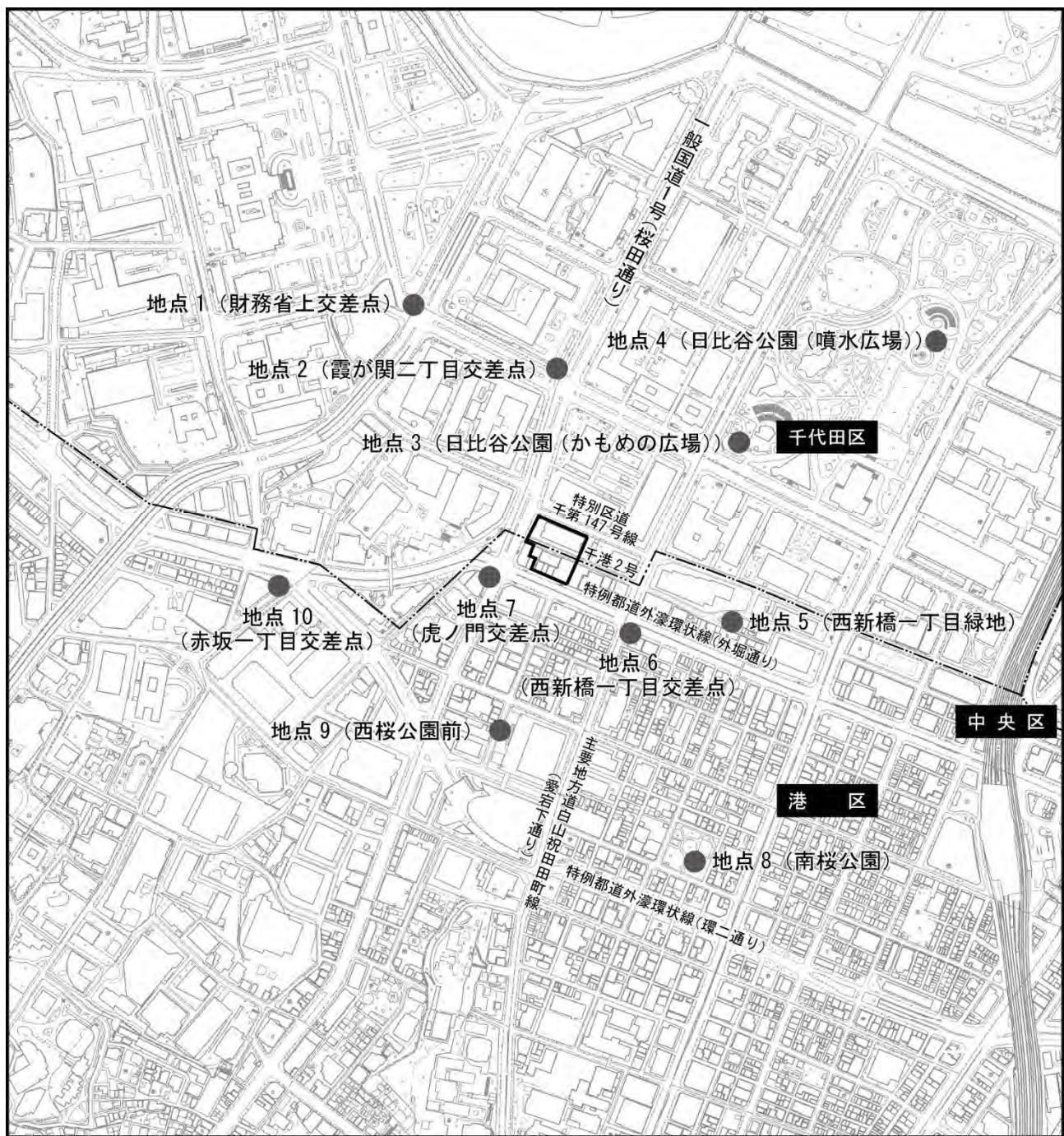
計画地は、千代田区における「美観地域重点地区」に該当し、建築物や工作物における景観形成基準、開発行為における景観形成基準の適用を受けます。

計画地及びその周辺における眺望地点及び日常的な視点場として、計画建築物が容易に見渡せると予想される地点、人々が集まりやすい大きな交差点、眺望がよい地点、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所等を考慮した代表的な眺望地点は、表 3.2.11-1 及び図 3.2.11-1 に示すとおりです。

表 3.2.11-1 眺望地点及び日常的な視点場

番号	代表的な眺望地点	計画地からの方角・距離※		
1	財務省上交差点	計画地	北北西	側 約 390m
2	霞が関二丁目交差点	計画地	北	側 約 250m
3	日比谷公園（かもめの広場）	計画地	東北東	側 約 280m
4	日比谷公園（噴水広場）	計画地	東北東	側 約 640m
5	西新橋一丁目緑地	計画地	東南東	側 約 250m
6	西新橋一丁目交差点	計画地	南東	側 約 120m
7	虎ノ門交差点	計画地	西南西	側 約 50m
8	南桜公園	計画地	南南東	側 約 530m
9	西桜公園前	計画地	南南西	側 約 260m
10	赤坂一丁目交差点	計画地	西	側 約 390m

※：計画地中央付近からの方角、計画地敷地境界付近からの距離です。



3.2.12 史跡・文化財

環境調査項目「史跡・文化財」の選定の基礎資料として、史跡・文化財の状況について整理しました。

(1) 指定文化財等の状況

計画地及びその周辺に分布する国及び区指定の文化財等は、表 3.2.12-1 及び図 3.2.12-1 に示すとおりです。

計画地に最も近い指定文化財等は、計画地西北西側に位置する「旧文部省庁舎」(地点 2) です。

表 3.2.12-1 計画地及びその周辺の国及び区指定文化財等

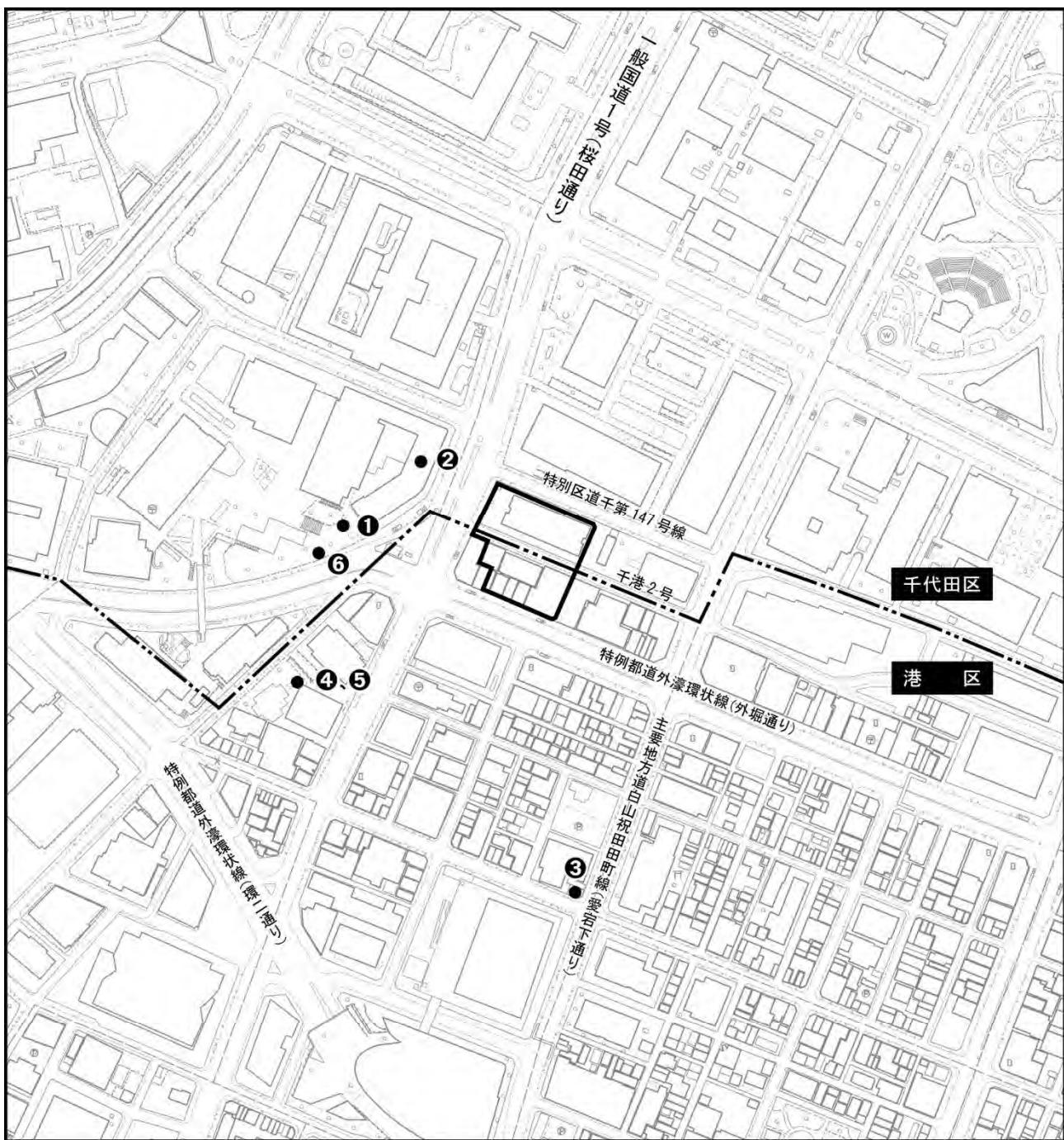
地点	文化財種別	名称	指定年月日	所在場所情報	指定区分
1	史跡	江戸城外堀跡	昭和31年3月26日	千代田区・新宿区・港区	国指定
2	有形文化財 建造物	旧文部省庁舎	平成19年10月2日	千代田区霞が関 3-2-2	国登録
3	有形文化財 建造物	虎ノ門大坂屋砂場 店舗	平成23年7月25日	港区虎ノ門 1-21	国登録
4	有形文化財 建造物	銅鳥居	平成13年10月23日	港区虎ノ門 1-2-7	港区指定
5	有形民俗文化財	百度石	平成9年3月11日	港区虎ノ門 1-2-7	港区登録
6	有形文化財 歴史資料	工部大学校跡碑	平成5年4月1日	千代田区霞が関 3-2 文部科学省構内	千代田区指定

資料：「国指定文化財等データベース」(令和7年12月閲覧 文化庁)

「東京都指定文化財情報データベース」(令和7年12月閲覧 東京都教育庁地域教育支援部)

「港区文化財総合目録」(令和7年12月閲覧 港区立郷土歴史館ホームページ)

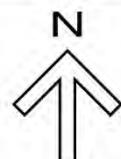
「千代田区行政基礎資料集(令和7年版)」(令和7年12月閲覧 千代田区ホームページ)



凡 例



● 指定文化財等 (①~⑥)



S=1/5,000

0 50 100 150m

資料:「国指定文化財等データベース」(令和7年12月閲覧 文化庁)
 「東京都指定文化財情報データベース」(令和7年12月閲覧 東京都教育庁地域教育支援部)
 「港区文化財総合目録」(令和7年12月閲覧 港区立郷土歴史館ホームページ)
 「千代田区行政基礎資料集(令和7年版)」(令和7年12月閲覧 千代田区ホームページ)

図 3.2.12-1 計画地及びその周辺の指定文化財等位置図

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

計画地及びその周辺に分布する埋蔵文化財包蔵地は、表 3.2.12-2(1)、(2)及び図 3.2.12-2 に示すとおりです。

計画地には、埋蔵文化財包蔵地は存在しません。計画地に最も近い埋蔵文化財包蔵地は、計画地西南西側約 50m に位置する「[13]港区 No. 13 遺跡」(地点 1) 及び計画地西北西側約 50m に位置する「[75]文部科学省構内遺跡」(地点 18) です。

表 3.2.12-2(1) 計画地及びその周辺の埋蔵文化財包蔵地

番号*	名称	遺跡の概要			住 所	
		時 代	種 別	主な遺構/概要		
① [13]	港区 No. 13 遺跡	[近世]	上水施設	[近世]上水木樋	港区	虎ノ門一丁目
② [14-2]	天徳寺寺域第 2 遺跡	[近世]	社寺	—		虎ノ門三丁目
③ [93-1]	伊勢菰野藩土方家屋敷跡 遺跡	[近世]	武家屋敷跡	[近世]礎石 土坑 杣列 ゴミ穴 井戸 木樋 竹管 柵 土留め		西新橋二丁目
④ [93-2]	伊勢菰野藩土方家屋敷跡 第 2 遺跡	[近世]	大名屋敷跡	[近世]礎石 土坑 ゴミ 穴 井戸 木樋 竹管 柵 樋 土留め		西新橋二丁目
⑤ [149-1]	愛宕下第 1 遺跡	[縄文時代 (中期 ～後期)] [近世]	包蔵地・屋敷	—		虎ノ門一丁目
⑥ [173]	豊後日出藩木下家屋敷跡 遺跡	[近世]	屋敷	[近世]土坑 木造構造物 坑列 上水樋		虎ノ門一丁目
⑦ [180]	肥前佐賀藩鍋島家屋敷跡 遺跡	[近世]	屋敷	[近世]溝跡、上下水施設、 土坑、池状遺構、礎石、石組下水		虎ノ門二丁目
⑧ [181-2]	愛宕下武家屋敷群-近江 水口藩加藤家屋敷跡遺跡	[近世]	屋敷	[近世]土坑 溝跡 建物 基礎		虎ノ門一丁目
⑨ [181-3]	愛宕下武家屋敷群-鎧小 路南地区遺跡	[近世]	屋敷	[近世]土坑 溝跡 石積 墓		愛宕一丁目
⑩ [199]	港区 No. 199 遺跡	[近世]	その他 (幕府 御用地)	[近世]木樋		西新橋一丁目
⑪ [203]	西久保地区武家屋敷跡遺 跡	[近世]	屋敷	[近世]井戸 溝 土坑 ピット 等		虎ノ門一・二丁目
⑫ [205]	旗本土方家屋敷跡	[近世]	屋敷	[近世]石垣等		虎ノ門二丁目

※ : []内の数字は、下記資料内における地点番号をあらわします。

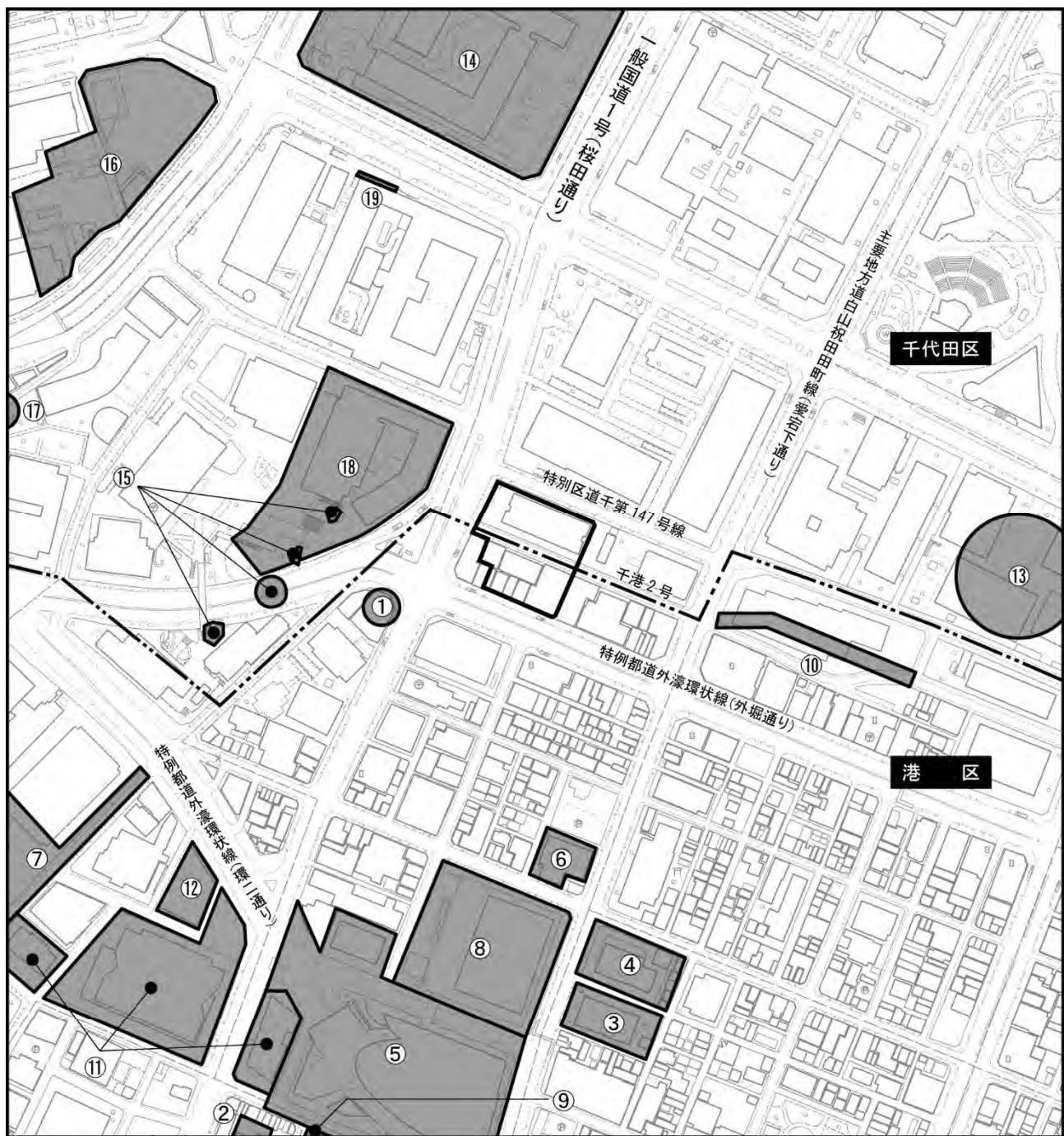
資料:「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(令和 7 年 12 月閲覧 東京都教育委員会ホームページ)

表 3.2.12-2(2) 計画地及びその周辺の埋蔵文化財包蔵地

番号*	名 称	遺跡の概要			住 所	
		時 代	種 別	主な遺構/概要		
⑬ [17]	千代田区 No. 17 遺跡	[近世]	包蔵地・上水路跡	[近世]木樋	千代田区	内幸町二丁目
⑭ [21]	外務省構内遺跡	[縄文時代] [近世]	大名屋敷	[近世]井戸 石組溝 上水樹 石垣 溝状遺構		霞が関二丁目
⑮ [28]	江戸城外堀跡	[近世]	城館	[近世]谷 城館跡 壕石垣		霞が関三丁目 紀尾井町～富士見町
⑯ [37]	永田町一丁目遺跡	[近世]	屋敷	[近世]上水木樋 繼手石組溝 上水跡 土坑 上水道関連施設		永田町一丁目
⑰ [39]	千代田区 No. 39 遺跡	[近世]	上水道	[近世]上水木樋		霞が関三丁目
⑱ [75]	文部科学省構内遺跡	[平安時代] [近世]	包蔵地・城館・屋敷	[近世]石垣(外堀) 溝ピット		霞が関三丁目
⑲ [91]	財務省構内遺跡	[近世]	屋敷	[近世]石組溝		霞が関三丁目

※: []内の数字は、下記資料内における地点番号をあらわします。

資料:「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(令和7年12月閲覧 東京都教育委員会ホームページ)

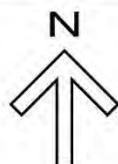


凡 例

■ 計画地

■ 埋蔵文化財包蔵地 (①~⑯)

— 区界



S=1/5,000

0 50 100 150m

資料:「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」
(令和7年12月閲覧 東京都教育委員会ホームページ)

図 3.2.12-2 計画地及びその周辺の埋蔵文化財包蔵地位置図

4. 環境調査項目の選定

4. 環境調査項目の選定

4.1 選定した項目

環境調査項目は、対象事業の内容から行為・要因を抽出し、さらに地域の環境特性等を考慮して選定しました。選定した項目は、表 4.1-1 に示すとおりです。

表 4.1-1 行為・要因と環境調査項目との関連

環境要素	環境調査項目	主な調査事項	区分		供用後		工事中	
			行為・要因	計画建築物の存在・供用	関係車両の走行	駐車場等	計画建築物の建設	工事用車両の走行
1. 交通	自動車交通量	自動車交通量	-	●	-	-	-	●
	歩行者通行量	歩行者交通量	●	-	-	-	-	-
	駐車場	駐車場設置台数	-	-	●	-	-	-
	自転車・自動二輪車	駐車場（駐輪場）設置台数	-	-	●	-	-	-
	駐車場							
	交通安全	交通安全に配慮した内容	-	●	-	-	-	●
2. 資源・エネルギー・地球環境	リサイクル	廃棄物発生量、再利用量	●	-	-	●	-	-
	地球温暖化の防止・エネルギー利用	エネルギー使用量、二酸化炭素排出量	●	-	-	-	-	-
	ヒートアイランド現象の緩和	ヒートアイランド現象の緩和への配慮事項	●	-	-	-	-	-
3. 大気	大気質	大気汚染物質の排出量	●	●	●	●	●	●
	臭気	臭気の発生状況	-	-	-	-	-	-
4. 水・土	水利用	水利用量	●	-	-	-	-	-
	排水	排水量	●	-	-	●	-	-
	雨水	雨水流出抑制量	●	-	-	-	-	-
	地形・地質	地形の変化、地盤沈下発生の有無、雨水浸透量	●	-	-	●	-	-
	土壤汚染 ^{※1}	汚染状況	-	-	-	-	-	-
5. 静穏	音	関連交通騒音、建設工事騒音	-	●	-	●	●	●
	振動	関連交通振動、建設工事振動	-	●	-	●	●	●
	低周波音	被害の発生状況	-	-	-	-	-	-
6. 建造物影響	電波受信状態	テレビ電波受信障害の発生状況	●	-	-	-	-	-
	風	風況	●	-	-	-	-	-
	日照	日影の状況	●	-	-	-	-	-
	光	反射光、夜間光の状況	●	-	-	-	-	-
7. 植物・動物	緑	緑の量	●	-	-	-	-	-
	生物・生態系	生物の生息環境、生育状況	-	-	-	-	-	-
8. 景観	都市景観	眺望の変化	●	-	-	-	-	-
9. 史跡・文化財	史跡・文化財	分布、保存方法	-	-	-	-	-	-
10. 地域貢献等 ^{※2}	地域活動・コミュニティ	住民組織や商店街との関わり	-	-	-	-	-	-
	公開空地等	公開空地の設置状況	●	-	-	-	-	-
	防災・防犯	防災・防犯への配慮事項	●	-	-	-	-	-
	住民への説明	相談窓口の設置状況	-	-	-	-	-	-
	有害生物への対応	有害生物への対応	-	-	-	-	-	-
	その他	放置自転車等への配慮事項	-	-	-	-	-	-

注) ●印: 選定した環境調査項目

※1: 土壤汚染については、「土壤汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき調査・届出を行い、その結果、汚染が確認された場合には土壤汚染対策を実施します。法令に基づく調査・届出の状況については、「環境影響調査書」あるいは「事後調査報告書」にて報告します。

※2: 地域貢献等の環境調査項目は、立地特性等を踏まえて、公開空地等と防災・防犯を選定しました。

4.2 選定しなかった項目及びその理由

環境調査項目として選定しなかった項目は、臭気、低周波音、生物・生態系及び史跡・文化財の4項目であり、選定しなかった理由は、表4.2-1に示すとおりです。

表4.2-1 選定しなかった環境調査項目及びその理由

環境要素	環境調査項目	選定しなかった理由
3. 大気	臭気	工事中には、周辺に影響を及ぼすほどの悪臭を発生させる設備、工種はないと考えます。供用後には、本施設は著しい悪臭を発生させるような行為及び要因のない用途であるため、悪臭の発生はほとんどないと考えることから、環境調査項目として選定していません。
4. 静 穏	低周波音	工事中の建設機械により発生する低周波音については、使用する建設機械は市街地の建設工事で通常使用されるものであることから、低周波音による影響はほとんどないと考えます。供用後には、低周波音を発生し、周辺へ影響を及ぼすような機器の設置はないことから、環境調査項目として選定していません。
5. 植物・動物	生物・生態系	計画地は現在建築物が立地しており、総じて人工的な環境であり、生物の生息・生育環境への影響は少ないと考えられ、環境調査項目として選定していません。
7. 史跡・文化財	史跡・文化財	計画地及びその隣接地には、指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないため、史跡・文化財への影響はないと考えることから、環境調査項目として選定していません。なお、工事中において新たに埋蔵文化財等が発見された場合には、「文化財保護法」等に基づき、関係機関と協議の上、適切に対応します。

5. 調査・予測方法等

5. 調査・予測方法等

本事業に係る調査・予測方法等は、表 5.1-1～表 5.9-1 に示すとおりです。

表 5.1-1(1) 調査・予測方法等（自動車交通量）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
1 交通	自動車交通量	<p>1)調査事項の考え方 供用後には本事業の関係車両の走行、工事中には工事用車両の走行により、計画地周辺における自動車交通量へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺における道路及び交通の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺の道路状況 ・主要地点の通過交通量（幹線道路主要地点の自動車交通量） ・公共交通の状況（バス） <p>(2)現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通の状況（周辺道路の自動車交通量） <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等 本事業の実施が交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <p>②使用する主な資料 「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果」（東京都建設局） 「都バス路線図 みんなのガイド」（東京都交通局） 「東急バスナビ」（東急バス） 「港区公共施設案内図 ぐるっとみなと」（港区） 「千代田区施設案内図」（千代田区）</p> <p>(2)現地調査</p> <p>①調査範囲・地点 計画地周辺の関係車両及び工事用車両の主な走行ルートを対象として、3交差点を選定します。</p> <p>②調査時期・期間等 平日1日（12時間）の調査とします。</p> <p>③調査（測定）方法 通過する車両の台数を方向別、時間帯別及び車種別にハンドカウンターを用いて記録します。</p>	<p>新たに発生する自動車交通により、計画地周辺の自動車の流動に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>（交通の処理が可能とされる交差点需要率0.9以下を目指します。）</p>

表 5.1-1(2) 調査・予測方法等（自動車交通量）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
1) 予測事項の考え方 <p>供用後には本事業の関係車両の走行、工事中には工事用車両の走行により、計画地周辺における自動車交通量へ影響を及ぼすことがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の発生集中交通量 ・交差点需要率 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の発生集中交通量（工事用車両台数） ・交差点需要率 			調査地点位置は、図5.1-1 (p. 134) 参照
2) 予測地域・予測地点の考え方 <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の発生集中交通量 関係車両の走行が想定される調査地点（周辺道路）とします。 ・交差点需要率 信号が設置されている関係車両の走行が想定される調査地点のうち、影響が大きい地点とします。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の発生集中交通量（工事用車両台数） 工事用車両の走行が想定される調査地点（周辺道路）とします。 ・交差点需要率 信号が設置されている工事用車両の走行が想定される調査地点のうち、影響が大きい地点とします。 			
3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の発生集中交通量 事業計画等から発生集中交通量を整理し、そのルート配分を行います。また、主な近隣開発事業の関係車両も考慮します。 ・交差点需要率 「平面交差の計画と設計基礎編」（平成30年11月、交通工学研究会）に基づき予測します。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の発生集中交通量（工事用車両台数） 工事計画等から工事用車両台数を整理し、そのルート配分を行います。 ・交差点需要率 「平面交差の計画と設計基礎編」（平成30年11月、交通工学研究会）に基づき予測します。 (2) 予測時点 <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の建築工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行台数が最大となる時点とします。 	-	-	
4) 環境の目標との比較の考え方 <p>現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.1-2(1) 調査・予測方法等（歩行者通行量）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
1 交通	歩行者通行量	<p>1)調査事項の考え方 供用後には本事業の実施により、計画地周辺における歩行者交通量へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺における公共交通及び歩行者交通の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査 ・公共交通の状況（鉄道、バス）</p> <p>(2)現地調査 ・歩行者交通の状況（周辺道路の歩行者交通量）</p> <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査 ①調査範囲等 本事業の実施が歩行者交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <p>②使用する主な資料 「東京都統計年鑑」（東京都総務局） 「都バス路線図 みんなのガイド」（東京都交通局） 「東急バスナビ」（東急バス） 「港区公共施設案内図 ぐるっとみなと」（港区） 「千代田区施設案内図」（千代田区）</p> <p>(2)現地調査 ①調査範囲・地点 計画地周辺における計画地を利用する歩行者の主な動線を対象として、5断面を選定します。</p> <p>②調査時期・期間等 平日1日（12時間）の調査とします。</p> <p>③調査（測定）方法 通過する歩行者交通量を方向別及び時間帯別にハンドカウンターを用いて記録します。</p>	<p>新たな建物利用者及び従来の周辺住民等が計画地周辺を快適で安全に歩行できる空間を確保すること</p> <p>（「大規模開発地区関連交通計画マニュアル改訂版」の基準）</p>

表 5.1-2(2) 調査・予測方法等（歩行者通行量）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
1) 予測事項の考え方 供用後には本事業の実施により、計画地周辺における歩行者交通量へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 <ul style="list-style-type: none">・歩行者の発生集中交通量・歩行者サービス水準			調査地点位置は、図5.1-2 (p. 135) 参照
2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 <ul style="list-style-type: none">・歩行者の発生集中交通量 歩道等の歩行者の調査地点（周辺歩道）とします。・歩行者サービス水準 歩道等の調査地点（周辺歩道）から選定します。			
3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 <ul style="list-style-type: none">・歩行者の発生集中交通量 事業計画等から歩行者発生集中交通量を整理し、そのルート配分を行います。・歩行者サービス水準 「大規模開発地区関連交通計画マニュアル改訂版」（平成26年6月、国土交通省都市局都市計画課）に基づき予測します。			
(2) 予測時点 〈供用後〉 <ul style="list-style-type: none">・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。			
4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。			

表 5.1-3(1) 調査・予測方法等（駐車場）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
1 交通	駐車場	<p>1)調査事項の考え方</p> <p>供用後には本事業の実施により、計画地周辺における駐車場利用及び道路交通へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺における駐車場及び路上駐車の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の駐車場の状況 <p>(2)現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路上駐車の状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ①調査範囲等 <p>本事業の実施が交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②使用する主な資料 <p>「住宅地図」</p> <p>(2)現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ①調査範囲・地点 <p>本事業の実施が交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②調査時期・期間等 <p>平日 1 日（12 時間）の調査とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③調査（測定）方法 <p>調査範囲内の道路に調査区間を設定して、各道路調査区間に駐車する路上駐車台数を時間帯別及び車種別にハンドカウンターを用いて記録します。</p>	計画地を訪れる自動車のための駐車場を十分に確保すること

表 5.1-3(2) 調査・予測方法等（駐車場）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方 供用後には本事業の実施により、計画地周辺における駐車場利用及び道路交通へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 ・駐車場設置台数</p> <p>2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 ・計画地内とします。</p> <p>3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 ・事業計画に基づき、駐車場設置台数及び駐車場整備の考え方を整理します。</p> <p>(2) 予測時点 〈供用後〉 ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p>4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>		-	-

表 5.1-4(1) 調査・予測方法等（自転車・自動二輪車駐車場）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
1 交通	自転車・自動二輪車駐車場	<p>1)調査事項の考え方</p> <p>供用後には本事業の実施により、計画地周辺における駐車場（駐輪場）利用及び道路交通へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺における路上駐車（駐輪）の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の駐車場（駐輪場）の状況 <p>(2)現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路上駐車（駐輪）の状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ①調査範囲等 <p>本事業の実施が交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②使用する主な資料 <p>「住宅地図」</p> <p>(2)現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ①調査範囲・地点 <p>本事業の実施が交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②調査時期・期間等 <p>平日 1 日（12 時間）の調査とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③調査（測定）方法 <p>調査範囲内の道路に調査区間を設定して、各道路調査区間に駐車（駐輪）する路上駐車（駐輪）台数を時間帯別及び自転車・自動二輪車等別にハンドカウンターを用いて記録します。</p>	計画地を訪れる自転車、自動二輪車等のための駐車場（駐輪場）を十分に確保すること

表 5.1-4(2) 調査・予測方法等（自転車・自動二輪車駐輪場）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方 供用後には本事業の実施により、計画地周辺における駐車場（駐輪場）利用及び道路交通へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 ・自転車及び自動二輪車等の駐車場（駐輪場）設置台数</p> <p>2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 ・計画地内とします。</p> <p>3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 ・事業計画に基づき、自転車及び自動二輪車等の駐車場（駐輪場）設置台数並びに駐車場（駐輪場）整備の考え方を整理します。</p> <p>(2) 予測時点 〈供用後〉 ・計画建築物の建設工事が完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p>4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.1-5(1) 調査・予測方法等（交通安全）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
1 交通	交通安全	<p>1)調査事項の考え方</p> <p>供用後には本事業の関係車両の走行、工事中には工事用車両の走行により計画地周辺における交通安全に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、通学路の状況、歩行者・自動車動線の状況や交通安全施設の設置状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の状況 ・歩行者・自動車動線の状況 ・交通安全施設の設置状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等</p> <p>本事業の実施が交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに関係車両及び工事用車両の主な走行ルートとします。</p> <p>②使用する主な資料</p> <p>通学路に係る資料 事業計画</p>	駐車場出入口・工事用車両出入口の位置等が歩行者の安全に適切に配慮していること及び交通安全に配慮した関係車両・工事用車両の運行経路・運行計画となっていること

表 5.1-5(2) 調査・予測方法等 (交通安全)

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方</p> <p>供用後には本事業の関係車両の走行、工事中には工事用車両の走行により計画地周辺における交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係車両の走行による交通安全への影響 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行による交通安全への影響 <p>2) 予測地域・予測地点の考え方</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施が交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに関係車両の主な走行ルートとします。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施が交通に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに工事用車両の主な走行ルートとします。 <p>3) 予測方法・予測条件の考え方</p> <p>(1) 予測手法</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況調査結果を基に、通学路の状況、交通安全施設の設置状況、主な近隣開発事業の関係車両の主な走行ルートを把握し、事業計画の内容を整理することで行います。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況調査結果を基に、通学路の状況、交通安全施設の設置状況を把握し、工事計画の内容を整理することで行います。 <p>(2) 予測時点</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中とします。 <p>4) 環境の目標との比較の考え方</p> <p>現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.2-1(1) 調査・予測方法等（リサイクル）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
2 資源・エネルギー・地球環境	リサイクル	<p>1)調査事項の考え方 供用後及び工事中には本事業の実施に伴い、港区及び千代田区におけるリサイクル・廃棄物処理へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、港区におけるリサイクル・廃棄物処理の状況等を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港区及び千代田区における一般廃棄物の収集、処理量 ・港区及び千代田区におけるリサイクルの状況（資源回収量・再利用量） ・港区及び千代田区におけるリサイクル・廃棄物処理の行政目標・施策等 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等 本事業の実施がリサイクル・廃棄物処理に影響を及ぼすと予想される港区及び千代田区とします。</p> <p>②使用する主な資料 「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）【令和3（2021）年度～令和14（2032）年度】」（令和3年3月、港区） 「第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画」（令和7年3月、千代田区）</p>	廃棄物の収集処理が円滑に実施され、かつリサイクルのための措置を適切に講じていること及び工事中の廃棄物が法令に基づき適正に処分され、かつ資源保護への適切な措置を実施していること

表 5.2-1(2) 調査・予測方法等（リサイクル）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方</p> <p>供用後及び工事中には本事業の実施に伴い、港区及び千代田区におけるリサイクル・廃棄物処理へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生量 ・再利用量 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の種類及び発生量 ・再利用量 ・建設廃棄物の収集・処理方法 <p>2) 予測地域・予測地点の考え方</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内とします。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内とします。 <p>3) 予測方法・予測条件の考え方</p> <p>(1) 予測手法</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画（廃棄物処理計画）等から、「港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱」（平成12年3月、11港環清第329号）等に基づき廃棄物の種類毎の発生量を算出します。 ・廃棄物の種類毎の発生量に廃棄物の種類毎の再利用率を乗じ、再利用量を算出します。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画に基づき、建設廃棄物（廃材及び建設発生土）の発生量、再利用量、建設廃棄物の収集・処理方法を整理します。 <p>(2) 予測時点</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中とします。 <p>4) 環境の目標との比較の考え方</p> <p>現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.2-2(1) 調査・予測方法等（地球温暖化の防止・エネルギー利用）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
2 資源・エネルギー・地球環境	地球温暖化の防止・エネルギー利用	<p>1)調査事項の考え方 供用後には本事業の実施に伴い、地球温暖化・エネルギー利用に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、地球温暖化の防止に係る施策等の状況を整理し、地球温暖化の防止に役立つ情報の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査 ・地球温暖化の防止に係る施策等の状況</p> <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査 ①調査範囲等 本事業の実施が地球温暖化の防止に係る施策等に影響を及ぼすと予想される港区、千代田区及び東京都等とします。</p> <p>②使用する主な資料 「地球温暖化対策の推進に関する法律」 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（改正省エネ法）」 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」 「都市の低炭素化の促進に関する法律」 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」 「東京都建築物環境配慮指針」 「港区環境基本条例」 「港区環境基本計画 令和3（2021）年度～令和8（2026）年度 令和5（2023）年度改定版」（令和6年2月、港区） 「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」 「港区建築物低炭素化促進制度」（令和3年4月、港区） 「港区低炭素まちづくり計画」（令和3年6月、港区） 「千代田区地球温暖化対策条例」 「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2021」 （令和3年11月、千代田区） 「千代田区気候変動適応計画 2021」 （令和3年11月、千代田区）</p>	地球温暖化の防止のための対策を図っていること

表 5.2-2(2) 調査・予測方法等（地球温暖化の防止・エネルギー利用）

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p>1) 予測事項の考え方 供用後には本事業の実施に伴い、地球温暖化・エネルギー利用に影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 • エネルギー利用量（エネルギー利用の合理化）、地球温暖化防止のための対策 • 計画建築物の環境性能（PAL*低減率^{注1)}・ERR^{注2)}）</p> <p>2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 • 計画地内とします。</p> <p>3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 • 事業計画に基づき、エネルギー利用量、地球温暖化防止のための対策、計画建築物の環境性能を整理します。</p> <p>(2) 予測時点 〈供用後〉 • 計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p>4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

注 1) 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」別表第1において定められている評価基準に比べ、当該建築物がどれだけ低減できているかを示す値で、次の式により算出します。

建築物の熱負荷の低減率

$$= 100 \times \{1 - (\text{PAL*の値} \div \text{PAL*の基準値})\}$$

PAL*が小さい（PAL*低減率が大きい）ほど、建物の断熱性が高いと評価できます。

注 2) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）による一次エネルギー消費量を用いた効率指標です。

数値が大きいほど、省エネルギー性能が高いことを意味します。

表 5.2-3(1) 調査・予測方法等（ヒートアイランド現象の緩和）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
2 資源・エネルギー・地球環境	ヒートアイランド現象の緩和	<p>1)調査事項の考え方 供用後には本事業の実施に伴い、ヒートアイランド現象に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、ヒートアイランド現象緩和に係る施策等の状況を整理し、ヒートアイランド現象の緩和に役立つ情報の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査 ・ヒートアイランド現象緩和に係る施策等の状況</p> <p>2)調査書案作成に向けた調査計画 (1)既存資料調査 ①調査範囲等 本事業の実施がヒートアイランド現象緩和に係る施策等の状況に影響を及ぼすと予想される港区、千代田区及び東京都等とします。</p> <p>②使用する主な資料 「地球温暖化対策の推進に関する法律」 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（改正省エネ法）」 「ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン」 （平成 16 年 7 月、国土交通省） 「ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドライン」（平成 25 年 12 月、国土交通省） 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」 「港区環境基本条例」 「港区環境基本計画 令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度 令和 5（2023）年度改定版」（令和 6 年 2 月、港区） 「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」 「港区建築物低炭素化促進制度」（令和 3 年 4 月、港区） 「港区低炭素まちづくり計画」（令和 3 年 6 月、港区） 「千代田区地球温暖化対策条例」 「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2021」 （令和 3 年 11 月、千代田区） 「千代田区気候変動適応計画 2021」 （令和 3 年 11 月、千代田区） 「千代田区ヒートアイランド対策計画」 （令和 6 年 3 月、千代田区）</p>	ヒートアイランド現象の緩和のための配慮を図っていること

表 5.2-3(2) 調査・予測方法等（ヒートアイランド現象の緩和）

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p>1) 予測事項の考え方 供用後には本事業の実施に伴い、ヒートアイランド現象に影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 • ヒートアイランド現象緩和への配慮事項</p> <p>2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 • 計画地内とします。</p> <p>3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 • 事業計画（熱源・エネルギー計画、建築計画他）に基づき、ヒートアイランド現象緩和への配慮事項を整理します。</p> <p>(2) 予測時点 〈供用後〉 • 計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p>4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.3-1(1) 調査・予測方法等（大気質）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
3 大気	大気質	<p>1)調査事項の考え方</p> <p>供用後には関係車両の走行、駐車場の供用及び施設の稼働（熱源施設）、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺における大気質へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地及びその周辺における大気質、気象及び大気汚染物質排出源の状況を把握するとともに、本事業に係る法令による基準を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質の状況（二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）） ・気象の状況（風向・風速） ・大気汚染物質排出源の状況 ・自動車交通量の状況 ・法令による基準 <p>(2)現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通量の状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等</p> <p>本事業の実施が大気質に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに関係車両及び工事用車両の主な走行ルートとします。</p> <p>②使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質の状況 <ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染測定結果ダウンロード」（東京都環境局） 「大気汚染 環境調査結果」（港区） 「千代田区の環境」（千代田区） 「大気汚染常時測定 過去の測定結果」（中央区） 「大気環境 新宿区内の大気汚染常時測定結果」（新宿区） ・気象の状況 <ul style="list-style-type: none"> 「気象観測データ」（気象庁） ・大気汚染物質排出源の状況 <ul style="list-style-type: none"> 「港区土地利用現況図（用途別）（令和3年10月現在）」（港区） 「2018 千代田の土地利用」（平成30年3月 千代田区） ・法令による基準 <ul style="list-style-type: none"> 「環境基本法」 <p>(2)現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通量の状況 「表 5.5-1(3)」（p.114）参照 	<p>現況の大気質の状況を著しく悪化させないこと</p> <p>（「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準及び「大気の汚染に係る環境基準について」に定める基準）</p>

表 5.3-1(2) 調査・予測方法等 (大気質)

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方</p> <p>供用後には関係車両の走行、駐車場の供用及び施設の稼働（熱源施設）、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺における大気質へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係車両の走行に伴う大気質 (NO_2・SPM) ・駐車場の供用に伴う大気質 (NO_2・SPM) ・施設の稼働に伴う大気質 (NO_2) <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働に伴う大気質 (NO_2・SPM) ・工事用車両の走行に伴う大気質 (NO_2・SPM) 			予測地点位置は、図 5.5-1 (p. 136) に示す調査地点 No. 1～5 と同様
<p>2) 予測地域・予測地点の考え方</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係車両の走行に伴う大気質 関係車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、計画地周辺の 5 地点 (No. 1～5) とします。 ・駐車場の供用及び施設の稼働に伴う大気質 排出源高さを考慮して予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲とします。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行に伴う大気質 工事用車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、計画地周辺の 5 地点 (No. 1～5) とします。 ・建設機械の稼働に伴う大気質 予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲とします。 			
<p>3) 予測方法・予測条件の考え方</p> <p>(1) 予測手法</p> <p>大気拡散式による長期（年間）平均濃度を算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有風時：ブルームモデル ・弱風時：パフモデル <p>また、主な近隣開発事業の関係車両も考慮します。</p> <p>(2) 予測時点</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係車両の走行に伴う大気質 ・駐車場の供用に伴う大気質 ・施設の稼働に伴う大気質 計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行に伴う大気質 工事用車両の走行台数が最大となる時点とします。 ・建設機械の稼働に伴う大気質 建設機械の稼働による影響が最も大きくなると予想される時点とします。 			
<p>4) 環境の目標との比較の考え方</p> <p>現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.4-1(1) 調査・予測方法等（水利用）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
4 水・土	水利用	<p>1)調査事項の考え方 供用後には本事業の実施により、計画地周辺における水利用へ影響を及ぼすことがあります。そのため、港区、千代田区及び東京都における水利用状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査 ・水利用状況</p> <p>2)調査書案作成に向けた調査計画 (1)既存資料調査 ①調査範囲等 本事業の実施が水利用状況に影響を及ぼすと予想される港区、千代田区及び東京都とします。</p> <p>②使用する主な資料 「東京都統計年鑑」（東京都総務局）</p>	水利用量の抑制を図っていること

表 5.4-1(2) 調査・予測方法等（水利用）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方 供用後には本事業の実施により、計画地周辺における水利用へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 ・水利用量（上水・中水・雨水） ・節水設備の設置状況</p> <p>2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 ・計画地内とします。</p> <p>3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 ・事業計画（給水計画・施設計画）に基づき、水利用量、節水設備の設置状況を整理します。</p> <p>(2) 予測時点 〈供用後〉 ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p>4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>		-	-

表 5.4-2(1) 調査・予測方法等（排水）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
4 水・土	排 水	<p>1)調査事項の考え方</p> <p>供用後及び工事中には本事業の実施により、計画地周辺における汚水等排水へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地及びその周辺における既設下水道管の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設下水道管の状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等</p> <p>本事業の実施が汚水等排水状況に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。</p> <p>②使用する主な資料</p> <p>「東京都下水道台帳」（東京都下水道局）</p>	<p>既設下水道管の排水能力との整合性を確認し、既設下水道管に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>排水槽等における有害生物の発生防止のための適切な措置を講じていること</p> <p>工事中の排水が放流先の公共下水道へ著しい影響を及ぼさないこと</p>

表 5.4-2(2) 調査・予測方法等（排水）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方</p> <p>供用後及び工事中には本事業の実施により、計画地周辺における汚水等排水へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水量 ・排水の処理状況（臭気対策・有害生物発生防止対策） <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水方法 ・排水の水質 <p>2) 予測地域・予測地点の考え方</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内とします。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内とします。 <p>3) 予測方法・予測条件の考え方</p> <p>(1) 予測手法</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画（排水計画）に基づき、排水量及び排水の処理状況（臭気対策・有害生物発生防止対策）を整理します <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画に基づき、工事中の排水処理方法及び排水方法、排水中の浮遊物質量（SS）を整理します。 <p>(2) 予測時点</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中とします。 <p>4) 環境の目標との比較の考え方</p> <p>現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.4-3(1) 調査・予測方法等（雨水）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
4 水・土	雨 水	<p>1)調査事項の考え方 供用後には本事業の実施により、計画地周辺における雨水排水へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地周辺における地表被覆状況、周辺の雨水の排水・流出の状況、周辺の水害の発生状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地表被覆状況 ・周辺の雨水の排水・流出の状況 ・周辺の水害の発生状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地表被覆状況 本事業の実施が雨水排水に影響を及ぼすと予想される計画地とします。 ・周辺の雨水の排水・流出の状況 本事業の実施が雨水の排水・流出に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。 ・周辺の水害の発生状況 本事業の実施が水害に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺とします。 <p>②使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地表被覆状況 「既存建築物の平面図」 ・周辺の雨水の排水・流出の状況 「東京都下水道台帳」（東京都下水道局） ・周辺の水害の発生状況 「区市町村別水害データ」（東京都建設局） 	<p>雨水の浸透及び流出抑制を図り、集中豪雨等非常時においても公共下水道へ著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>集中豪雨時に周辺建物への浸水等の影響が発生しないようすること</p>

表 5.4-3(2) 調査・予測方法等（雨水）

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
1) 予測事項の考え方 供用後には本事業の実施により、計画地周辺における雨水排水への影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 <ul style="list-style-type: none">・雨水流出抑制量（雨水浸透量・雨水貯留量）			
2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 <ul style="list-style-type: none">・計画地内とします。			
3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 <ul style="list-style-type: none">・雨水流出抑制量（雨水浸透量） 事業計画（建築計画・施設配置計画）に基づき、地表被覆状況に対応した雨水の浸透能原単位に地表被覆状況の種類別面積を乗じ算定します。・雨水流出抑制量（雨水貯留量） 事業計画（排水計画）に基づき、雨水貯留量を整理するとともに、雨水浸透量と合わせ「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」（平成5年11月、5港土計第333号）等に適合する雨水流出抑制量を算定します。			
(2) 予測時点 〈供用後〉 <ul style="list-style-type: none">・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。			
4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。			

表 5.4-4(1) 調査・予測方法等（地形・地質）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
4 水・土	地形・地質	<p>1)調査事項の考え方 供用後及び工事中には本事業の実施により、計画地周辺における地下水位や湧水への影響、地盤沈下や地盤の変形等の影響を及ぼすことがあります。そのため、計画地周辺における地形・地質・地盤の状況、地下水の存在の状況、地下水の利用状況及び湧水、地盤沈下の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質・地盤の状況 ・地下水の存在の状況（不圧・被圧） ・地下水の利用状況 ・湧水、地盤沈下の状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等 本事業の実施が地下水等に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに港区及び千代田区とします。</p> <p>②使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質・地盤の状況 「東京都総合地盤図 I」 (昭和 52 年 8 月、東京都土木技術研究所) 「数値地図 25000（土地条件）」(国土地理院) 計画地内の既存ボーリング調査結果等 ・地下水の存在の状況（不圧・被圧） 「地盤沈下調査報告書」 (東京都土木技術支援・人材育成センター) ・地下水の利用状況 「都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」 (東京都環境局) ・湧水、地盤沈下の状況 「東京の名湧水 57 選」(平成 15 年、東京都環境局) 「港区みどりの実態調査（第 10 次）報告書」 (令和 4 年 3 月、港区) 「地盤沈下調査報告書」 (東京都土木技術支援・人材育成センター) 	<p>計画地及びその周辺に地盤沈下及び地盤の変形等の影響を及ぼさないこと</p> <p>雨水浸透による地下水涵養等に努めること</p> <p>地下水の流動を阻害しないこと</p>

表 5.4-4(2) 調査・予測方法等（地形・地質）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
1) 予測事項の考え方 <p>供用後及び工事中には本事業の実施により、計画地周辺における地下水位や湧水への影響、地盤沈下や地盤の変形等の影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下の有無 ・雨水浸透量 ・地下水の流動阻害の有無 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下の有無 ・地盤の変形の状況 			
2) 予測地域・予測地点の考え方 <p>〈供用後〉</p> <p>本事業の実施により地盤沈下、雨水浸透の変化、地下水の流動阻害による影響を及ぼすと予想される地域とします。</p> <p>〈工事中〉</p> <p>本事業の実施により地盤沈下及び地盤の変形による影響を及ぼすと予想される地域とします。</p>			
3) 予測方法・予測条件の考え方 <p>(1) 予測手法</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下の有無 ・地下水の流動阻害の有無 <p>事業計画（建築計画・給水計画）に基づき、地盤沈下の発生の有無及び地下水流動阻害の有無を予測します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透量 <p>事業計画（建築計画・施設配置計画）に基づき、地表被覆状況に対応した雨水の浸透能原単位に地表被覆状況の種類別面積を乗じ雨水浸透量を算定します。</p> <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画に基づき、地盤沈下の発生の有無及び地盤変形の状況を予測します。 <p>(2) 予測時点</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の建設工事が完了した時点とします。 <p>〈工事中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中の地下掘削工事実施時とします。 	-	-	-
4) 環境の目標との比較の考え方 <p>現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.5-1(1) 調査・予測方法等（音）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
5 静穏	音	<p>1)調査事項の考え方</p> <p>供用後には関係車両の走行、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺に騒音による影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地内の騒音の状況、計画地周辺道路沿道の騒音の状況、自動車交通量の状況を把握するとともに、本事業に係る法令による基準を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺道路沿道の騒音の状況 ・自動車交通量の状況 ・法令による基準 <p>(2)現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺道路沿道の騒音の状況 ・自動車交通量の状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等</p> <p>本事業の実施に伴う騒音が日常生活に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに関係車両及び工事用車両の主な走行ルートとします。</p> <p>②使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺道路沿道の騒音の状況 「自動車交通騒音・振動調査結果」(東京都環境局) ・自動車交通量の状況 「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果」(東京都建設局) ・法令による基準 「環境基本法」 「騒音規制法」 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」 	<p>事業の実施により発生する音により、計画地周辺あるいは計画地周辺道路沿道に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>(「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」に定める基準及び「環境確保条例」に基づく「指定建設事業に適用する騒音の勧告基準」に定める基準)</p>

表 5.5-1(2) 調査・予測方法等（音）

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
1) 予測事項の考え方 供用後には関係車両の走行、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺に騒音による影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 ・関係車両の走行に伴う道路交通騒音 〈工事中〉 ・建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 ・工事用車両の走行に伴う道路交通騒音			予測地点位置は、図5.5-1 (p. 136) に示す調査地点 No. 1～5 と同様
2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 ・関係車両の走行に伴う道路交通騒音 関係車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、計画地周辺の 5 地点 (No. 1～5) とします。 〈工事中〉 ・建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 計画地周辺とします。 ・工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 工事用車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、計画地周辺の 5 地点 (No. 1～5) とします。			
3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 ・関係車両の走行に伴う道路交通騒音 日本音響学会式 (ASJ RTN-Model 2023) により等価騒音レベル (L_{Aeq}) を算定します。また、主な近隣開発事業の関係車両も考慮します。 〈工事中〉 ・建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 伝搬理論式により騒音レベル「90% レンジの上端値 (L_5)」を算定します。 ・工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 日本音響学会式 (ASJ RTN-Model 2023) により等価騒音レベル (L_{Aeq}) を算定します。 (2) 予測時点 〈供用後〉 ・関係車両の走行に伴う道路交通騒音 計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。 〈工事中〉 ・建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 建設機械の稼働台数が最大となる時点とします。 ・工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 工事用車両の走行台数が最大となる時点とします。			
4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。			

表 5.5-1(3) 調査・予測方法等（音）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
5 静穏	音 (つづき)	<p>(2) 現地調査</p> <p>① 調査範囲等 計画地周辺の関係車両及び工事用車両の主な走行ルートを対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺道路沿道の騒音の状況 ・計画地周辺道路沿道 5 地点 ・自動車交通量の状況 <p>上記、計画地周辺道路沿道の騒音の状況と同じ地点</p> <p>② 調査時期・期間等 計画地周辺道路沿道の騒音の状況を代表する期間とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺道路沿道の騒音の状況 ・自動車交通量の状況 <p>平日の 1 日 24 時間連続調査を実施します。</p> <p>③ 調査（測定）手法 ・計画地周辺道路沿道の騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号）及び JIS Z 8731:2019「環境騒音の表示・測定方法」に定める測定方法とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通量の状況 通過する車両の台数を方向別、時間帯別及び車種別にハンドカウンターを用いて記録します。 	—

表 5.5-1(4) 調査・予測方法等（音）

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
—	—	—	調査地点位置は、図5.5-1 (p. 136) 参照

表 5.5-2(1) 調査・予測方法等（振動）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
5 静穏	振動	<p>1)調査事項の考え方</p> <p>供用後には関係車両の走行、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺に振動による影響を及ぼすおそれがあります。そのため、計画地内の振動の状況、計画地周辺道路沿道の振動の状況、自動車交通量の状況を把握するとともに、本事業に係る法令による基準を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺道路沿道の振動の状況 ・自動車交通量の状況 ・法令による基準 <p>(2)現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺道路沿道の振動の状況 ・自動車交通量の状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等</p> <p>本事業の実施に伴う振動が日常生活に影響を及ぼすと予想される計画地及びその周辺、並びに関係車両及び工事用車両の主な走行ルートとします。</p> <p>②使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺道路沿道の騒音の状況 「自動車交通騒音・振動調査結果」(東京都環境局) ・自動車交通量の状況 「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果」(東京都建設局) ・法令による基準 「振動規制法」 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」 	<p>事業の実施により発生する振動により、計画地周辺あるいは計画地周辺道路沿道に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>(「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する規制基準」に定める基準及び「指定建設作業に適用する振動の勧告基準」に定める基準)</p>

表 5.5-2(2) 調査・予測方法等（振動）

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
1) 予測事項の考え方 供用後には関係車両の走行、工事中には建設機械の稼働及び工事用車両の走行により計画地周辺に振動による影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 <ul style="list-style-type: none">・関係車両の走行に伴う道路交通振動 〈工事中〉 <ul style="list-style-type: none">・建設機械の稼働に伴う建設作業振動・工事用車両の走行に伴う道路交通振動			予測地点位置は、図5.5-1 (p. 136) に示す調査地点 No. 1～5 と同様
2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 <ul style="list-style-type: none">・関係車両の走行に伴う道路交通振動 関係車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、計画地周辺の 5 地点 (No. 1～5) とします。 〈工事中〉 <ul style="list-style-type: none">・建設機械の稼働に伴う建設作業振動 計画地周辺とします。・工事用車両の走行に伴う道路交通振動 工事用車両の主な走行ルートを対象とし、周辺の土地利用状況等を考慮し、計画地周辺の 5 地点 (No. 1～5) とします。			
3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 <ul style="list-style-type: none">・関係車両の走行に伴う道路交通振動 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示される計算式により振動レベル「80% レンジの上端値 (L₁₀)」を算定します。また、主な近隣開発事業の関係車両も考慮します。 〈工事中〉 <ul style="list-style-type: none">・建設機械の稼働に伴う建設作業振動 伝搬理論式により振動レベル「80% レンジの上端値 (L₁₀)」を算定します。・工事用車両の走行に伴う道路交通振動 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示される計算式により振動レベル「80% レンジの上端値 (L₁₀)」を算定します。			
4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。			

表 5.5-2(3) 調査・予測方法等（振動）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
5 静穏	振動 (つづき)	<p>(2) 現地調査</p> <p>① 調査範囲等 計画地周辺の関係車両及び工事用車両の主な走行ルートを対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺道路沿道の振動の状況 計画地周辺道路沿道 5 地点 ・自動車交通量の状況 上記、計画地周辺道路沿道の振動の状況と同じ地点 <p>② 調査時期・期間等 計画地周辺道路沿道の振動の状況を代表する期間とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺道路沿道の振動の状況 ・自動車交通量の状況 平日の 1 日 24 時間連続調査を実施します。 <p>③ 調査（測定）手法 ・計画地周辺道路沿道の振動の状況 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）に定める測定方法とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通量の状況 通過する車両の台数を方向別、時間帯別及び車種別にハンドカウンターを用いて記録します。 	—

表 5.5-2(4) 調査・予測方法等（振動）

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
—	—	—	調査地点位置は、図5.5-1 (p. 136) 参照

表 5.6-1(1) 調査・予測方法等（電波受信状態）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
6 建造物影響	電波受信状態	<p>1)調査事項の考え方</p> <p>供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における電波受信状態へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、テレビ電波の到来状況、周辺市街地の状況、テレビ受信の状況及び受信障害対策の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ電波の到来状況 ・計画地周辺市街地の状況 <p>(2)現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ受信の状況 ・受信障害対策の状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等</p> <p>計画建築物により遮へい障害及び反射障害を及ぼすと推定される地域及びその周辺地域とします。</p> <p>②使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ電波の到来状況 「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」 (平成 29 年 7 月、日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟 監修・株式会社 NHK アイテック) 「衛星放送の現状」(総務省) ・計画地周辺市街地の状況 「港区土地利用現況図（用途別）（令和 3 年 10 月現在）」 (港区) 「2018 千代田の土地利用」(平成 30 年 3 月、千代田区) <p>(2)現地調査</p> <p>①調査範囲等</p> <p>机上検討により電波障害の発生が推定される地域とします。なお、テレビ受信の状況については、該当する地域の電波状況を把握できるよう、適切な密度で調査地点を配置します。</p> <p>②調査時期・期間等</p> <p>テレビ電波の状況を適切に把握できる時期とします。</p> <p>③調査（測定）手法</p> <p>テレビ受信の状況に係るテレビ電波の画質及び強度については、「建造物によるテレビ受信障害調査要領 テレビ受信状況調査要領（平成 30 年 6 月改訂）」(平成 30 年 6 月、一般社団法人日本 CATV 技術協会) に示す方法とします。</p> <p>受信障害対策の状況については、現地踏査による目視確認等による方法とします。</p>	テレビ電波障害発生時には、計画建築物に起因する障害か否かについて、調査、予測結果に基づき迅速に判断し、関係者と協議の上、必要な対策を講じること

表 5.6-1(2) 調査・予測方法等（電波受信状態）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方</p> <p>供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における電波受信状態へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物によるテレビ電波、衛星放送の遮へい障害及び反射障害 <p>2) 予測地域・予測地点の考え方</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施によりテレビ電波（地上デジタル放送：東京スカイツリー送信局）、衛星放送（BS デジタル放送（BS）、東経 110 度 CS デジタル放送（CS110°）、東経 124 度 CS デジタル放送（JCSAT-4B）及び東経 128 度 CS デジタル放送（JCSAT-3A））の遮へい障害及び反射障害が及ぶと推定される地域及びその周辺とします。 <p>3) 予測方法・予測条件の考え方</p> <p>(1) 予測手法</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3-改訂-）」（平成 17 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会）等に示す方法とします。 <p>(2) 予測時点</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の建設工事が完了した時点とします。 <p>4) 環境の目標との比較の考え方</p> <p>現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.6-2(1) 調査・予測方法等（風）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
6 建造物影響	風	<p>1)調査事項の考え方</p> <p>供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における風環境へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、周辺地域及び建物の状況、周辺の風の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>なお、風環境の変化は、予測で実施する風洞実験により現況の風環境と比較することにより把握します。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域及び建物の状況 ・周辺の風の状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等</p> <p>計画建築物により風環境に影響を及ぼすと予想される地域とし、計画建築物を中心として、半径が計画建築物高さの1.5～2倍程度の範囲とします。</p> <p>②使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域及び建物の状況 <p>「港区土地利用現況図（用途別）（令和3年10月現在）」 (港区)</p> <p>「2018 千代田の土地利用」（平成30年3月、千代田区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の風の状況 <p>「過去の気象データ・ダウンロード」（気象庁）</p>	<p>計画建築物に起因するビル風により、計画地周辺の風環境に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>風による道路への障害物の侵入を予防すること</p> <p>（「ビル風対策に係る手引き」（平成25年4月版、港区環境リサイクル支援部環境課）に示されている風工学研究所による評価指標）</p>

表 5.6-2(2) 調査・予測方法等（風）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
1) 予測事項の考え方 供用後には計画建築物の存在により、計画地及びその周辺における風環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 （供用後） <ul style="list-style-type: none">・計画建築物による風環境の変化（建設前、建設後、防風対策後）			予測地点位置は、図5.6-1(1)、(2) (p. 138、139)、地点の設定理由は、別表1(1)、(2) (p. 140、141) 参照
2) 予測地域・予測地点の考え方 （供用後） <ul style="list-style-type: none">・予測地域は現況調査の調査範囲（計画建築物を中心として、半径が計画建築物高さの1.5～2倍程度）に準じ、予測地点は周辺の土地利用の状況から風環境の変化により影響を受ける次に示す施設等を勘案して設定します。 計画地周辺では歩道・横断歩道付近・バス停付近・広場等、計画地内は広場等とします。・風洞実験に使用する模型は、計画建築物高さ、風洞の大きさ等を考慮して、縮尺1/500の市街地模型とします。 また、模型化の再現範囲は、計画地を中心とした半径約500mの範囲とし、地盤高、周辺の既存建築物等及び計画建築物竣工時までに供用開始される予定の建築物※を再現します。			
※：虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業 虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業			
3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 （供用後） <ul style="list-style-type: none">・風洞実験を実施し、計画地及びその周辺における地表付近の強風が吹く頻度を予測します。		—	—
(2) 予測時点 （供用後） <ul style="list-style-type: none">・既存建築物が立地している現在の時点（建設前）、計画建築物の建設工事が完了した時点（建設後）及び計画地内に植栽等の防風対策を施した時点（防風対策後）とします。			
4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。			

表 5.6-3(1) 調査・予測方法等（日照）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
6 建造物影響	日 照	<p>1)調査事項の考え方 供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における日照へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、周辺地域及び建物の状況、周辺の日照の状況を把握するとともに、本事業に係る法令による基準を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域及び建物の状況 ・周辺の日照の状況 ・法令による基準 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等 計画建築物により日影が生じると予想される地域とします。</p> <p>②使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域及び建物の状況 「港区土地利用現況図（用途別）（令和3年10月現在）」 (港区) 「2018 千代田の土地利用」（平成30年3月、千代田区） ・周辺の日照の状況 「建築統計年報」（東京都） ・法令による基準 「建築基準法」 「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」 	<p>計画建築物に起因する日影により、計画地周辺の日照の状況に著しい影響を及ぼさないこと</p> <p>（「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影規制の基準）</p>

表 5.6-3(2) 調査・予測方法等（日照）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方 供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における日照へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 ・計画建築物による冬至日の日影の状況 (時刻別日影及び等時間日影)</p> <p>2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 ・計画建築物により日影が生じると予想される地域とします。</p> <p>3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 ・計画建築物による冬至日の8時～16時（真太陽時）の時刻別日影図及び等時間日影図をコンピューターにより計算・作図します。</p> <p>(2) 予測時点 〈供用後〉 ・計画建築物の建設工事が完了した時点とします。</p> <p>4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>		-	-

表 5.6-4(1) 調査・予測方法等（光）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
6 建造物影響	光	<p>1) 調査事項の考え方 供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における光環境へ影響を及ぼすおそれがあります。そのため、反射光・夜間光の影響を受ける建物の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査 ・反射光・夜間光の影響を受ける建物の状況</p> <p>2) 調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>①調査範囲等 本事業の実施により光環境への影響が予想される地域とします。</p> <p>②使用する主な資料 ・周辺地域及び建物の状況 「港区土地利用現況図（用途別）（令和3年10月現在）」 (港区) 「2018 千代田の土地利用」（平成30年3月、千代田区）</p>	反射光・夜間光により、計画地周辺に著しい影響を及ぼさないこと

表 5.6-4(2) 調査・予測方法等（光）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方 供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における光環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 ・計画建築物による反射光・夜間光の状況</p> <p>2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 ・本事業の実施により光環境への影響が予想される地域とします。</p> <p>3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 ・建物の状況を考慮の上、事業計画（建築計画・施設配置計画）に基づき、計画地より発生する夜間光、計画建築物による反射光の状況を整理します。</p> <p>(2) 予測時点 〈供用後〉 ・計画建築物の建設工事の完了後とし、事業活動が通常の状態に達した時点とします。</p> <p>4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.7-1(1) 調査・予測方法等（緑）

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
7 植物・動物	緑	<p>1) 調査事項の考え方 供用後には本事業の実施により、緑地を整備します。そのため、緑被の状況、植生の状況及び特筆すべき樹木等の状況を把握するとともに、本事業に係る緑化基準を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1) 既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑被の状況 ・植生の状況 ・特筆すべき樹木等の状況 ・緑化基準 <p>2) 調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1) 既存資料調査</p> <p>①調査範囲等 本事業の実施が緑に影響を及ぼすと予想される地域とします。</p> <p>②使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑被の状況 「港区みどりの実態調査（第10次）報告書」 (令和4年3月、港区) 「千代田区緑の実態調査及び熱分布調査報告書」 (平成31年3月、千代田区) 「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター) ・植生の状況 「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」 (環境省自然環境局生物多様性センター) ・特筆すべき樹木等の状況 「港区みどりの実態調査（第10次）報告書」 (令和4年3月、港区) 「千代田区緑の実態調査及び熱分布調査報告書」 (平成31年3月、千代田区) ・緑化基準 「東京における自然の保護と回復に関する条例」 「港区みどりを守る条例」 「千代田区緑化推進要綱」 	<p>計画地及びその周辺において緑豊かな生活環境を形成するために樹木の保全・育成を図っていること</p> <p>（「東京における自然の保護と回復に関する条例」、「港区みどりを守る条例」及び「千代田区緑化推進要綱」による緑化基準）</p>

表 5.7-1(2) 調査・予測方法等（緑）

予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方 供用後には本事業の実施により、計画地周辺における緑に影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。 〈供用後〉 • 緑化量（植栽本数・面積） • 計画地の緑化計画平面図</p> <p>2) 予測地域・予測地点の考え方 〈供用後〉 • 計画地内とします。</p> <p>3) 予測方法・予測条件の考え方 (1) 予測手法 〈供用後〉 • 事業計画（緑化計画）に基づき、緑化量（植栽本数・面積）及び緑化計画平面図を整理します。</p> <p>(2) 予測時点 〈供用後〉 • 計画建築物の建設工事が完了した時点とします。</p> <p>4) 環境の目標との比較の考え方 現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.8-1(1) 調査・予測方法等 (都市景観)

環境要素	環境調査項目	現況調査	環境の目標
8 景観	都市景観	<p>1)調査事項の考え方 供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における都市景観に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、地域の景観の特性、代表的な眺望地点と眺望の状況を把握とともに、景観に係る指針等を整理し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観の特性 ・景観に係る指針等 <p>(2)現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な眺望地点と眺望の状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等 計画建築物が中景域となる計画地を中心とする半径 800m 程度とします。</p> <p>②使用する主な資料 「東京都景観計画」(平成 30 年 8 月改定、東京都) 「港区まちづくりマスターplan」(平成 29 年 3 月、港区) 「港区景観計画」(平成 27 年 12 月改定、港区) 「千代田区景観まちづくり計画」(令和 2 年 3 月、千代田区) 「港区土地利用現況図(用途別) (令和 3 年 10 月現在)」 (港区) 「港区公共施設案内図 ぐるっとみなと」(港区) 「2018 千代田の土地利用」(平成 30 年 3 月、千代田区) 「千代田区施設案内図」(千代田区)</p> <p>(2)現地調査</p> <p>①調査範囲等 既存資料調査の調査範囲内の眺望地点及び日常的な視点場(人々が集まりやすい大きな交差点、人々の集まる施設、歴史的・文化的資源、港区の景観の特徴である坂道等)を踏まえ、方向・距離を勘案し 10 地点を選定します。</p> <p>②調査時期・期間等 調査地点近傍の建築物等の状況が把握できる適切な時期とします。</p> <p>③調査(測定)手法 現地踏査、写真撮影により把握する方法とします。</p>	<p>計画地周辺の眺望地点及び日常的な視点場からの眺望との調和を図り、良好な都市景観の創出に寄与すること</p> <p>(計画地周辺の景観形成の方針、港区及び千代田区の都市景観形成に関する景観形成基準)</p>

表 5.8-1(2) 調査・予測方法等 (都市景観)

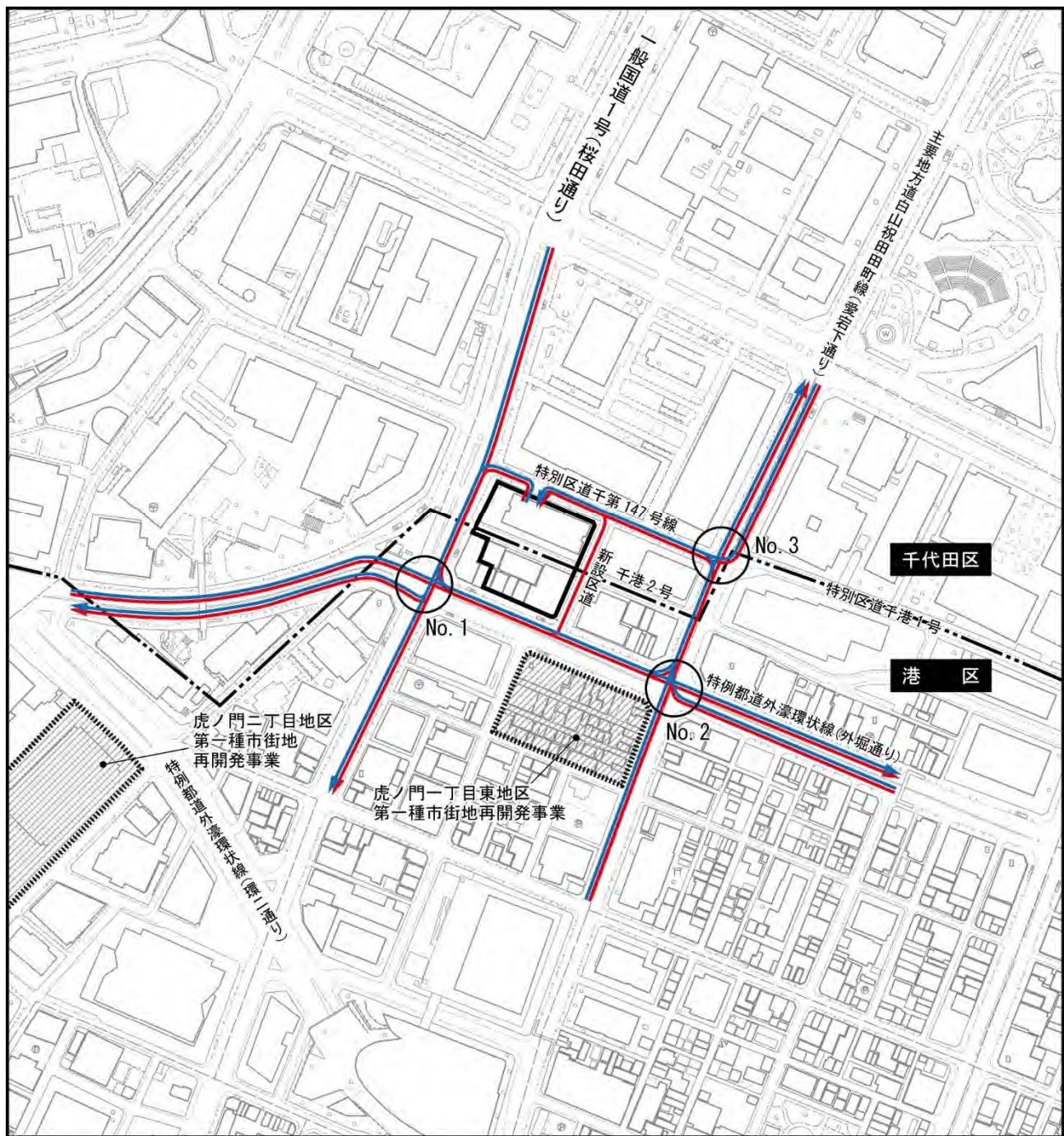
予 測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備 考
<p>1) 予測事項の考え方</p> <p>供用後には計画建築物の存在により、計画地周辺における都市景観に影響を及ぼすおそれがあることから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観の特性の変化 ・代表的な眺望地点からの眺望景観の変化 ・計画建築物と周辺の景観への配慮 			調査地点位置は、図5.8-1 (p. 142) 参照
<p>2) 予測地域・予測地点の考え方</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観の特性の変化 既存資料調査の調査範囲とします。 ・代表的な眺望地点からの眺望景観の変化 現地調査を行った地点と同様の 10 地点とします。 ・計画建築物と周辺の景観への配慮 計画地内とします。 			
<p>3) 予測方法・予測条件の考え方</p> <p>(1) 予測手法</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位計画における計画地周辺の景観形成の方針や景観協議における要望を整理するとともに、フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法とします。 <p>(2) 予測時点</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の建設工事の完了後の適切な時点とします。 		-	-
<p>4) 環境の目標との比較の考え方</p> <p>現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>			

表 5.9-1(1) 調査・予測方法等（公開空地等、防災・防犯）

環境要素	環境調査 項目	現況調査	環境の目標
10 地域貢献等	公開空地等 防災・防犯	<p>1)調査事項の考え方 本事業では、新たな広場空間等の創出、災害発生時の帰宅困難者の一時滞在施設・一時滞留スペースの確保を検討します。そのため、計画地周辺におけるオープンスペースの状況、広域防災計画（防災拠点・避難路）の状況を把握し、予測の基礎資料とします。</p> <p>(1)既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地周辺のオープンスペース（緑地・広場等）の状況 ・計画地周辺の広域防災計画（防災拠点・避難路）の状況 <p>2)調査書案作成に向けた調査計画</p> <p>(1)既存資料調査</p> <p>①調査範囲等 本事業の実施が計画地及びその周辺の利用者に影響を及ぼすと予想される地域とします。</p> <p>②使用する主な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港区及び千代田区のオープンスペース（緑地・広場等）に係る資料 ・港区及び千代田区の広域防災計画（防災拠点・避難路）に係る資料 	<p>計画地及びその周辺の利用者に快適性を提供する空間を創出すること</p> <p>計画地及びその周辺における防災に配慮すること</p>

表 5.9-1(2) 調査・予測方法等（公開空地等、防災・防犯）

予測	予測結果に基づく対策	環境改善策	備考
<p>1) 予測事項の考え方</p> <p>供用後には本事業の実施により、新たな広場空間等の創出、災害発生時の帰宅困難者の一時滞在施設・一時滞留スペースの確保を検討することから、予測事項は以下のとおりとします。</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広場空間等の整備状況 ・帰宅困難者の一時滞在施設・一時滞留スペースの確保状況 <p>2) 予測地域・予測地点の考え方</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内とします。 <p>3) 予測方法・予測条件の考え方</p> <p>(1) 予測手法</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づき広場空間等の整備の考え方を整理します。 ・事業計画に基づき帰宅困難者の一時滞在施設・一時滞留スペースの確保の考え方を整理します。 <p>(2) 予測時点</p> <p>〈供用後〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の建設工事が完了した時点とします。 <p>4) 環境の目標との比較の考え方</p> <p>現況調査結果及び地域の特性を踏まえた予測結果について、必要に応じて予測結果に基づく対策や環境改善策を勘案して、環境の目標と比較し、評価します。</p>		-	-



凡 例

■ 計画地

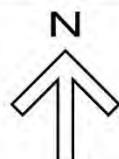
← 工事用車両の主な走行ルート

--- 区界

← 関係車両の主な走行ルート

■ 主な周辺の開発事業

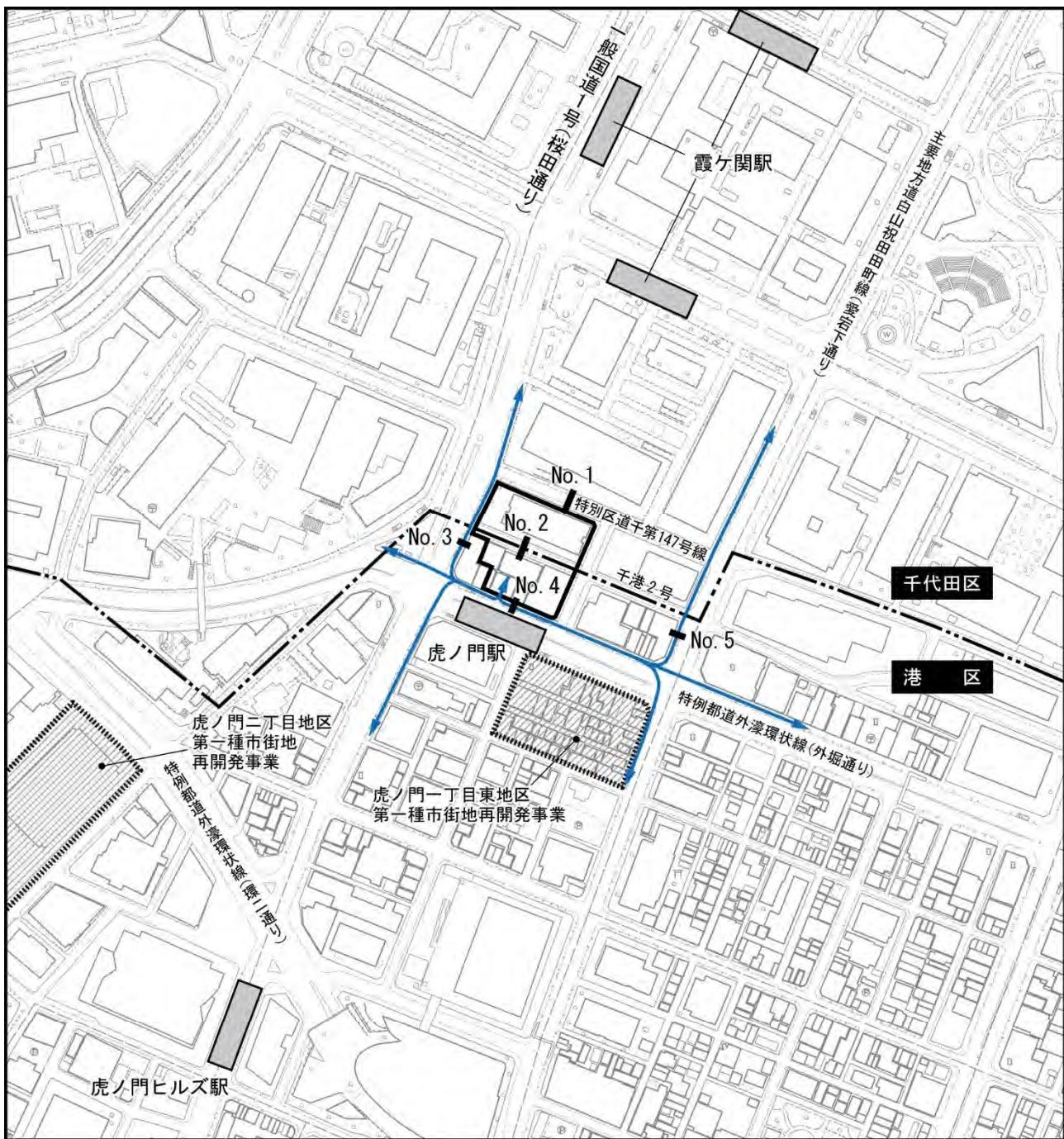
○ 自動車交通量調査地点
(信号交差点: No. 1 ~ 3)



S=1/5,000

0 50 100 150m

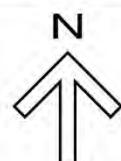
図 5.1-1 自動車交通量調査地点位置図



凡 例

- 計画地
- 区界
- 主な周辺の開発事業
- 地下鉄駅

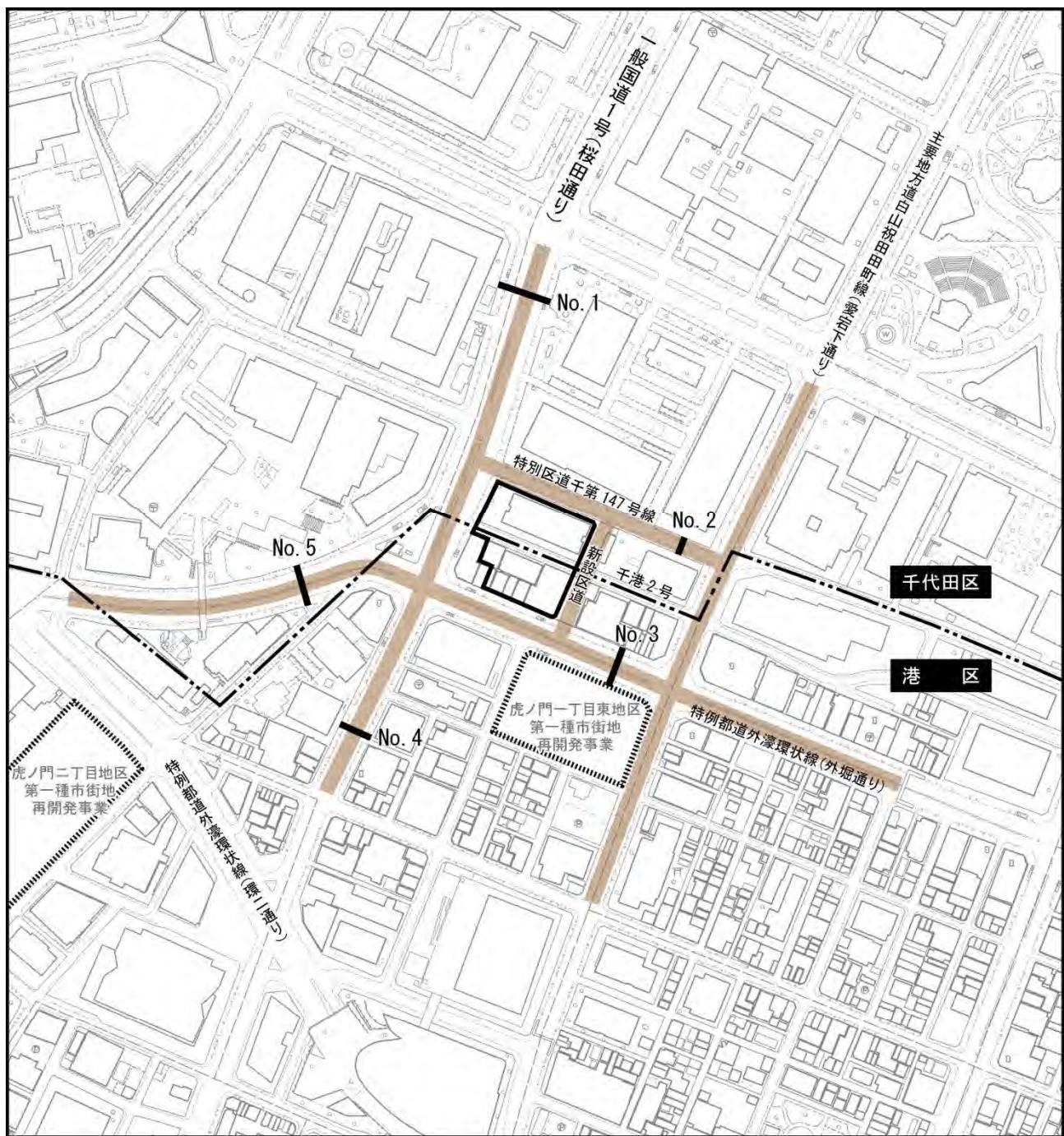
- ↔ 主な歩行者動線
- 歩行者交通量調査地点
(No. 1 ~ 5)



S=1/5,000

0 50 100 150m

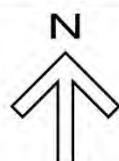
図 5.1-2 歩行者交通量調査地点位置図



凡 例

- 計画地
- 区界
- 主な周辺の開発事業

- 車両の主な走行ルート
- 道路交通騒音・振動、交通量調査地点 (No. 1 ~ 5)

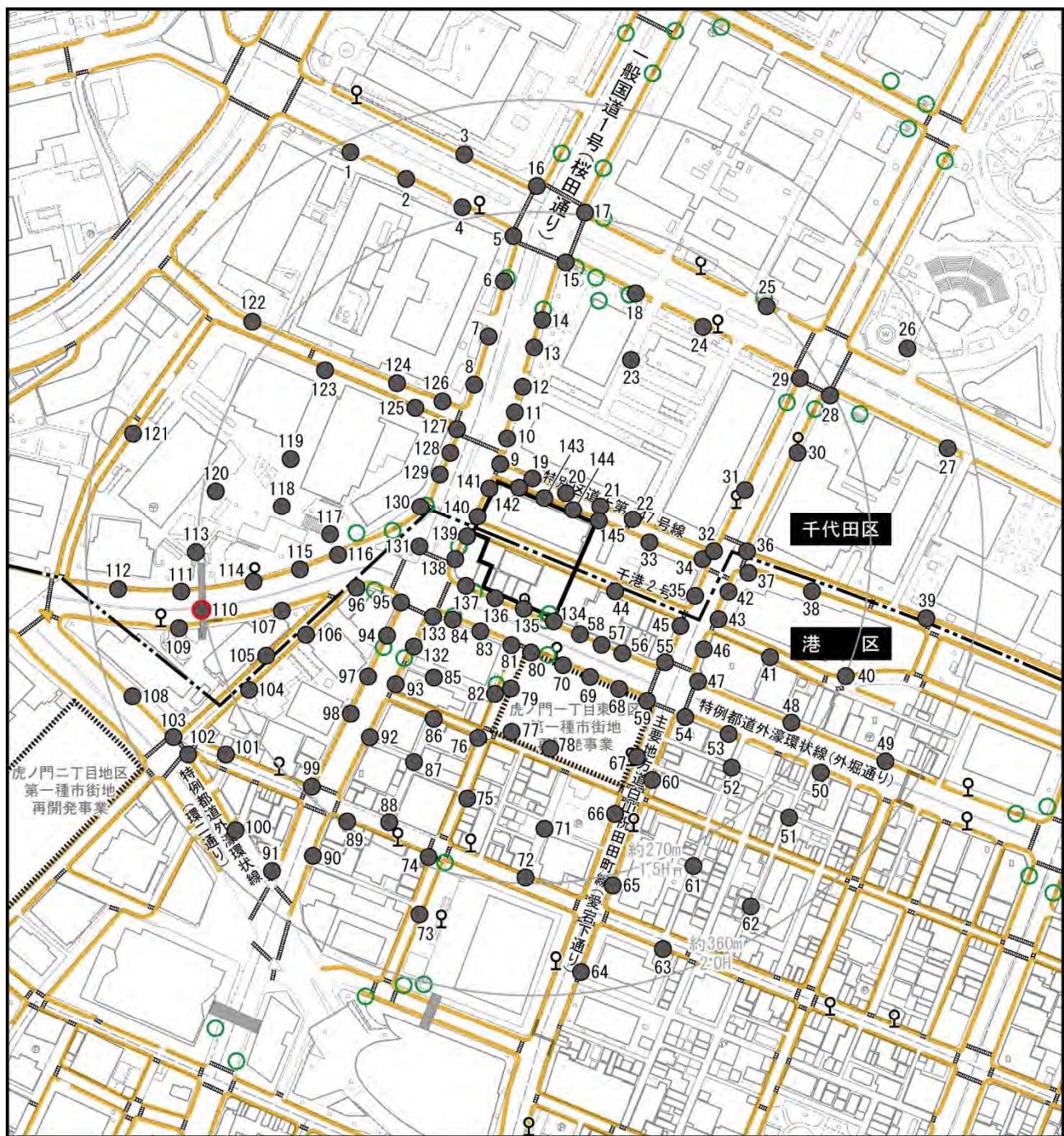


S=1/5,000

0 50 100 150m

図 5.5-1 騒音・振動調査地点位置図

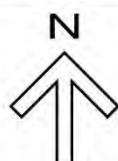
<余 白>



凡 例

- 計画地
- 区界
- 主な周辺の開発事業
- 予測地点
注)○の地点は歩道橋

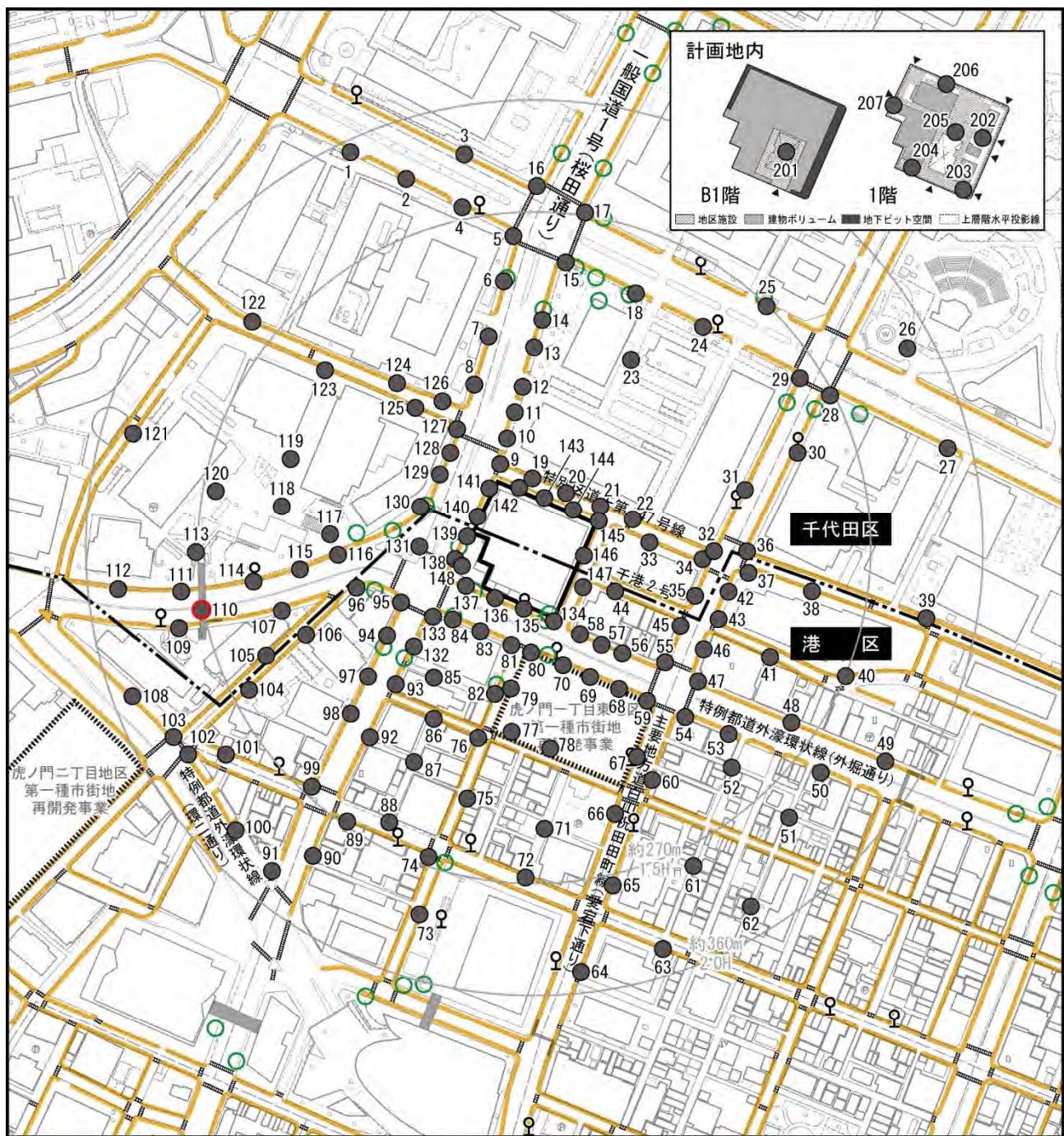
- ♀ バス停留所
- 地下鉄出入口
- 横断歩道
- マウントアップ歩道
- 歩道橋等



S=1/5,000

0 50 100 150m

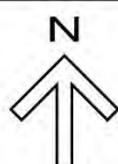
図 5.6-1(1) 風環境の予測地点位置図（建設前）



凡 例

- 計画地
- 区界
- 主な周辺の開発事業
- 予測地点
注)○の地点は歩道橋

- ♀ バス停留所
- 地下鉄出入口
- ===== 横断歩道
- マウントアップ歩道
- 歩道橋等



S=1/5,000
0 50 100 150m

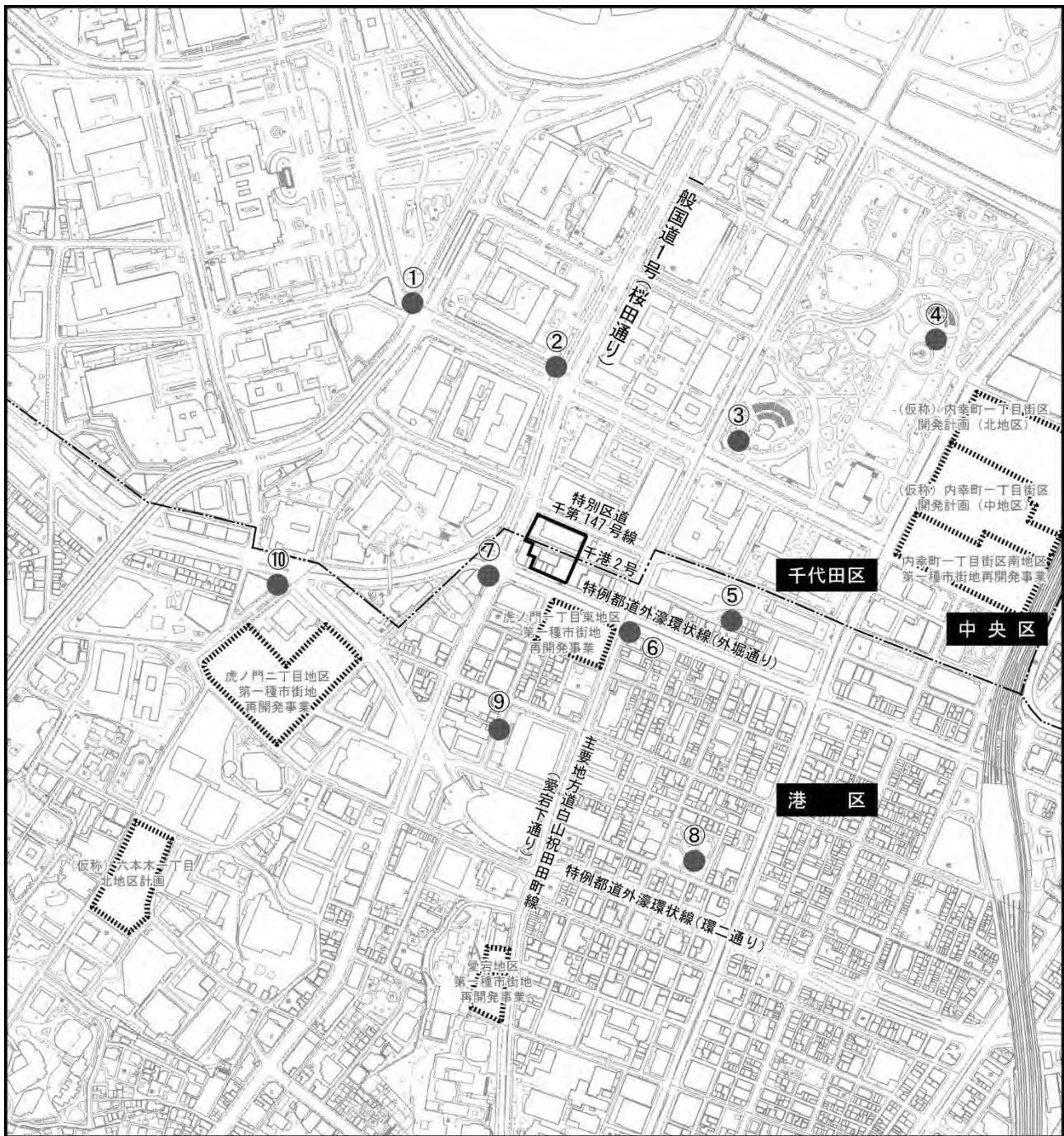
図 5.6-1(2) 風環境の予測地点位置図（建設後）

別表 1(1) 風環境の予測地点設定理由 (建設前)

番号	設定理由						計画地内	
	計画地外			計画地内				
	歩道	横断歩道付近	歩道橋	バス停付近	広場・空地等	その他道路等		
1	●							
2	●							
3	●							
4	●							
5		●						
6	●							
7	●							
8	●							
9		●						
10	●							
11	●							
12	●							
13	●							
14	●							
15		●						
16		●						
17		●						
18	●							
19	●							
20	●							
21	●							
22	●							
23		●						
24			●					
25	●							
26				●				
27	●							
28		●						
29		●						
30			●					
31			●					
32		●						
33	●							
34		●						
35	●							
36		●						
37		●						
38	●							
39		●						
40		●						
41	●							
42	●							
43		●						
44	●							
45		●						
46	●							
47		●						
48	●							
49	●							
50	●							
51					●			
52					●			
53	●							
54		●						
55		●						
56	●							
57	●							
58	●							
59		●						
60	●							
61					●			
62					●			
63	●							
64		●						
65		●						
66	●							
67					●			
68	●							
69	●							
70					●			
71					●			
72		●						
73					●			
74		●						
75	●							
76		●						
77					●			
78					●			
79	●							
80		●						
81		●						
82	●							
83	●							
84	●							
85					●			
86	●							
87					●			
88		●						
89	●							
90	●							
91			●					
92			●					
93			●					
94	●							
95		●						
96		●						
97	●							
98	●							
99		●						
100			●					
101	●							
102		●						
103		●						
104	●							
105	●							
106	●							
107	●							
108	●							
109					●			
110				●				
111	●							
112	●							
113						●		
114						●		
115	●							
116	●							
117						●		
118						●		
119						●		
120						●		
121						●		
122	●							
123	●							
124	●							
125	●							
126	●							
127					●			
128	●							
129	●							
130	●							
131							●	
132	●							
133					●			
134	●							
135						●		
136	●							
137					●			
138					●			
139					●			
140					●			
141	●							
142	●							
143	●							
144	●							
145	●							

別表 1(2) 風環境の予測地点設定理由 (建設後)

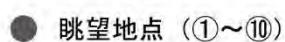
番号	設定理由						計画地内	
	計画地外			計画地内				
	歩道	横断歩道付近	歩道橋	バス停付近	広場・空地等	その他道路等		
1	●							
2	●							
3	●							
4	●							
5		●						
6	●							
7	●							
8	●							
9		●						
10	●							
11	●							
12	●							
13	●							
14	●							
15		●						
16		●						
17		●						
18	●							
19	●							
20	●							
21	●							
22	●							
23		●						
24			●					
25	●							
26				●				
27	●							
28		●						
29		●						
30			●					
31			●					
32		●						
33	●							
34		●						
35	●							
36		●						
37		●						
38	●							
39		●						
40		●						
41	●							
42	●							
43		●						
44	●							
45		●						
46	●							
47		●						
48	●							
49	●							
50	●							
51					●			
52					●			
53	●							
54		●						
55		●						
56	●							
57	●							
58	●							
59		●						
60	●							
61					●			
62					●			
63	●							
64		●						
65		●						
66	●							
67					●			
68	●							
69	●							
70					●			
71					●			
72		●						
73					●			
74		●						
75	●							
76		●						
77					●			
78					●			
79	●							
80		●						
81		●						
82	●							
83	●							
84	●							
85					●			
86	●							
87					●			
88		●						
89	●							
90	●							
91		●						
92		●						
93		●						
94	●							
95		●						
96		●						
97	●							
98	●							
99		●						
100		●						
101	●							
102		●						
103		●						
104	●							
105	●							
106	●							
107	●							
108	●							
109					●			
110					●			
111	●							
112	●							
113						●		
114						●		
115	●							
116	●							
117						●		
118						●		
119						●		
120						●		
121						●		
122	●							
123	●							
124	●							
125	●							
126	●							
127					●			
128	●							
129	●							
130	●							
131							●	
132	●							
133					●			
134	●							
135						●		
136	●							
137					●			
138					●			
139					●			
140					●			
141	●							
142	●							
143	●							
144	●							
145	●							
146	●							
147	●							
148						●		
201							●	
202							●	
203							●	
204							●	
205							●	
206							●	
207							●	



凡 例



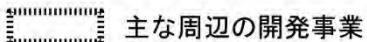
計画地



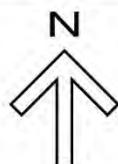
眺望地点 (①～⑩)



区界



主な周辺の開発事業



S=1/10,000

0 100 200 300m

図 5.8-1 景観調査地点位置図

6. その他

6. その他

6.1 実施者

【環境影響調査を実施する者】

名称 虎ノ門・霞が関地区市街地再開発準備組合
代表者 理事長 河村 守康
住所 東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号

【調査計画書作成業務の受託者】

名称 株式会社日建設計
代表者 代表取締役社長 大松 敦
住所 東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 3 号

6.2 主な参考資料目録

「都市づくりのグランドデザイン」(平成 29 年 9 月、東京都)

「港区まちづくりマスタープラン【港区の都市計画に関する基本的な方針】」

(平成 29 年 3 月、港区)

「千代田区都市計画マスタープラン～つながる都心 人・まちが織りなす多彩な都市の価値～」(令和 3 年 5 月、千代田区)

「ビルの新築に伴う地下排水槽（ビルピット）設計の手引」(平成 31 年 1 月、東京都)

「東京都建設リサイクル推進計画」(令和 6 年 4 月、東京都)

「各年 1 月 1 日現在の人口・世帯数」(令和 7 年 12 月閲覧 港区ホームページ)

「各月 1 日現在の各総合支所管内別の町丁目別人口・世帯数（芝地区・赤坂地区総合支所管内）」(令和 7 年 12 月閲覧 港区ホームページ)

「町丁別世帯数および人口（住民基本台帳）」(令和 7 年 12 月閲覧 千代田区ホームページ)

「令和 3 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

(令和 7 年 12 月閲覧 東京都建設局ホームページ)

「東京都統計年鑑」(令和 7 年 12 月閲覧 東京都総務局ホームページ)

「都バス路線図 みんくるガイド（2025 年 4 月版）」

(令和 7 年 12 月閲覧 東京都交通局ホームページ)

「都営バス 運行系統一覧」(令和 7 年 12 月閲覧 東京都交通局ホームページ)

「都心と臨海地域とを結ぶ東京 BRT について」

(令和 7 年 12 月閲覧 東京都都市整備局ホームページ)

「のりばのご案内」(令和 7 年 12 月閲覧 東京 BRT ホームページ)

「東急バスナビ」(令和 7 年 12 月閲覧 東急バスホームページ)

「港区公共施設案内図（ぐるっとみなと）令和 7 年 2 月作成」

(令和 7 年 12 月閲覧 港区ホームページ)

「港区土地利用現況図（用途別）」(令和 3 年 10 月現在、港区)

「2018 千代田区の土地利用」(平成 30 年 5 月、千代田区)

「港区都市計画情報提供サービス」(令和 7 年 12 月閲覧 港区ホームページ)

「都市計画情報マップ」（令和 7 年 12 月閲覧 千代田区ホームページ）
「千代田区施設案内図」（令和 7 年 11 月、千代田区）
「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～（案）」（令和 7 年 1 月、東京都）
「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針—サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり—」（令和 3 年 3 月、東京都）
「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成 27 年 3 月、東京都）
「東京都環境基本計画 2022」（令和 4 年 9 月、東京都）
「みどりの新戦略ガイドライン」（平成 18 年 1 月、東京都）
「東京が新たに進めるみどりの取組」（令和元年 5 月、東京都）
「東京都生物多様性地域戦略」（令和 5 年 4 月、東京都）
「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2025」（令和 7 年 4 月、東京都）
「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」
（平成 26 年 5 月、東京都）
「東京都景観計画」（平成 30 年 8 月改定、東京都）
「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（令和 3 年 9 月、東京都）
「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」（令和 7 年 3 月、東京都）
「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」
（令和 6 年 4 月、東京都）
「港区基本構想」（平成 14 年 12 月、港区）
「港区基本計画 令和 3 年度～令和 8 年度 令和 5 年度改定版・港区実施計画 令和 6 年度～令和 8 年度」（令和 6 年 3 月、港区）
「港区基本計画 芝地区版計画書 令和 3 年度～令和 8 年度 令和 5 年度改定版」
（令和 6 年 3 月、港区）
「港区環境基本計画 令和 3 年度～令和 8 年度 令和 5 年度改定版」（令和 6 年 2 月、港区）
「港区緑と水に関する基本方針」（平成 18 年 3 月、港区）
「港区緑と水の総合計画」（令和 3 年 2 月、港区）
「港区景観計画（平成 27 年度改定）」（平成 27 年 12 月、港区）
「港区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）令和 3 年度～令和 14 年度」
（令和 3 年 2 月、港区）
「港区低炭素まちづくり計画」（令和 3 年 6 月、港区）
「新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」（令和元年 7 月、港区）
「千代田区第 4 次基本構想」（令和 5 年 3 月、千代田区）
「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」（令和 4 年 6 月、千代田区）
「千代田区緑の基本計画～緑がつなぐ人・まち・未来～」（令和 3 年 7 月、千代田区）
「ちよだ生物多様性推進プラン」（令和 6 年 3 月、千代田区）
「千代田区景観まちづくり計画」（令和 2 年 3 月、千代田区）
「千代田区界隈別・重点地区景観まちづくりガイドライン」（令和 3 年 3 月、千代田区）
「第 5 次千代田区一般廃棄物処理基本計画」（令和 7 年 3 月、千代田区）
「令和 7 年度 千代田区一般廃棄物処理実施計画」（令和 7 年 4 月、千代田区）

「千代田区気候変動適応計画 2021」（令和 3 年 11 月、千代田区）
「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2021～2050 ゼロカーボンちよだ～」
（令和 3 年 11 月、千代田区）
「千代田区ヒートアイランド対策計画」（令和 6 年 3 月、千代田区）
「大気汚染常時測定」（令和 7 年 12 月閲覧 中央区ホームページ）
「環境省大気汚染物質広域監視システム そらまめくん」
（令和 7 年 12 月閲覧 環境省ホームページ）
「大気汚染常時監視測定局」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）
「局別測定内容」（令和 7 年 12 月閲覧 港区ホームページ）
「大気環境」（令和 7 年 12 月閲覧 新宿区ホームページ）
「大気汚染常時測定 環境測定データ集（令和 6 年度）」
（令和 7 年 12 月閲覧 中央区ホームページ）
「国立環境研究所 環境展望台 大気汚染常時監視データファイル」
（令和 7 年 12 月閲覧 国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ）
「大気汚染測定結果ダウンロード」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）
「令和 7 年度（2025 年度）版事業概要」（令和 7 年 12 月閲覧 港区ホームページ）
「令和 7 年度版 新宿区の概況」（令和 7 年 12 月閲覧 新宿区ホームページ）
「港区行政資料集 令和 7 年度（2025 年度）版」（令和 7 年 12 月閲覧 港区ホームページ）
「千代田区行政基礎資料集（令和 7 年版）」（令和 7 年 12 月閲覧 千代田区ホームページ）
「令和 4 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」
（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）
「令和 5 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」
（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）
「令和 5 年度公害苦情統計調査」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）
「要措置区域等の指定状況」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都ホームページ）
「数値地図 25000（土地条件）」（令和 7 年 12 月閲覧 国土地理院ホームページ）
「土砂災害特別警戒区域」（令和 7 年 12 月閲覧 千代田区ホームページ）
「基盤地図情報 数値標高モデル」（国土地理院）
「東京都総合地盤図 I」（昭和 52 年 8 月、東京都土木技術研究所編）
「浸水リスク検索サービス」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都建設局ホームページ）
「事業概要 令和 7 年版」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都水道局ホームページ）
「港区みどりの実態調査（第 10 次）報告書」（令和 4 年 3 月、港区）
「区別の湧水地点数」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ）
「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査」
（環境省自然環境局 生物多様性センター）
「千代田区緑の実態調査及び熱分布調査報告書」（平成 31 年 3 月、千代田区）
「国指定文化財等データベース」（令和 7 年 12 月閲覧 文化庁）
「東京都指定文化財情報データベース」（令和 7 年 12 月閲覧 東京都教育庁地域教育支援部）
「港区文化財総合目録」（令和 7 年 12 月閲覧 港区立郷土歴史館ホームページ）

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」

(令和7年12月閲覧 東京都教育委員会ホームページ)

6.3 問い合わせ先

虎ノ門・霞が関地区市街地再開発準備組合 事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

Tel: 03-3501-6183 (午前10時～午後5時／土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※中央日本土地建物株式会社 プロジェクト開発部

この冊子に掲載した地図は、「東京都縮尺 1/2,500 地形図（令和 3 年度 DVD 版）」（株式会社ミッドマップ東京）や「電子地形図 25000」（国土地理院）を使用したものです。